

第七十一回 参議院大蔵委員会 會議録第十号

昭和四十八年三月三十日(金曜日)
午後一時三十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 藤田 正明君
理事 嶋崎 均君
土屋 義彦君
野々山 一三君
多田 省吾君
栗林 卓司君

委員

青木 一男君
河本嘉久蔵君
柴田 栄君
津島 文治君
中西 一郎君
西田 信一君
松垣徳太郎君
船田 譲君
山崎 五郎君
川村 清一君
竹田 四郎君
戸田 菊雄君
成瀬 幡治君
山崎 昇君
渡辺 武君
野末 和彦君

政府委員

公正取引委員会
事務局長 吉田 文剛君
大蔵政務次官 山本敬三郎君
大蔵省主計局次
長 長岡 實君
大蔵省関税局長 大蔵 公雄君

事務局側

大蔵省理財局長 橋口 收君
大蔵省理財局次
長 後藤 達太君
林 野庁 長官 福田 省一君
常任委員会専門
員 杉本 金馬君

説明員

大蔵省関税局企
画課長 米山 武政君
国税庁調査査察
部長 磯辺 律男君
農林省農林経済
局国際部長 吉岡 裕君
通商産業省通商
局国際課長 寺田 恵一君
通商産業省重工
業局航空機武器
課長 加島耕之助君
通商産業省鉱山
石炭局金属課長 伊勢谷三樹郎君

本日の會議に付した案件

○資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年
金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)
○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年
金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する
法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、
以上三案を便宜一括して議題とし、前回に引き続
き、これより質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御發言を願います。

○竹田四郎君 まず、理財局長にお伺いいたしま
すけれども、今度の場合、五年以上の長期運用の
資金については議決の対象になる、五年以下のもの
のというのは、対象にしないわけなんです、具
体的にその対象にしない金額というのは、四十七
年末ぐらいでいいのですけれども、一体どのくら
いあって、それは一体どのように使われているの
か、五年未満のものですね。その具体的にどうい
うふうに使われているかという内容を示してほし
いと思うのですが。

○政府委員(橋口收君) 先生に個人資料で提出を
いたしました資料と、ちよつと合っておりますか
どうか、たまたま手元にございますのが、四十七
年の十二月末でございますが、一年以下の運用は
四兆四千五百五十二億圓、それから、一年超五年未
満、千六百八億圓、五年以上が十六兆九千五百七
十五億圓、合計いたしました二十二兆五千三百三
十五億圓でございます。

いまお尋ねがございました一年以下の四兆四千
億圓の内訳でございますが、厚生保険特別会計貸
付金が三千六百六十四億圓、石炭鉱業合理化事業
団貸付金が四十一億圓、石炭鉱業事業団貸付金が
九億圓、地方公共団体貸付金が千七百七億圓、国
債運用が三兆七千八百七十五億圓、金融債が千四
百四十六億圓でございます。

○竹田四郎君 そこで、こういうものが、まあこ
の金額の幅、ワクというものがどのくらいになる
かというのは、おそろくそのときに長期運用した
ものと、入ってくる金との差し引きが、まあこう
いうふうに使われるということになると思うんで
すが、結局、まあ言うなれば、一種のオペレー
ションに使っているというふうに見えていいと思う
んですけれども、こういう形でかなり使われてい
るということになりますと、いろいろ私は、金融

市場におけるところの一元的な金融操作でなくつ
て、目玉が二つあるというふうなことになるおそ
れはないかということなんです、その辺はどうい
うふうに対処しているのか。たとえば、運用部
が持つております国債、長期国債の場合を見まし
ても、たとえば、四十二年、四十三年の長期国債
というものを覚えていきますと、運用部の場合に
は、四十二年より四十三年の数字のほうが、長期
国債の保有額というのは少なくなっておりますわ
な。民間のほうは、逆に市中のほうは六千四百三
十五億圓から八千二百九十億圓という形でふえて
いる。こういう点から見ますと、どうもそうした
金融操作というものにかかなり利用できるだけの資
金量だと思ひますが、そういう点でどうも金融操
作の根元が二つある。こういう心配が出てくる
と思うんですけれども、その辺はどのようにお考え
になっておりますか。

○政府委員(橋口收君) いま竹田先生からお示し
がございました資金運用部資金のまあ資金の発生
の承略と申しますか、それは機關に貸したものの
回収金と、それから新規に集りますまあ資金運
用部資金——郵便貯金とか、あるいは年金資金で
ございますが、そのほかに、当初に長期運用予定
額をきめますときには、たとえば、四十七年度で
申しますと、郵便貯金の伸びは一兆七千億圓、年
金資金は一兆四千億圓と、こういう予定を立てて
おりますが、実際に年度の途中で郵便貯金の伸び
が大幅にふえると、あるいは年金資金は大体当初
見通しとそう大きな変化はございせんが、他の
特別会計の余裕金とか積立金の余裕がふえると、
こういうまあ事情がございまして、やはりそれが
いわゆる長期運用予定額以外のいわば余資と申し
ますか、超過原資と申しますか、そういうものにな
ってまいります。したがって、いま先生がおし
ゃいました長期運用予定額からはずされた

ものと、回収金プラス当初計画に対する超過分というものが、いわば資金運用部資金の余裕金になるわけでございますから、そういうものにつまみしめては、まあ受け入れの預金が全部利息がついておりますので、当然運用しなければならぬのでございまして、そのための運用の手段として、一年未満の投資あるいは運用というものがどうしても必要になってくる。

そこで、その次の問題は、いま先生がおっしゃいました資金運用部資金の源泉というものと、あるいは流動性の最終的な源泉と申しましてよろしいかと思いますが、中央銀行の金融操作と、そういうものとの調和をどうしたらよいかと、こういうお尋ねであらうかと思いますが、

〔委員長退席、理事土屋義彦君着席〕

そういう問題がございまして、かつては金融二元化の問題として問題が取り上げられ、運用部が金融操作的な行動をとることにつきましては、中央銀行のほうからいろいろ意見もございまして、現在は日本銀行を代理人といたしまして実際の国債の売り買いなどはいたしております。したがって、一年未満の短期の運用として長期国債を買った場合、あるいは短期証券はもちろんでございますが、そういう有価証券類を買います場合には、全部中央銀行を通していたしております。したがって、直接市中から債券類を購入する、こういう操作はいたしておらないのでございまして、まあ将来の問題といたしまして、かりに国債以外に、たとえば、地方債というようなものにつきましても、短期的な運用ということも検討いたしておりますが、そういう場合にも、やはり中央銀行をあっせん機関として、中央銀行のあっせんによって運用部資金で債券類を買う。こういう周到な用意をいたしておるのでございまして、運用部だけの独自の判断で、中央銀行の金融操作と関係なく、買い出動とか、売り出動とか、そういうことはいたさないで、こういう方針で処置をいたしております。

○竹田四郎君　そうしますと、運用部資金のあり方として、長期運用と短期運用、こういうものは大体どういうもので、短期運用と長期運用の大きな分け方、おそろくされていると思うのですが、ある一定の金額のめどというものを定めていえると思うので、いままでの平残でございますか、年間平残でいいと思うのですが、実際そういう点では五年未満、特に一年未満の資金というものは大体どのくらいの割合になっているのか。その点もひとつお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員（橋口収君）　資金運用部資金は、郵便貯金とか、あるいは年金資金をお預かりいたしておりますので、それぞれ郵便貯金あるいは年金資金から払い戻しの要求がございまして、そういう意味におきまして、一つの金融機関でございますから、お預かりいたしましたものを合同運用として、長期運用、短期運用に分けて運用いたしておりますが、そういう各種資金の源泉からの払い戻しの要求もございまして、いわば支払い準備と申しますか、流動準備と申しますか、そういうものの用意が必要になってまいります。

それから、資金運用部資金につきましては、他の一般の金融機関と違ひまして、借入れの規定がございまして、万一の場合には、自分の所有する資産を処分して、現金を調達するということが必要になってまいりますので、かりに関東大震災というような不測の事故が起こりました場合に、郵便貯金に対して、貯金者がどういった反応を示すかという問題もございまして、他の一般の金融機関に比べて流動準備を厚くする必要があるというふうに考えておりますので、現在一応の目安といたしましては、大体総資産の割程度のもので、いつでも処分できる資産の形で保有することが必要じゃないか。で、いまお話がございましたように、過去におきましては一割を割り込んだようなこともございます。実際に資金に対して長期運用の要請が強くて、いわゆる財設計画をふくらましたようなときには、短期の運用が

一割を割り込んだこともございますが、大体の目安といたしましては、一割に目標を置き、現在は大体短期証券を二兆数千億円持つておりますから、短期証券だけで大体全体の二割になっている。そのほか長期国債を一兆六、七千億円短期運用いたしておりますので、そういう点で申しますと、現時点では、われわれ一応の目標といたしてあります一割の流動準備をはるかにこえておるといふのが、現在のポジションでございます。

○竹田四郎君　ですから、まあ提案理由の中にもありましたように、有効に運用をする、有利な運用ということですね。有利な運用ということとは、かなりの利益がそれによって生まれてくるということに普通考えてもよからうかと思ひます。特にこれは資金の性質上有利な運用ということになりますから、相当全体の利益がここに積み込まれてくるという形だと思ひますが、短期に運用するのとは、長期に運用するのとは、短期に運用するのとは、当然長期に運用するほうが有利な運用というのになつてくるだろうと思ひますが、そうしますと、いま大体一割というのがめどだということですが、これからの情勢を考えてみますと、はたして長期運用できるようなものが出てくるかどうか、そういう問題も一つあらうと思ひますけれども、短期運用の金額が非常に高くなるというところは、これは運用自体においても私はいろいろ問題が出てくると思ひますけれども、その辺は一定の制限というものが当然あつてもいいんじゃないか。また、おそろくいまの局長の話の中で、何か天災地変がある、その場合の払い戻しというふうなことをおっしゃっていたんですが、それは私は、短期のものだけですく払い戻しができるといふものじゃないと思ひますよ、おそろくもつと大きな措置をとらなければならぬ問題というものがおそろく出てくるだろうと思ひます。そうなつてきますと、短期運用の金額というものは、理財局でも大体一割ということをめどにしているならば、一割そのものがいいとは思ひます。ちよつと思ひませぬけれども、ある一定の限度

以内で運用するという規定があつていいんじゃないか、こういうふうに思ひますが、そういうものがあるとは非常に運用のじやまになりますか。たとえばいま一割を一応の目標にしていると、このようにおっしゃつていたんですが、実際にはいまの場合には二割ぐらいに上つておるわけですね、大体。それをたとえば、二割以内という形にすると非常に運用がでにくくなつて損失がふえる、こういうふうな事態がありますか、ありませんか。

○政府委員（橋口収君）　竹田先生の御意見は、いわば金融常識にマッチした御意見であらうかと思ひますが、実は資金運用部資金は、有利、確実な運用のほかに、公共的な目的というものを任務として持つておりますので、実は長期の融資と短期の運用と、利回りで申しますと、むしろ長期のほうが安いと申しますか、長期のほうが低いという、まあどちらかと申しますと、やや異常な現象を呈しております。実は長期運用といたしましては、昨年の八月までは六・五％、九月以降は六・二％ということ、ほぼ一律に運用のレートをきめておりました。短期の運用は、短期証券は利回りは四・一二五％と非常に低くなつておりますが、国債を短期運用で持ちますと、これは六・七％に回るのでございます。したがって、むしろ長期の運用より短期の運用のほうが利回りがいい、一般の金融常識からは理解できにくいような、そういう姿になつておりました。利回り採算の点で申しますと、長期に回す額というもののいわば最低限度と申しますか、あるいは短期の運用の最高限度と申しますか、そういうものをきめますと、実際には採算利回りは向上する理屈でございまして、いま御説明申し上げましたようなことで、資金運用部資金の場合にはむしろ逆の現象が生じております。そういう点から、採算の角度からの配慮というものは、実はあまり必要ないのじゃないかと、それからもう一点は、短期運用の限度額をきめますと、四十六年とか、昨年のように金融が緩和いたしました場合には、地方団体にしまして

も、実際に市中から安いレートで資金の調達が可能でございまして、本来であれば、起債前貸しという形で資金の需要があるところが、実際は需要がない。それから、一般の財政投融資対象機関につきましても、やはり料金収入とか、あるいは事業収入とか、そういう利息のつかないお金というものを先に充当いたしまして、利息のつくお金は、年度後半あるいは年度末に寄せる、こういう合理的な行動と申しますか、そういう自然的な現象がございまして、やはり運用部の立場で申しますと、年度を通じての資金の余剰ということよりは、年度途中の資金の余剰に対してどういうふうに対応するかというのが、実はより重要な課題でございまして、そういう点で申しますと、長短につきましても、根拠をつくりまして、実際に短期の運用というものが時期的に急増する場合がございますので、そういう場合には、実際に長期に回したくても回せない、まあ、そういうことを申してよろしいのかどうか分かりませんが、一般の金融機関であれば、ある程度貸し込みと申しますか、押し込み貸し付けと申しますか、そういう行動がとれないわけでもございまして、本来信用創造の任務を持っておりません運用部でございますから、ここに政府関係諸機関に対して無理に融資を行なう、それによって利息をかせぐということとは、事実上制約されておりますので、そういう点から申しますと、まあ、さかしくの御提案ではございしますが、実際に長短の根拠を設けて、そののりを越えてはいけないということでは、実際に運用部全体としての経営に非常に困難が生ずるのではないかと、こういうふうに考えるものでござい

ます。○竹田四郎君 確かに、そういう場合が出てくると思うのです。しかし、そういうものというものは、この運用部だけの話じゃなくて、日本の金融全体がおかしくなっている。去年あたりは確かに日本の金融全体が過剰流動性でおかしくなっていたわけなんです、問題はむしろそこにあるわけですね。それが運用部のほうに余資が非常にたくさんたまっちゃってしまおうということになるわけですよ。そういう意味では運用部資金というのは、要するに積極的なお金じゃなくて、受動的なお金なわけなんです。だから、むしろ運用部資金のこれを直すということよりも、もっと基本的な金融政策のあり方そのものの自体にメスを入れて、そちらを早く直さないと、こちらのほうへしわが寄ってしまおうということだと思っております。そういう意味では、私はむしろこういふところにそういう歯どめがあつてこそ、初めて金融政策に対する対応のしかたというものがむしろ正しいものになってくる可能性がある。そういう意味では、私はこの点は、二割がいいかあるいは二割五分がいいか、三割がいいかわかりませんが、その辺はある程度の限度というものを、五年以下のものについても、金額ではないけれども、一定の限度というものを私はきめて、やはり金融政策全体の節度というものがあつてもしかるべきだと思ふのですが、ほかのほうだけにまかせないで、これだけの大きな金というものを合わせ持つていくわけでありまして、私はそのように思うわけでありまして、この点は、私はもうすぐそうだとお返事はおそらくいただけないだろうと私は思うのですが、もしいただければなお返事をいただきたいと思ふのです。

○政府委員(橋口収君) いまの御質問の中にもございまして、自然に集まってくる資金でございまして、資金運用部の立場の判断でこれの受け入れを行なわないということでは、たゞとて、預金が集まり過ぎるといふときには、支店に号令をかけて預金集めを少し手控える、こういう措置が可能でございまして、運用部資金は間接の立場でございまして、郵便貯金が自然に伸びるという場合には、当然受け入れをしなければならぬ、しかも、それには利息をつける、こういう任務を負つておられますので、そういう点から申しまして、集まってきた資金というものを、いわばマ

ネーフローと申しますか、そういう立場でどういふふうにするかという問題は確かにございしますが、ただ、採算の問題とか、あるいは収益の問題という角度だけで申しますと、集まってきたものはどうしても運用して利息をかせぐ必要がある。ただ、その運用の形態が長期運用がいいのか、あるいは短期運用がいいのか、それが資金の循環全体としてどういふ立場に立つか、そういう点で申しますと、昨年あるいは一昨年を通じて申しますと、運用部としては資金超過になつておりました、いわゆる過剰流動性問題に対しては減殺要因と申しますか、消極的な要因と申しますか、そういう作用をいたしておりました。そういう資金超過になりまして、いわば短期運用になつておるわけでございます、これはいわば経済に対して無色透明と申しますか、中立的な作用を持つておりますので、そういう限りでは、昨年、一昨年は資金超過と、これはまた情勢が変わりますれば、あるいは運用超過と申しますか、景気が停滞した場合に、財政投融資の景気調整機能のいわば中心的な機関といたしまして、やはり長期運用に対して大きく傾斜をしていくと、その場合には、手持ちの長期国債とか、あるいは短期国債を処分して現金を調達すると、先ほど申しましたような支払いに対する流動準備だけでなく、運用に対する準備という任務を含めまして、大体一割程度の短期用資産は持つ必要があるんじゃないかというところもございまして、まあ先生の御提案の御趣旨はよく理解できますが、運用部資金の、何と申しますか、経営の立場と申しますか、最小限度の要請としての有利な運用という立場で申しますと、なかなか資金に壁をつくりましてやりまして、実際、郵貯の利払いとか、年金に対する利払いに困難を来す場合があるんじゃないかということが憂慮されますけど、まあよく検討はいたしますけれど、なかなかすぐ的確な答えは申しにくいのでござい

○竹田四郎君 まあ私は、運用部資金というのはあまり大きくはないほうがいいと、モデルと

ものでなければいけないという考え方でありまして、から、そういう意味では、当然ある程度の制限は加えてもいいだろうと、こういう主張であります。

そこで、一体これだけの二十二兆に及ぶ資金でありますけれども、この資金を有利に運用しているというんですが、具体的にはどのくらいの各年度で利益が出ていくのですか。

○政府委員(橋口収君) 過去四十年度から申し上げますと、四十年度が五十四億、四十一年度が十九億、四十年度が二十一億、四十三年度が六十七億、四十年度が四十一億、四十五年度が二十四億、四十六年度が二十億、四十七年度は二十四億、四十八年度資金運用部資金特別会計の添付書類として提出してございまして四十七年度の損益計算書では、損失の四十八億七千五百万円ということに相なつております。ただ、これは見通しでございまして、最近時点計算をいたしますと、もっと赤字と申しますか、マイナスがふえるんじゃないかと、こういう見通しでござい

ます。ちよつと御参考までに利回りを申し上げますと、運用利回りが、四十年度が六・四、四十一年度が六・三、四十二年度が六・三、四十三年度が六・三六、四十四年度が六・三五、四十五年度が六・三三、四十六年度が六・三四ということでございまして、それに対して資金コストも御参考までに申し上げますと、資金コストは四十年度が六・二八、四十一年度が六・二六、四十二年度が六・三〇、四十三年度が六・二九、四十四年度が六・三一、四十五年度も同じく六・三一、四十六年度が六・三三ということで、四十六年度は収支差額が〇・〇一と、万分之一というところで、非常に、何と申しますか、経営としては低空飛行いたしておりますが、四十七年度はとうとうそれが収支差額が赤字になりました、損失が出ると、こういうことでござい

○竹田四郎君 そうしますと、有利な運用ということにはならないんじゃないですか。利益が〇・一%、運用部資金総額に対して〇・一%、四

十七年度においては先ほどの話では赤字がうんと出ると、こういうことになる、有利な運用ということにはならないんじゃないですか。これでもやっぱり有利な運用というふうに理解すべきなんですか、どうなんですか。

○政府委員(橋口收君) いまから十四、五年前を振り返ってみますと、万分の一に相当しますところ、大体万分の二十六とか、万分の三十とかというところでございまして、まあ千分の三、千分の二、六とか、そういうところでございまして、これは昭和三十六年に国民年金制度が発足いたしましたときに、国民年金の積立金を、厚生年金と同じように運用部資金で預かりをするということ、厚生省当局と話し合いましたときに、従来の七年以上の預金に対して六%の金利をつけておりましたが、それに対して当分の間、〇・五%までの特利をつけてよろしいと、そういう法律改正がございまして、それに基づきまして、昭和三十六年度から、七年以上の預金につきましては六・五%の付利をいたしております。これは郵便貯金、それから厚生年金資金、国民年金資金、いずれも一視同仁でございまして、その他の特別会計でも、七年以上の預金であれば六・五%という金利をつけております。その結果、どういふことが生じたかと申しますと、結果的には、いま御指摘をいただきましたように、まあ有利とはいながら、実際には〇・五%分が郵貯特会、厚生年金保険特別会計に繰り入れられておりまして、その結果として、郵貯特会は今二千二百億程度の積立金が生じております。それに反しまして、いわば本家ともいふべき運用部資金のほうに利益がだんだん減って収支の差額が小さくなつてまいりました。とうとうまあ四十七年度では赤字になると、ただ、運用部資金としては、前から特別会計の積み立て金を持っておりますので、現在大体七百四十億ぐらいの積立金がございますので、まあまあ四十七、八億から五十億程度の赤字であれば、何とか当分はしのげると、しかし、四十八年度は、当初から赤字を見込むということ

は、資金運用部資金法の精神から見ても困難でございますから、これは収支とんとというふうに見込みを立てております。そういう点から申しまして、運用面、採算面につきましてもさらに検討を加えて、従来以上に採算マインドと申しますか、有利な運用ができるようなくふうをする必要がございまして。そういう点で申しまして、まあ一方に、課せられた公共性という任務がございまして、できるだけ安い金利で財投対象機関に対して融資を行なうと、昨年の八月に郵便貯金が下がりました際に、資金運用部資金の預託金利も〇・三%下げまして六・二%にいたしました。その際に、運用のほうも六・五%を六・二%に、〇・三%下げたんでございまして。で、昨年も、運用のほうに据え置き、あるいは〇・二%程度の引き下げにとどめて六・三%程度にして、〇・一%さやをかせいだらどうかということも資金運用審議会という議論になったのでございまして、やはり郵便貯金の利下げということで国民一般に対して負担を与えるということであれば、その分は国民にひとしく還元する必要があるんじゃないかというところで、預託金利を〇・三%下げましたのと同じ幅だけ運用のほうも〇・三%下げたんでございまして。そういうこともあり、それから、かたがた金融緩和ということを反映いたしましたので、四十七年度は赤字になったのでございまして、こういう状態が今後継続することは適当でございませんで、四十八年度はぜひ採算面で改善を加えまして、少なくとも収支均衡するような状態にしたいと、こういうふうに考えております。

○竹田四郎君 そうしますと、厚生年金なり国民年金なりというものは、これはもうもちろん七年以上の長期運用ということで考えておると、こういうものは今後どんどんふえてくるわけですね。そうしますと、運用部資金というのは、ますます大きくなって赤字要因というものをかかえていくと、一応現在の段階ではそういうふうな方向しかない、こういうふうに言えると思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(橋口收君) いま御説明いたしましたのは、資金運用部資金の預金、それから、運用の基本的な仕組みの問題でございまして、赤字が生じた主たる原因といたしましては、やはり短期運用、ことに短期証券の金利が非常に大幅に下がったと、で、現在四・一二五%でございまして、大体過去二年半ぐらいの間に一・五%下がっております。したがって、一・五%だけ利回りが下がりますと、かりに二兆円短期証券を持つていたといたしますと、一年間で三百億の損になるわけですね。最近公定歩合の引き上げが云々されておりますが、かりにここで公定歩合に何がしかの調整措置が加えられますと、当然それに関連いたしまして短期証券の利回りも向上いたします。あるいは国債その他の条件の改定ということも日程にのぼることが予想されますので、そうなりますと、その面から申しまして、運用部の収支というものは、自然改善されるわけでございます。基本的なパターンとして、六・二%でお預かりをして、六・二%で運用をする、こういう収支構造というものは、やはり運用部資金に課せられた公共的な性格から見まして、基本的に変えるということとはむずかしいんじゃないかと。ただ、現在でも全部六・二%で運用いたしておりますれば当然赤字になりますので、各種の政府関係諸機関の中で、収益力のある機関、あるいは経済性の強い機関につきましては、六・七%とか、あるいは債券の発行という形で資金を流しております。債券の発行であれば、大体現在でも六・八%ぐらいに回りますので、そういうまあ、高利運用と申しますか、有利運用と申しますか、そういうものをまけて、どうやら収支均衡をとっておるのでございまして、よその世帯のことを申し上げまして、恐縮なんですけれども、簡保資金のごときは、有利運用、高利運用というものを、運用部資金より、まあ何と申しますか、多用いたしております。簡保資金は、いろいろ民営保険との競争の問題等もございまして、契約者配当とか、契約者貸し付けとか、いろいろな要請もございまして、

運用部資金よりは有利運用の割合を高めております。で、まあ何と申しますか、そういうことも許されるような環境にあるのでございまして、私どもはやはり直接お預かりすることではなくて、間接的にお預かりするということだけではなく、なかなかこちらの都合だけで操作すること、まあまあ操作するということも不可能ではございませぬけれども、やはり公共的な任務から見まして、おのずから制約がございまして、そういう点から申しまして、やはり基本的には金利情勢によって、非常に大きな影響を受けると。で、最も基礎的な運用の形態、あるいは預金の形態としては、あまり利差をとるということとは適当でないんじゃないかと。しかし、有利運用をもつて心がけるようにという御注意もございまして、それから、資金運用審議会なんかでもそういう議論が出ておりますので、先ほどもちょっと触れましたように、四十八年度の収支改善策の一環として、そういう問題も検討いたしてまいりたいというふうに考えております。

○竹田四郎君 政務次官、あなたの、提案理由のときには「有利な運用」ということばがはつきり入っていましたね。現実には、むしろ有利な運用ということば自体が、四十年からずっと見まして、もうここ、四十七年まで含めて、どうもたいした有利な運用という形にはなっていないわけですね。まあ、その運用部資金の法律にもそういうふうに確かに書いてあるわけですが、これは、そういう言い方をするというのは、むしろこれは、国民が零細な預金を政府に預けておいて、うまく運用してもらっているんだというふうな、法律あるいはあなたの提案理由の説明、そういう点からいくと、実体と非常にかけ離れていることを言っていると、こういう感じを私はもう率直に持つわけですね。ですから、むしろ、そういうことであるならば、私はもっとその内容を変えたらどうかと思うんです。そして、国の全体の経済構造をこうしていくために、国民の福祉をこうしていくために公共的に運用するんだというふうなことは本来変

えるべきであつて、有利な運用ということでは、全く有利な運用をしていない。提案理由の説明のことばと相反した実体が出ています、こう言わざるを得ないのです。そういう点はむしろ提案理由の説明を訂正なさるの、もう実はここへくればしかるべきである、もっと考え方を要するべきである、こう思うのですが、あなたの二回読ませていただきます、大体いまのような内容というのを、こんなこまかい数字ではございせんけれども、大体そういうものを感じとつて、どうもあなたの提案理由の説明おかしかつたと言わざるを得ないのです。

○政府委員(山本敬三郎君) 提案理由の説明の中にもあつたと思いますし、資金運用部資金法の第一條にもありますが、先生はいま運用益のほうだけ言われますが、「確實かつ有利な運用」と、「確實」のほうが一つあるわけです。そして、しかも、法律の目的の中に「公共の利益の増進に寄与」する、こういう使命を持つ資金ですから、ただ、有利だけというふうに考へてはいけなないのではないか、確實であり、しかも、それが公共の利益の増進に寄与するという性格もかね合わせなければいけない、こういうふうに考へておりますし、提案理由の説明の中にも、確かに「確實かつ有利」というふうに申し上げておつたと思ひます。

○竹田四郎君 だから、その有利ということばが実際の現状の数字とはなほだしく遊離しているといふことですよ。だから、その有利という字は抜かしなさいと、私は言つてゐるわけですよ。そういう事態にもかかわらず、有利といふことばをあえて現段階で入れてゐるというのはおかしいじゃないか。確實とか、公共のためのほうは私は言つていませんよ、それをはずせと言つていませんよ、いま、有利といふ文字だけおかしじやないかと。赤字を出してゐて、しかも、ここ四十年から見たつていた、全体として見れば利益は上がつてゐないわけですよ。それなのに有利だといふ。○一〇〇の利益といふのは、私は通常の

にも有利とは言えないと思うのです。しかも、赤字が出てゐるという状態です。だから、そういうことばは訂正なさつたほうが私はいいだらうと思うのです。

○政府委員(山本敬三郎君) 私は、やはり確實で、有利で、公共の利益を増進すると、こういう三つの性格を持つべきであつて、有利でなくともいけないわけですよ、しかも、赤字とおつしやいましたけれども、七百四十億の積立金があり、しかも、公定歩合を六回も引き下げてゐた、そのために短期証券のほうで四・一二五%の運用になつて赤字が出てゐる。今度引き上げられれば、短期証券の運用益ももつとふえてくるはずになると思ひますし、原則的には運用部資金そのものに赤字が非常に累積することもあるのではないのか。それから、長期の確實でしかも有利という条件というように御理解いただいたらどうかと思ひます。

○竹田四郎君 そういうことばのあやでござかされと、國民をごまかしてゐるとしか私言えないと思ふのです。七百三十億の積立金というのは、これはあなたたちがかせいだわけじゃないわけですよ。あくまでも原資は、國民の零細強制的な貯蓄なんですよ。だから、これがあるから赤字を出してもいいんだということには私はならぬと思ふのです。ですから、そういう点では私は、資金運用部が各関係機関に貸してゐる金利、このものが、先ほどいろいろあると言つておりましたのが、まあ、私がいたいた資料そのほかにもあるのかもしれないけれども、實際上六・七%で貸してゐるというの、北海道東北開発公庫だけで、長期貸付金としては、債券とかなんかは別でございませうけれども。

○政府委員(橋口收君) はい。

○竹田四郎君 しかも、この北海道東北開発公庫のおもなものの、おそろく炭鉱問題が大部分の金を占めてゐるのだらうと思ひますけれども、そのほかは全部六・二%で貸してゐるわけですよ。経済性のあるもの、あるいは負担力の

あるもの、こういうものは私は少なくとももう少し金利を上げていいと思ふんですよ。同じ六・二%で一律に貸す必要はない。たとえば、住宅とか、あるいは社会福祉というふうな面、労働福祉事業団だとか、そういうふうなものについては、これは私はある程度はその会計だけを見れば赤字になつてもやむを得ないと思ひます。しかししたとて、開発銀行などを見まして六・二%ですよ。しかも、造船関係にはそのほか、その利子分の一部というの是一般會計から補給することまでやつてゐるわけですよ。こういうふうなことをみると、このほとんどが六・二%で貸してゐる。こういうあり方は直していいんじゃないか。しかも、いま日本の経済構造、産業構造をどうのこうのしるという世論の非常に高いときですよ。二十二兆円のこのお金というものは、私はそういうものを貸していく上でも相当程度の力になり得る金だと思ふんですよ。そうしたら私は、当然この六・二%というのは何らかの形で変へるべきだと思ふんですよ。この点はいかゞでしようか。

○政府委員(橋口收君) 貸し出しの相手方によつて金利に差等を設けるという問題は、実は私どもかねがねか持つてゐる問題意識でございまして、いわば悲願でございまして、できればチャンスをつかんでそういうこともやりたい。ただ冒頭にお話がございましたように、金利は長短によつて差等があるのが、いわば金融常識でございまして、長いものについては高く、短いものは安く、こういう考え方もかみ合わせの必要があるんじゃないかといふことがかねてから議論をされておるのでございまして、融資の機関で申しますと、たとえば、国鉄とか、あるいは住宅公団とか、こういう本来助成を必要とするような機関に対する融資の償還期限といふものは、実は長期になつておりまして、単に長短の区分だけで長いからといつて、金利を高くするといふのは、公共性という性格から見まして問題がある、こういう議論もございまして、実は長短の区分によつて短いものを安く、長いものを高くするといふことはできなく

いという事情にあるのでございまして。

そこで、その次の問題としては、相手方機関の性格に応じて金利に差等をつけるということはどううか。現在やつておられますのは、先ほどもちよつと触れましたように、融資の形態か、債券の引き受けの形態か、手段によりまして金利に差等をつけておられます、大体融資でやつておられますのが全体の九割、一割は債券の引き受けという形で、いわば有利運用と申しますか、高利運用をいたしておるのでございまして、したがうして、たとえば、道路公団、有料道路のように受益者負担金の比較的取りやすい経営の安定してゐる道路公団につきましては、債券の引き受けという形態を用いたしております。そこで、同じ融資という形態で、相手方によつて差等をつけることができれば、これは今後の検討課題でございまして、できればそういうないという気持ちも持つておりますが、これはやはり各機関なり、各省から端的に申しまして相当な抵抗がございまして、なせ自分のところが上がつて、ほかが低いのか。いま先生おあげになりましたような、たとえば、社会福祉事業振興会に対して安くするといふような点につきましては、これはおそろく議論はないと思ひます。しかし、いろいろ境目の機関につきまして、どつちに入れるかといふような問題でなかなか抵抗も強いんじゃないか。したがうして、先ほど来申しましたように、何としまして、四十八年度は収支、採算というもののに対して従来以上に神経を使う必要がございまして、期間の長短による方法と、それから相手方機関による方法とはどういふ組み合わせができるか、それは今後の問題として検討したい。ただ、いま開発銀行のお話がございましたが、開発銀行は御承知のように現在ガリオア、エロアを返済するといふ任務を持つておられますので、開銀に対して高い金利で融資をいたしますと、ガリオアの財源が不足する、こういう問題がございまして、収益力のあるという点で申しますれば、開発銀行が最大の収益機関でございまして、現在百億くらいの納付

金をいたしておりますので、理論上は金利を上げるといふことは可能でございますが、実は開銀の収益金で、ガリオア、エロアの返済をする、こういうたてまえにいたしておりますので、そういう点で現在六・二％で融資をいたしておりますて、これはガリオア、エロア返済につきまして今後別途御審議をわずらわす法案を提出いたしておりますが、そういう問題がひとつの、何と申しますが、制約と申しますか、阻害要因になっている。したがって、収益力だけに着目してやるといふこ

ともいろいろな支障もございまして、北東公庫が六・七％になっておりますのは、かつて政府保証の債を引き受けた、そういう経過から申しまして、同時にまた、収益力があるということで六・七％にいたしましたのですが、そういう問題一切を含めまして、近く十分検討いたしまして成案を得たい。何らかの方法で収益改善につながるような措置を検討いたしたいというふうに考えております。

○竹田四郎君　近く公定歩合の引き上げがあるだろう、こういうふうにいわれているわけですが、公定歩合の引き上げが幾らになるか、それはわかりませんけれども、公定歩合の引き上げがあった場合には、いまずと並べてあります六・二％の金利、これはどういうふうにされますか。

○政府委員(橋口收君) 仮定の問題でございますが、公定歩合の引き上げに伴って、一般の預金金利がどうなるか、預金金利が変わりますれば、おそらく郵便貯金の金利も変わるということになりますので、技術的な問題はいろいろ郵政省と詰めます必要がございますが、いずれにしましても、郵便貯金特別会計の負担はそれだけふえますので、郵政省側としては預託金利を上げてほしいということとを当然いつて来られると思いますし、同時に預託金利を上げますと、運用部の運用金利のほうにも手をつける必要が生じてまいりますので、公定歩合の引き上げを契機として、長短金利全体のほう見直し作業というものが必要になってまいりますので、とりあえず、昨年の夏に措置を講じました

以前の姿に戻るということであれば、端的に申しまして六・二%の預託金利が、六・五になり、運用のほうも六・五になる、こういうことであらうかと思いますが。そこが、まあ定期預金の金利がどういうふうに変わるか、それに伴って郵貯金利がどうなるかということで、最終的に態度をきめなければならぬというふうに考えておりますが、まあ、そういう状態になりました場合には、やはり常識的な線で問題を解決するのが適当ではないかというふうに考えております。

○竹田四郎君 いずれにしましても、この六・二％というものは、少なくともこのように一律の形でやるということとは全く好ましくない。いろいろそのおのの利害関係者から、自分のところを引き上げてもらいたくないという希望というもの、これは常にあることだろうと思うのです。これは政務次官、公定歩合が動かされるこういう機会にこそ、こうしたものを一律な利率にしないであらう、それこそ国民が、もうかっているとこに貸

してやんのには利率を高くするとか、いまの長期、短期も私はあると思います。

〔理事土屋義彦君退席、委員長着席〕

そうした国民の利害関係者が納得するのじゃなくて、原資は国民の大多数のものなんです。特定な金持ちが出しているわけじゃないのですよ。そ

ういういふでありますれば、それは利害関係人は安くしてくれというのは、これは当然でありましてようけれども、しかも法律に「有利に」ということとようばが入っているように、もう少しその辺は、またな「公共」ということばが入っているように、やはり日本の経済自体を転換さしていく大きなてこにもなるわけでありますから、この辺はどうしても、そういう機会があるならば、このときにこそそううした問題を処理していかないと、そのままいけければ、次の何かそういう機会でなければ、また機会がなくなってしまうということでありますから、公定歩合の引き上げというのは、新聞報道でありますけれども、まあ、その他の条件を見ても、近々ということふうに思われているわけでありませんか

ら、この機会に抜本的にこういうものを直すべきだと思ふんですけれども、政務次官どうですか。

○政府委員(山本敏三郎君) 一番しまいの使途別分類表で見ますと、(1)―(6)分類にあたるようなものは、国民生活にかかわる問題ですから、できるだけ安くしたいというふうに考えております。そのあとの基幹産業とか、貿易経済協力、そういう方面について先生のおっしゃるような、そういう考え方でも確かにうなづけるわけですが、事実問題としてはなかなかむずかしい問題もあるうかか

と思います。先生のおっしゃる意味はよくわかりますので、そういう努力はしてもらいたいと思うんですが、非常にむずかしい問題だと思います。○竹田四郎君　むずかしい問題をやっぱりここで切り開いていくということなのでしょう。大体財投というのは、もともと国会の審議なんかになかったのを、あえて審議にすると踏み切ったのですよ。これだけは私は一つの進歩だと思いますよ。だから、そういうふうになってきているんで

すから、いつまでも前のものを踏襲しているなどというものは、これは私はよくないことだと思ふんですよ。世の中がこれだけ変わってきているのに、相変わらず昔と同じようなやり方を踏襲しているなどということは、それこそ国民から大きな不評を招く点だと思ふんですよ。だから、すぐに

ひとつつそういう抜本的な対策を、やっぱりこういう機会でないといけないと思うんです。行なうべきだと思ふんです。やる意思はいまと同じようにむずかしいからやれませんか。

○政府委員(山本敬三郎君) 先ほど申し上げましたように、先生の御理解を得るような局面に使うものについては、これはそう有利を強く主張する必要はないわけですが、確かに一部そういうものもありますから、十分検討をいたしたいと思います。が、先生の御期待に沿うような成果があるかどうかについてははつきりと申し上げるほどの自信はございません。

○竹田四郎君 これだけ議論していても時間がなくなってしまうから、これはひとつさういうこ

ふうな方向にやつぱり発想を転換していかなければ私はしょうがないと思うんです。こんなばかなことではないと思うんです。私も、かなり段階的に進んでいるんだらうと実は思ったのです。しかし、資料をいただいて驚いたわけなんです。だから、どうしてもこれをやってもらわなくちゃいかぬと思うんです。私、全部を一律に上げろと言っているわけじゃないんです。だから、たとえば、福祉関係というのは、これは金利を安くしたいと思う。その金利の安くした分は、ど

こから補わなくちゃいかぬわけです。それは負担力のあるところから補わせるということはあたりまえのことだと思ひます。これはひとつお答えは要りませんから、やつていただきます、こう思ひます。

それから、きのうのベニヤ合板の点に移りたいと思ひますけれども、きのう課長さんが見えになりましたして調査をおやりになったと、しかし、需給関係が非常にタイトだというお話だったんで

すが、しかし、需給関係がタイトだといふんだけれども、それがはたして全部が実需なのか、実需が強くて仮需要というものがゼロなのか、実需と仮需要というものがかなり両方ともあるのかどうなのか、この辺はついに明らかにしていただくことができなかったわけです。需給がタイトだといふ

うんですけれども、その内容をひとつきょうはお知らせいたしたい。

○政府委員(福田省一君) 最近、昨年の大体十二ヶ月ごろでございましょうか、合板が非常に需要がふえてまいりました。というのは、木材の価格が上がりましたのもっと前でございます。従来は屋根の下とか、あるいは畳の下に板を使っておつた。そういったものが高くなつたものだから、合板が急に使われ出したということもございます。

非常に従来と合板の使用形態が違つてまいりました。そのため需要も相当ふえたということが大きな原因であるわけでございます。そこで、そのための合板の需要の広がり、それから実際の今度は需要の量、そのほかに建築工量の伸びが相当昨年に

比べますとふえたというふうな、大体二つの原因から合板が非常にふえておりまして、これを何とかして供給の面でたえていくというために、生産量ないしは生産工場の生産量を上げるように努力を要請いたしましたし、また、原料になりますところのラワン材、あるいはまた合板につきましても、係官を韓国あるいは台湾等に派遣いたしました、輸入量をふやすというところで対処してまいったわけでございます。最近コンクリートワークなんかにつきまして、若干値下がりをしておりまして、まだ全体としては、ほかの木材の値下がり等おくれまして、低迷の状態ではございますけれども、そういう状況でございます。

○竹田四郎君 長官ね、私の聞いたことに答えてください。そういうお話はきのう聞いたんですから。ここで時間をかけて再びお聞きする必要はないわけですか。だから、いまの需給関係がタイトだと、需要が非常に大きいというのですけれども、その需要というのは実需であるのか、仮需要も相当入っているのか、あなたのほうは調査をいままでされたというから、その辺は一体どうなっているのか、お調べになったというのですから、その辺はおわかりになるはずなんです。

○政府委員(福田省一君) 私、実は不勉強で、実需、仮需という内容が正確にわかりかねますのですけれども……その辺につきましては正確にはなかなか困難でございますけれども、昨年の十二月、ことしの一月に入りましてから、東京、それから静岡、それから名古屋等につきまして、合板工場につきましても調査いたしました。その結果を簡単に申し上げますと……

○竹田四郎君 こちらの質問よりはずれたことは聞きたくないんだから。

○政府委員(福田省一君) 一つは商社におきまところの原木の入荷量、それから、出荷量あるいは在庫量というものを調査いたしましたところ、商社におきま原木、これはやはり……

○竹田四郎君 そんなこと聞いちゃいないんだよ。

○政府委員(福田省一君) 失礼いたしました。実需が確かにふえているというふうに、二社あるいは三社で調べた結果について申し上げます。

○委員(藤田正明君) 長官、質問に対して的確な答弁をしてくださいます。実需と仮需要の話ですか。

○政府委員(福田省一君) それでは、すぐ調査いたしまして検討いたします。

○委員(藤田正明君) 資料持っていないんならば、そのようにすぐ調査して答弁をいたします、とか……

○政府委員(福田省一君) はい、失礼いたしました。

○竹田四郎君 きのうもそういう話が出て、わからないというところで、課長さんのほうからさっき早急に調査をなさると、こういうお答えを私にいたしているんです。それはいつまでにやられるのですか。きのう、その点は私は聞いて、はっきりいつまでにその調査をするんだということを明確にしてくれということ、きのう要求してありますけれども、いつまでにそういう調査をやるのですか。

○政府委員(福田省一君) 十二月、一月、調査いたしました結果につきまして、もう一度四月中には調査いたしたいと、かように思っております。実は失礼いたしましたけれども、在庫量の関係についての調査というふうに私承っておったものですから、たいへん失礼いたしました。四月中にはたまたま御指摘の点につきまして調査いたします。

○竹田四郎君 まあ、私は、きのうの議論は、仮需要ですね、いわゆる商社の買入れだめとか、そういうものがたくさんあるんじゃないかということでお聞きしているわけですよ。だから、その点は長官が悪いのか、課長さんが悪いのか知らないけれども、どうもきょう長官がこちらにどういこうとおいでいただくということは、きのうの質問

内容でわかりだと思っております。ところが、全然打ち合わせしないでここへ来られたんじゃないか、困るんですがね。それからもう一つ、きのう課長さんは、とにかく一枚三百円の線を守っていきたい、こういう御答弁だったんですが、それは必ず長官はそういうふうにおやになりますか。

○政府委員(福田省一君) 非常にむずかしい問題でございます。たいへんそういうことを課長が申し上げたとすれば、私からおおび申し上げておきます。できるだけ私たちが、その合板の価格というものを下げて皆さんに御迷惑をかけないように持つていきたいという要請を、商社等呼びまして再三三私から申し上げております。でも三百円ということ、まあ統制経済ではございませんで、私から命令するとか、そういうことをもし申し上げたとすれば、たいへん失礼いたしました。できるだけその線は、下げるというふうに努力してまいりたい、かように思っております。

○竹田四郎君 ですから、どのくらいの線までとあえす下げるんですか。そういう行政指導をしていくのか、私は、そういう具体的な下げるような努力をしていきたいと思うとか、まあ、早急に……いまは四月中に調査すると言ったから、その点はいいですが、早急に調査をするというふうな、そういうことばというのは答弁になつていないんですよ。具体的に農林省はどの線まで下げられるのか、そういう行政指導をするんだというぐらいいしてもらわなければ、三倍近く上がったというわけですよ。いま一部のものはちょっと下がったという話ですけれども、家具メーカーにおいては仕事は縮小している段階ですよ、いま。ですから、あんまりのんびりしたことを言われたんじゃないか、これは困るわけですよ。だから私は、課長さんは三百円という数字を出されたということは勇氣があると思うのですよ、少なくとも、その線まで持っていきたいということなんです。そういう目標を立てなければ、これはどうにもしようがないわけでしょう。林野庁の長官、その辺を私も少ししっかりして勇氣を持ってやってもらわなければ困ると思うのですよ。ただ単に、下げさせるように努力いたしますなんていうことばはむだですよ、答弁になつていない。その辺はつきりしてください。

○政府委員(福田省一君) ただいまそういうおしかりを受けて、たいへん私も恐縮に思いますけれども、行政指導としましては、注意しますと同時に、合板のメーカーと、それから建具等の需要者とも直接取引させる等の措置をとっていきまします。なお、どれくらいが適正かということにつきましては、まあ三百円と一口に申し上げることはなかなかたいへんなむずかしい問題でございますので、私一存できめるといふことよりは、やはり関係されるそれぞれの権威者の御意見を聞きたいと思ひまして、一月から実は木材価格の安定の検討会をお願いしているわけでございます。その中には、メーカーあるいは商社はもちろん、あるいは建設の関係の代表の人であるとか、直接の消費者という十七人のメンバーで検討を急いでおりまして、早急にそういう、合板のみならず製材あるいは木材全般につきまして、どの辺の価格にすべきであるかということの検討をいただいた上で、私の意思もはつきりさせたい、かように思っております。

○竹田四郎君 特に私は、合板関係というのはたいへん問題の多い仕組みになつていっていると思うのです。きのうも、メーカーが三百ぐらいあると、したがって輸入量が、これがふえれば持ちこたえられないから下がってくるというお話だったんですが、はたして私は、合板メーカーというものが、自分でそういう相場を立ててやっていると、いうふうな、そういうふうな仕組みじゃないかと思うのですよ。おそらくそのまわりには、商社が取り巻いている。こういうのが実態だと思ふのです。十二月、一月と、もうたいへんな数量を輸入しているわけですよ。その数か月前と比べますと六倍ぐらいい、一年前に比べますと十倍ぐらいいのものを輸入しているわけですよ。それ以上下がってこない。何か問題があるわけですよ。公取関係の

人お見えになつていますか、いせんか……。公取のほうでは、そういうことはお調べになったことがありますが、調べたことがないわけですか。どこからも話がないから。

○政府委員(吉田文剛君) お答え申し上げます。合板については、特に調べたことはございせん。ただ、買い占めの問題に関連いたしまして、まあ独禁法から申しますと、商社等が、それぞれ自分の判断とリスクで買い占め、売り惜しみをすれば、そういうような投機的な行為が、直ちに競争制限的な行為になるとは考えられませんが、共同行為、つまり協定してそういうことをやるということになれば、これは独禁法違反ということになると思ひます。しかし、そういう場合はきわめてまれではなからうかと思ひますけれども、現在数品目についてその実情を調査中でございます。つまり、そういう違反行為の疑いがあるかどうか、手がかりを得るための調査でございまして、これは、独禁法四十条の一般調査権を根拠として調査はいたしております。ただ合板については、まだ調査はしておりません。

○竹田四郎君 時間がありませんからもうやめますけれども、これは林野庁もその辺少し手を入れて、これはほんとうにその税率を引き下げるといふのを反対したのは林野庁だそうですわな。反対しておいて、今度は輸入はたくさんになったら、それがもううばらばうな、膨大な価格になつていふなんていうことは信じられないのですよ。私は何かあると思うのですよ。だから、これはひとつ林野庁も、公取のほうも、もっと私は調べてもらわなくちゃいかぬと思うのですよ。こういうことが許されているのじゃ、国民は関税の税率を安くしてもらいたいというのを、林野庁あたりが反対して、高いところにおいて、そうして高いものを供給しているということじゃ、こんなばかげたことは私はないと思うのですよ。この点ほんとうに林野庁もいかにげんなりなことではなしに、びしりと調べて報告してほしいと思う。これは公取も同じです。

以上で私は終わります。

○野々山一三君 林野庁長官、あなたきのう竹田君の質問に私が関連をして木材の問題で質問をした内容について御存じですか。

○政府委員(福田省一君) 林産課長が、御質問にお答えした内容につきましては聞いております。

○野々山一三君 メーカーが中小企業なんで、金もなし、手持ちも少ない、そこへ需要がふえた、だから、値が上がる、こういうのが課長の答弁なんです。そこで、いまのあなたのちょっと触れた、商社が買い占めをしているということについて、どうなのだというのを具体的に質問したいわけ。それでかくかくしかじか調査をしないというのを言つたのです。答えてください。どういふふうな、具体的に言つてください。もしあなたが答えられなかつたら、この委員会をとめてもいいから、議事録をすぐ持つてきて読み上げてください。あなたは一体何という地位にあるんですか。それに答えてください。

それから、なぜそういうことを言うか。私は不勉強ですけれども、何だ、開口一番、あなたは官職を言いなさい。自分の行政上の責任を明らかにいたしなさい。不勉強だったら、長官なんという地位があるんですから、公務員法にいうところの職務上の責任を果たすという、その義務を果たしているかどうか、そのことについてはっきり答えなさい。

○政府委員(福田省一君) 私、昨年から林野庁長官を拝命している者でございますが、たいへん答弁失礼いたしましたして申しわけございません。

林産課長から話の内容を聞きまして、私も御指摘の点につきましてはできるだけ調査をしますと、しかも、四月中に調査をいたしたいと、ただいまお答え申し上げたわけでございます。

実は、この合板の問題につきましては、原木の輸入をいたしますところの商社と、それから、できまして合板を扱いますところの商社と、これは重なっている点もございまして、いろいろな商社にも種類がございまして、数も多いわけござ

います。その商社が適正な合板についての価格を形成するように再三要望もいたしたところでございます。また、昨年の十二月、東京、名古屋、静岡等につきまして私たちが調査いたしたたのでございまして、その限りにおきましては、なおまた、全都道府県につきまして、ことしは一月に入りましてから調査を依頼したわけでございます。その結果によりましては、調査の範囲内ではそういう買占めのような事実はないという報告を受けておるのでございまして、なお追跡調査いたしまして、四月中にその結論を得たい、かように思つておるところでございます。

○野々山一三君 私がいま幾つ質問をしたのか、君は耳があるの。政務次官、私の質問したことに正確に答えているかどうか。あなた政府を代表してここにござりますから、正確に答えたかどうか、答弁しなさい。

○政府委員(山本敏三郎君) ただいまの野々山議員の質問に対して、長官必ずしも正確に答えていないと思ひます。

○野々山一三君 こういう状態でいかなる審議をしようとしても、私もきょうかりにあした関税定率を上げようというところでございますけれども、ものを言わねばうが得だという態度じゃないですか。私は、こういうことでは法律を上げるわけにはいきません。審議なんという値打ちはないです。非常にかかりやすい言い方をしますと、長官、先ほどの質問に答えながら、いまつけ加えたことについて、あなたの見解を伺いたい。

○政府委員(福田省一君) たいへん失礼いたしております。昨日林産課長に御質問がございまして、林産課長からお答えした内容について、私もつけ加えて落ちました点を御答弁申し上げます。と思ひます。

○野々山一三君 そんなことを言っているんじゃない。その前に、聞いたことが何だったのか、順序よく答えなさいよ、順序よく。

○政府委員(福田省一君) 各商社別の生産地別のラワン材、ラワン原木買い占めの量がどれくらい

あるかという御質問でございまして、国内におきましては、すでに木材の在庫状況等、流通の現況調査を実施したのでございまして、その間におきましては、買い占め等による極端な流通の停滞は認められなかつたのでございまして、また海外において、今回の合板価格の高騰に結びつくような不当な買い占めなどの事実があるというところは聞いていないのでございまして、現在、現地の実情調査のため、係官を三月派遣しておるところでございます。

それから、合板の価格はどのような手段で、いつごろ、どのくらいの価格で安定させようとしておるかというふうな御質問の問題でございまして、合板価格を鎮静させるために、政府といたしましては、需要の増大に対応しまして供給量の増大をはかるように、業界に対しまして生産量の増加を要請するとともに、主要な対日輸出国でありますところの韓国と台湾からの輸入の増大につとめることによりまして要請を行つたところでございまして、その成果も漸次あらわれつつございまして、合板の原木も本年に入つて順調に入荷していることから、今後ともこの傾向が続くとすれば、すでに針葉樹製材が最高時の価格から二五ないし三〇%品目によつてはそれ以上に下落していることから見まして、合板価格も下がつてまいるといふふうに一応判断しているものでござい

○野々山一三君 あなたまだ、答えた、それで私の質問に答えたということになるのですか。ほかに答弁漏れはないのですか。私の言つていことがわからぬのですか。つまり聞いたことがわからぬのですか。あらためて政務次官、長官にべん、私が聞いたことあなた伝えてください。

○政府委員(福田省一君) おしかりを受けました点は、私何をやつているかということにつきましては、御回答申し上げたわけでございますが、完全に職務を果たしているのかどうかという御質問も受けまして、それにつきましては私も最善を尽くしてこの問題の解決に努力してまいりたいとい

うふに、お答え申し上げたいと思います。

○野々山一三君 あなたはまだ私の質問に答えていませんよ。公務員法上という職務遂行の義務というものを果たしているのかどうかということにまず触れていましょう。私は至りませんけれども十分に努力をいたしますとは、何も法律に書いてあることを私は聞いておるわけじゃない。非常に出口の話なんだけれども、根本の問題ですよ。答えてないでしょう。これ時間がかかるだけだから、あなたみたいな人呼んでるんじゃないんだめなんだな。これだから、竹田君の言うように、調査、調査、調査という話じゃ意味がないということになるでしょう。私は、あなたのところの課長さんにきくのも言ったのだけれども、たとえば、日本国内へ上がってきたものをどうこう、あるいは輸入を促進したいとします、増加をいしますと云ってみたら、私自身がきのうはつきり言いましたけれども、人を使つて、あなたのほうの国の指摘をされるところに現に人間をやつて、港に木材が積んであつて、それを買つてくる商社がどこであつてということまで全部調べてきているのです。それが日本へ来ない。値が上がる。当然供給が不足だから、需要があるから値が上がるという事になつてゐる。だから、そういうことについてこそまかく調査をしないといふことを前提にして私は聞いておるわけですよ。その話は全然きょう私は繰り返すのはいやだからね。聞かなくたつてあした答えなさいといふことにある。四月から調査するといふ話だけれども、値が上がつちやつてから調査したつて、くその足しにもならぬといふお気持ちはないでしょうか、たいへんずばりな言い方で恐縮なんですけれどもね。

そこでは、木材全体の政策をどうするかという政策あるいは計画、そういうものを含めて対処しなければいけないでしょう。そこで、それ以前の問題として、買ひ占められてゐると総的に言ひましよう。そういう現物を私どもはちゃんと調べてきてやつてゐるんです。申し上げてゐるんですよ。そして、そのメーカーだけが力が弱いからなかなか材料が持ち得ないんで、それが需要が増してくるに従つて値が上がるということではだめなんだから、そのもとに及んでまで調査をするといふことを含めて、私は、調査計画なり方針なりを示さないといふことをきのう言つて、きょうに至つてゐるんです。それなのに、あなたのお答えはちつとも答へられていない。これはきのうの話からきょうに続いている話ですよ。そこで、たいへんいやな言い方をしたけれども、あなた、私は努力いたしますと、これからの話ばかり、らしく言つてみたところで信用できないです。ね、といふふうにするのは間違ひでしょうか。そこそこをよくもう一回つけ加えたから、頭に置いて、私の質問にまだ答えていない部分についてもと率直に答えなさいよ。あらためて伺います。

○政府委員(福田省一君) 先ほど申し上げましたのは、国内の問題でございまして、御指摘の外地の調査の問題につきましては、係官も実はインドネシア、フィリピン、マレーシアに派遣してあります。ただ、従来は情報はすべて商社を通してだけ持つてゐます。私は、その点で不十分でございまして、直接係官も派遣したわけでございますけれども、なかなか現地、特に南方材だけにつきましては、輸入量の大半を占めてゐるものでございまして、この実態を調査するといふことはなかなかたいへんではございまして、一応、先般係官を一名派遣して調査しております。できるだけ直接向かうの政府とも折衝し、その状況を把握するとともに、実態の把握につとめたいと思つておるわけでございます。なお、南方材の主要輸入国の対象としてはインドネシアでございまして、木材、ソ連材を含めまして政府間でその見通し等についての交渉をいたしたいと思つておりますが、現時点では係官を一名派遣してございまして、

的にいへばそういうことですか。

○政府委員(福田省一君) まあ、早急に実情をできるだけ早くしたいといふことで一名出しておりますけれども、全体的な調査なり外材対策につきましては、今後国内材を含めて外材につきましても調査いたしたいと、かように思つております。現時点ではとりあえず一名派遣して実情を調査してゐるところでございます。

○野々山一三君 買ひ占め問題で一例を申し上げますけれども、この間、私は、モチ米の買ひ占めの問題について若干の質問をいたしました。その結果、きのう、おととい、さきおとといあたり新聞でも出てゐる通りに、現にこれだけは確かにあつたと、そしてそれは告発しました。この商社ですといふことは、ここでは言ひませんけれども、ずらずらとわづか一週間から二週間くらいの間、その調査の結果が市民の前に、国民の前にあらわれてゐるわけですよ。そのことをあなたは御存じないでしょうか、あなたは農林省とは関係のないお役所でしょうか、と言いたくなるんです。ね。そこで、私は一言に申し上げるけれども、たとえば、モチ米であつたといふふうに調査をされたといふことは、と言ひましよう、何回も繰り返すのはいやだからですよ。そういう具体的な調査方針を示さないよ。そして、その結果は、少なくともこんなものは、私に言わせると二週間でもちゃんとわかります。あなたのほうの役所が何人かいらつじやうちで、一人で調査してゐるといふけれども、わしなんか一人だよ。一人でもちやんと現物の話ができますよ。もし必要だったら、これ幾らでもお見せします。だから、あなたが長官としてそういう十分な責任を果たしてゐる仕事をやつてゐるのかと言いたくなるわけですね。おわかりですか、私の言つてゐることが、そういう意味で、あらためて先ほどのモチ米の例のごとき調査方針といふものを、ここで明らかにしてもらいたい。そしていつまでにやりますと、その結果をいつまでに報告します、というようにならなければ、竹田君の心配される木材、合板の問題だつて解決しない、そういうふうにか考へるのは無理でしょう。あなたのもう一べんあらためての見解を伺ひますよ。よそでやつてゐるんだから。同じあなたのところの関係の農林省でわずか二週間くらいでばたばたとやつた、あれだけで十分ではないけれども、やつてゐるんですよ。あの例を引用してみればすぐわかる。あらためて伺ひます。

○政府委員(福田省一君) 国内材、外材を含めまして、早急に調査をいたしまして、先ほどは四月中にと国内材の問題を申し上げましたけれども、外材の問題を含めて調査完了して御報告申し上げますと思ひます。ただ、おことばを返すようでございますけれども、実はあのラワン材といふのは、いま雨季でございまして二カ月から三カ月しかもたぬはずのものでございまして、非常に腐りやすいといふ問題もございまして、私は、おことばを返すようでありましても、そんな大きな買ひ占めはないんじゃないかと思ひます。あります。あるいは間違つてゐるかもしれまじいので、そういう点を含めまして速急に調査して、四月中に御報告申し上げるよう準備いたしたい、かように思つております。

○野々山一三君 あなたがことばを返すから、私も返しますよ。私は、何もラワン材といふことを言つてゐるわけじゃないですよ。ブナだとか、そういうものを一ぱい私のほうは調べていますよ。あなたの方の態度というのは、私は文句を言うようで申しわけないが、何か都合のいいほうの、腐るようなラワンのほうに話を持ていく。私の調べてゐるのは、全部違うものをも含めて調べていますから、それを対象にして私は質問をしてゐるわけですよ。そういうことばで返されるんだつたら現物でいきましようか、私と一緒に。ばつぱつとわかりますよ、といふことをあなたも一回よく考へなさいよ。そしていつまでの答弁を訂正なさいます。で、いつまでに、私は、たとへば、少なくとも三週間なら三週間以内に結果を調べて報告いたしますといふふうにおつしやる気持ちはないかと

いうことを申し上げるんです。あらためて聞きます。

○政府委員(福田省一君) 御指摘の点、よくわかりました。たいへん申しわけないと思います。至急、調査方法を打ち合わせまして、先ほど申し上げた四月中には完了するようにしたいと思います。

○戸田菊雄君 財投と関税関係について質問をしてみたいと思いますが、まず、事務的な面と、今後の政策等の問題について理財局長に三点ほど質問をしてみたいと思いますが、その第一点は、この際、いろいろと資料作成等のいわば審議の便宜供与等についてのいろいろなお話が あったんですが、そのときにも若干出ましたけれども、整理をして三点ほど伺っておきたいと思うのですが、その第一は、四十八年度財政投融資計画原資による区分、この資金運用部資金、いわゆる新法の運用に基づく原資の内訳額がずつとあらわされておりますが、この中に、公募債借入金ですね、これが予算総則の中で従来こまかく金額が定められておる。しかし、地方債については、何らそういう規制措置がないんではないか、これはどうなっているか、その点がまず第一であります。

それからもう一つは、政府保証債、あるいは政府保証借入金等がございますが、これの財投の対象、これは今後どうなっていくのか、対象に入ることから入らないのか、その点の一つ。

それからもう一つは、「その他」の一兆六千五百九十九億、これはこの前私が局長に質問をいたしました。回収金あるいは決算剰余金等となったわけですが、次回の年度計画の中には、そういう項目を明確に起して、予算説明の中に掲記をされるのか、その三点について、まず、質問をいたします。

○政府委員(橋口收君) 第一点は、地方債の取り扱いでございますが、なかならず、公募地方債はどうなっているかということでございますが、これは御承知のように、地方団体の発行する債券でございます。地方団体の債務になるのでございます。

ですが、四十八年度から財政投融資計画の様式を変更いたしました。実は、これは予算の説明の一三ページ以下に様式の変更に関する説明書きがございますが、これの一四ページに、その取り扱いについての説明をいたしております。で、四十七年度までは、いま先生がおっしゃいました「公募債借入金等」という欄がございました。これを、「政府保証債・政府保証借入金」に改めたのでございます。で、これは、この公募債借入金の中に、従来は公募地方債、それから住宅公団の政府保証のない借入金というものを含めまして、公募債借入金という欄にいたしておりましたが、これは地方債の公募につきまして、かつては起債懇談会というような制度を設けて、政府が強力にあつてた時代のものでございまして、現在は公募地方債の発行団体もふえ、公募地方債につきましては、当該地方団体と引き受けシ団との間で話し合ひで成立をいたしておりますので、政府の関与する資金と申しますか、政府のあつせんする資金という範囲にはもはや入らないのではないかと。それから、住宅公団の政府保証のない借入金も、これは他の国鉄の縁故債などと同じように、住宅公団がいわば実力で生命保険、信託会社等から借り入れをいたしております。従来は政府があつせんをいたしておりましたが、いまやその必要がないというふうな性格が変わつてまいりましたので、今回は政府がはつきり保証するとか、あるいは政府が管理する資金、そういうものについて、まあいわば、何と申しますか、財投計画の純化をはかる、そういう見地から公募地方債を除外いたしました。これは地方団体の欄で申しますと、自己資金の中に入ってくる計算でございます。

それから政府保証債でございますが、これは一般会計の予算総則で政府が当該機関それぞれにつきまして、どこまで政府保証をお許しただきたかということに国会に御審査をわづらわしまして、それについて御承認をいただきました範囲で政府が保証行為をするということ、これは財投計画の中に入っております。

それから第三点は、「その他」の問題でございますが、これは御承知のように、昨年までは郵便貯金と厚年、国年の三種類だけ、おもなものというところで資金運用部資金の内訳項目として掲記をいたしておりましたが、昨年国会の論議の際、この三つを足しても資金運用部資金の合計額には達しない、したがって、はつきり「その他」という欄を設けるべきであるということ、衆議院の予算委員会でも御指摘いただきました。今年度から「その他」という欄を設けたのでございまして、さらに、この「その他」が相当ふえてきておりますので、この内訳を示せという御注意もございまして、これは資料なり口頭で御説明いたしておりますが、来年以降の問題といたしまして、「その他」欄の内容につきましても、さらに説明なり解明なりについて努力、くふうをいたしたいというふうな考えをしております。ただ、これはいづれも資金運用部資金というものの中に入りますものでございまして、性格的には合同運用、合同管理といたしてございまして、いわばその内訳項目である、その内訳項目の中でも、さらに「その他」の内容につきましても、十分御理解いただけるような表現上なり、あるいは表示上のくふうはいたしてみたいというふうな考えております。

○成瀬暢治君 関連。

そうすると、公募債借入金と地方債については、これから財投計画からは全然はずれちゃうのだ、それじゃ、地方債は各自自治体がかつてにやればよい、地方財政計画との関係は政府が一応チェックするわけでしょう、その点はどういうことになるのですか。いま話を聞いておると、われわれは公募債借入金の中に地方債は入るといふ理解をしておつたのです。今度はこれを抜き出して出した。地方債というものは、財投計画資金の中から全然無関係、全然ないというの。その辺のところ、ちょっといまの答弁を聞いてみると、全然はずれるような気がする。

○政府委員(橋口收君) いまお尋ねのございましたのは、地方債全体の問題でございますが、これは財投計画にも示してございすように、四十八年度で申しますと、地方団体の発行する債券は一応の計画をいたしまして、いまお話がございました地方財政計画との関連で申しますと、二兆二千五百三十億でございます。そのうち資金運用部資金で融資をいたしますのが九千九百三十億、簡保資金で融資いたしますのは二千六百七十億というところでございまして、この合計が一兆二千六百億というところでございまして、これは財投計画に入っております。財投計画からはずれますのは、市場公募地方債でございます。これは発行団体ももな府県とか、あるいは政令指定都市に限定されております。四十七年度までは八団体でござい

ましたが、四十八年度からは十八団体にふやしました。これは先ほど申し上げたように、いまや地方団体は、それぞれ起債事務、発行にも習熟をいたしてまいっておりますし、それぞれ公募地方債につきましましては、引き受けシ団というものが形成されて、いわば自己努力で発行いたしておりますので、政府があつせんしたり介入をしたりするという性格のものではないと思っております。まあ、金額的に申しましても四十七年度は八百億、四十八年度は千二百億程度のものがございます。大宗を占めますのがやはり政府資金でございます。政府資金の一兆二千六百億は従来どおり財投計画に計上いたしております。

○成瀬暢治君 「その他」のところ、今度あがつてくるのは回収金という項目が出てくるのか、「その他」の中で、「その他」という項目がないと思うから、回収金という項目が出てくる。あるいはその決算剰余金というふうなかつてくる。あるいはその決算剰余金というふうなやつで、これはなかなか容易なことじゃないと思うのですが、しかし、実際に船員保険だとか、労災だとか、それから失保なら失保というふうな項目でこのくらい食うだろうという予想があつてくるというふうな理解していいものなのか、「その他」という項目じゃあがりやうがないのだ。

から、どういう形式になるのか。そういうものが今度のいわゆる法律でできるところの郵貯なり簡保とは全然別のもので、別のものなんです。ですから、そういうものがこの法律に基づかず、それがこの財政計画の中にならなければならぬのか、法律事項じゃないのだからという形にはずされまへば、たいへんなことになると思ふのだが、そこら辺の調整を、どういう解釈でこれを入れてこうとされるのか、これは法的根拠はないわけだと思ふのですが、そこら辺の、片方じゃ剰余金は資金運用部資金に回してやれという、そちらのほうのことはあるけれども、財政計画そのものは今度の法律案にはないわけですから、そこら辺のところのかみ合いがちょっとわかりかねるから、ちょっと念のためにお尋ねしておきたいと思ふます。

○戸田菊雄君 ついでに、いま局長から地方債を確かに運用上ははずす場合もあり得る、そういうことはケース・バイ・ケースで、私はいろいろ出てくるだろうと思ふんです。しかし、いまのように原資のここである四十八年度財政投資計画からくるそういうものから一切政府保証債、政府保証借入金、それから、いま答弁のように、全体はずすということになるれば、どうも私はわからないのは、運用法の第七条との関係ですね。一つは、国債でしよう。二つは、国に対する貸付、三、四、五、六、七、八と、こうありますが、具体的に列挙すると国債とか地方債、あるいは政府関係機関の債券及び貸し付け、あるいは銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、それから電源開発株式会社等の発行する社債、こういうものになっていくわけでしょう、具体的には、そういうものを常時はずすということであれば、これは七条の関連でどういうことになるのですか。

○政府委員(橋口收君) 最初に、成瀬先生の御質問にお答え申し上げたいと思ふますが、財政計画は、御承知のように、毎年毎年どういうところにあるという投資をするかというところでございまして、その投資をする分野につきましては、それ自

体の持つ資源配分的な機能と申しますか、財政的資金の配分という国権の最高機関に御審議をわすらわすことが適当なようなものにつきまして、今回法律によりまして、機関ごとに国会に提出をして、御審議をいただく、こういうことになったのでございまして、いま問題になっておりますのは、そういう投資をやる財源と申しますか、原資と申しますか、それがどういふふうになるか、原資かというところでございまして、その原資は大きく分けまして産投会計、運用部資金、簡保資金、政府保証債でございまして、特に大宗を占める資金と申しますか、新規に伸びる、新たにふえる資金としては、郵便貯金と厚年、国庫の資金の受け入れというものを、おもなものととして特に掲記をいたしておりますが、そのほかにも、いまの御質問の中にございまして、船舶と労災とかいろいろの資金がふえてまいります。それから、過去に貸したものの回収金も生じてまいります。ただ、これは総資産の増減要因ではございせん、従来の債権が現金に変わったものでございせん、から、前回も答へ申し上げたかと思ふますが、本来であれば純増分と申しますか、ふえた分だけがどうなるかということが、ほんとうは資金運用部資金の立場で申しますと問題でございまして、しかし、経済に与える影響というところで申しますならば、単にふえた分だけではない、いままで貸したものが回収になって、それを短期に運用しないで長期に運用するというものであれば、これはやはり経済に対して、影響を与えるということ、で、それも含めまして、財政計画に計上いたしましたものにございまして、国会の御審議をわすらすのでございまして、あくまでも御審査をわすらすのでございまして、その運用の可能な原資なり財源というものが、どういふふうにして生まれてきたかということの説明が原資の見込みになるものでございまして、

【委員長退席、理事土屋義彦君着席】
それから、戸田先生のお尋ねは、資金運用部資金法の第七條の關係でございまして、ここに書いてございまして第七條の第一号から第十一号までのもの、これは長期の運用であれば、これは全部今回の法律の対象になるものでございまして、たとえば五号の地方債、これは資金運用部が地方団体にどのくらい貸すかということにございまして、現在まで六号のほうを使っております。地方公共団体に対する貸し付けということにございまして、資金運用部資金がどのくらい地方団体に貸し付けをするかというところは、これは財政計画の内容になってまいりまして、四十八年度では先ほど申し上げました数字で申しますならば、九千九百三十億というものが資金運用部資金による地方団体に貸し付けでございまして、これはもちろん財政計画の中に入っております。

○戸田菊雄君 質問を進めていく意味で、ひとつ信憑性を確認しておきたいんですが、政務次官、これは過日の予算委員会、一応同僚田中寿美子議員が、大蔵省の理財局資金課で発行している財政投資資料としてある書店で売っておったんです。これは信憑性ありますね、どうですか。これと資料使わしてもらおうから。

○政府委員(橋口收君) これは理財局資金課でいって編さんいたしました印刷物でございまして、いま戸田先生お持ちの分はどれであるか、ちょっとわかりませんが、この前、田中先生から御質問がございましたときに、ちょっと拝借をさせていただきました、見ました限りでは、どうも贋物ではないようでございます。本物というふうに一応確認をいたしておきます。

○戸田菊雄君 ちょっと問題だな、そうなりや。そうするとこれは詐欺行為か何かなるんじゃないんですか、いま言ったように贋物と違うと言っている。

信憑性があるんですかどうですか、その点だけ確認しておきます。
○政府委員(橋口收君) それは予算委員会でもお答え申し上げましたように、私のほうのいわば資金運用部資金とか、政府保証債に関する資料だけではございせん、相手方の機関と申しますか、そういう機関に関する資料が大部分でございまして、そういう意味では各機関から好意によってあるいは協力によってちょうだいしたものを、実はそのまますこへ載つてございまして、その資料自体について編さんをしたという、作成したという責任はございまして、しかし、その資料自体はよそからもらったものを実はそのまますこへ載せているものでございまして、その資料自体に信憑性があるかということになりますと、それはそれだけの機関の責任でつくったものでございまして。ただもちろん、そこにこの責任とかいうようなことは中には書いてございせんけれども、そういう性格の資料でございまして。

○戸田菊雄君 問題なんです、やっぱり。政務次官、大蔵省理財局資金課ですよ、これはやっぱり大蔵省として、そういういまの局長の見解だとすれば、私はやっぱり適当な法的措置をとっていかねばならないか、これでしかし金とって売っているんですからね。田中議員が一万幾らで買っているんだからね、どうなんですか。そういうことになれば、まさしく役所名を盗用したか、何か、そういうことになるんじゃないですか、どうなんですか、政務次官。

○政府委員(橋口收君) 政務次官からお答えいたします前に、ちょっと申し上げますと、それはいま戸田先生のお持ちのものはちょっとはつきり確認できませんが、先ほど申し上げましたように、にせものではなくて本物が、つまり役所の文書管理の徹底を欠いているために、何らかの理由によつて外に出たものだという意味でございまして、三月十五日に田中委員から御指摘をいただきました、多少経過を申し上げますとさうそくまあ調査をいたしました。これはそのときも古本屋の図書を

目録に出ているという事でございまして、私どももどうも不敏でそこまで目が届かなかつたのでございまして、なるほど幾つかの古本屋の図書目録に、財政資料何年版というふうなものが出ております。そこで実際に職員がその古本屋に参りまして、いろいろ質疑応答と申しますか、そういうものがあるかというふうな事であると、ただ取り寄せるには多少時間がかかるというふうな話を聞いてまいりまして、目録にも出ておりますし、それから本屋さんで直接聞きまして、そういうものがあるという事でございまして、これは申しわけないようございまして、大蔵省資金課でつくりました資料が何らかの経路で外に出てくる、どうして出たかという経過につきまして、まあ断定はできませんが、一応の推定はございまして、まあその推定について、いますぐ申し上げるのはちょっと差し控えていただきたいと思います。

○戸田菊雄君 本来ならば、この審議をためて私はこの信憑性を明らかにしたいと思うんです。これは、いまから資料をこれ使わしてもらって私は審議を進めようというんですからね。委員長もいながら、委員長と理事会でこの取り扱い等について明確にしております、質問は続行します。——一応これ使わしてもらいますから。

そこで、まず第一は、財政運営についてですけれども、新しいこの運用法、この第二条ですね。前段がありまして、以下ずっとまいりまして、「以上にかつたもの（次条の規定により運用することのできるものを除く。）」これはすなわちこの第三条をさしているわけですね。第三条というのは、「長期運用予定額の繰越し」ですね。で、この第三条でいいますと、少なくとも四十八年度財政投融資計画、これはあくまでも年度計画ですね。四十八年度、あるいは四十七年度、四十六年度という年度計画ですね。この年度計画からいけば、この第三条は私はちょっと制定がおかしいじゃないかと思うんですよ。それで、この資料が出てくるんですけども、残高表を見ますと、

と、いいですか、これは大蔵省からもらったやつがありますけれども、たいへんな残高が残っているんです。この残高表によりまして、資金運用部資金の財政投融資対象機関通残高、これは昭和四十八年一月末現在ですから、おそらくこの数字は三月末までくると若干の異同はあるだろうと思いますが、この資料でもって発表させていただきます。また、特別会計で一千八百六十三億、政府関係機関で九兆三千九百四十七億、日本国有鉄道、国民金融公庫、中小企業金融公庫等々と十一項目、その他までございまして。三の公団、事業団等、これは三兆五千五百四十六億と、こうなっておりますね。で、総額において十六兆三千九百八十七億、このくらいの残高があるわけですね。これは次年度に全部繰り越し運用されるわけでしょう、この第三条でいいます。そうじゃないんですか。繰越金はそうするとどのくらいになりますか。四十八年度一年でいいです。

○政府委員(橋口収君) これは、いま先生からお尋ねがございましたのは一月末の残高でございまして、これはこれだけ貸してしまっているという事でございまして、資金運用部資金の特別措置法でございまして、年々の長期運用予定額と申しますか、年々の財政額がどうなるかということとございまして、四十七年度で申しますと、現在額が約六兆——まあ四十八年度で申しますと、五兆六千億が資金運用部資金でございまして、それが四十八年度中にどうなるかということとございまして、それが幾ら繰り越しになるかということとございまして。

繰り越しの額でございまして、大体四十六年度から四十七年度に繰り越しになりましたのは、運用部で申しますと七千九百九十六億でございまして、四十五年度から六年度への繰り越しが三千五百八十三億でございまして、この取り扱いについての規定が第三条でございまして。

○戸田菊雄君 わかりました。前のやつちょっと誤りまして申しわけありません。いま、局長が言われましたように、四十七年度

の繰り越し七千九百九十六億ですか、これが四十八年度で入っていくわけですね。ですから、結局、上半期は繰り越し金で運用されるという面が出てくると思うんですね。そうすると、私は、常時その繰越金が上半期で使われるから、新年度分のいわゆる財政資金というものは、またこの後半に使われて、同じような循環でいくと。だから、どこかでこの繰り越し金の二年運用というやつを、結局二年にまたがるわけですから、そうでしょう、だからこれをどこかで断ち切ることが必要じゃないか。それは確かに、経済変動とか、あるいは計画、実行ベース、いろいろ変動のあることは私もわかりますよ。だけれども、これ、一兆円に近い、七千九百九十六億で申します、これが次年度、四十八年度にそのまま繰り越しされていくということになりますと、私は、やっぱり少し問題じゃないかと思うんですね。だから、これがこの第三条でやられるということについては、こういう弾力条件を設けておくことと自体が制度上として一体いいかどうかですね。

私は、こういうものは断ち切って、やっぱりその年度計画でもってびっちりきめていくと。これは一般会計予算と同じようにですね。そうして、それでもって、余ったりなんかしたら、今回国会の審議ないし議決の対象としたんですからそのつどやっぱり明記をしてはかかっていくと。このシステムを確立すべきじゃないかと思うんですね。そういう繰越金を明らかにして、これはこういうこととに使用していきますと、年度別に、まあ、あらかじめ予算の査定段階でもう一年前にやっているからいいと、こう言うかもしれないけれども、事ここは大衆の零細貯金であり、そういう資金が土台になっているわけですから、やっぱり明確に責任を持つという立場でもって、そういうシステムを一体確立できないのかどうか。三条の疑念についてひとつ回答していただきたい。

○政府委員(橋口収君) これは、資金運用部資金の性格から御説明を申し上げて御理解をいただくことが必要ではないかと思うのでございますが、

資金運用部資金は、いま先生からお話しがございましたように、約二十二兆円の残高でございまして、これは財政法第四十四条のいわゆる「資金」として、大蔵大臣の責任において管理運用するということになっておるのでございます。なぜそういう「資金」という制度が法律上設けられ、資金運用部資金あるいは外国為替資金あるいは経済基盤強化資金というふうな、歳入歳出外現金と申しますか、そういうものが戦前から、あるいは新憲法のもとにおける新財政法においてもそういう資金が認められておるかとお申しますと、これは御承知のように資金のかたまりでございまして、本来、会計年度区分とか、あるいは会計年度独立の原則から申しまして、年々歳々毎日毎日入ってくる資金であり、それがまた払い出されたり、あるいは運用されたり回収されたりということとございまして、年度に区切って財政処理するということに本来なじまない性格のものであると。それから、一本一本の取引につきましても、予算統制と申しますか、個々の取引で、有価証券を売ったり買ったり、貸し出しがあったり回収があったり、あるいは預金を受け入れたら払い込みをしたりと、こういうことでございまして、一本一本の、予算統制になじまない性格のもので、行政府の責任において管理する資金というものが財政法上認められておるのでございまして、それが資金運用部資金の性格でございまして、が、本来会計年度区分等にはなじみにくい資金でありますものうち、特に五年以上の長期の運用予定額につきましては、やはり財政的資金の配分という性格を持つておりますので、国庫の最高機関としての国会の御判断を仰ぐことが適当だということと、いわばその資金運用部資金のうちの特異な部分と申しますか、異例な取り扱いを適当とする部分につきまして、特にこういう措置をとったのでございまして。

資金運用部資金全体としては、まあたいへんことばが悪いんですが、本来繰り越しを予定している性格の資金でございまして、そこで

毎年度、どういふものを繰り越すかという、本来会計年度独立の原則で処理をされるべき一般財政でございませう。その例外として、繰り越し明許費という事で、事項ごとに指定をして、国会の御承認を得て、繰り越しをするという性格でございませう。一般予算は会計年度内に歳出をするのが原則であり、繰り越しが例外でございませう。資金運用部資金の場合は、いわば繰り越しが本則と申しますか、繰り越しが原則でございませう。会計年度内の処理という、あるいは会計年度独立の原則に従うという事はむしろ例外的な取り扱いにならざるを得ないのでございませう。そういう点を法律上明らかにするために、法律上の繰り越しの制度ということで御審査をお願いをいたしているわけでございまして、かりに繰り越し明許費のような取り扱いをするということになりますと、これは端的に申しまして、全部の事業が繰り越し明許費として事項指定をお願いをしなければ、実際に財投対象機関としての、猶予期間あるいは融資期間というものは動かないわけでございませう。で、いま繰り越しがたいへん多いという御指摘をいただいておりますのでございませう。それは確かに多いのでございまして、これは一時的な金融情勢とか、景気情勢に基づく原因のほか、本質的な問題はいま申し上げたようなことでございまして、しかも毎年度計画が対前年比相当ふえてまいりますので、どうしても同じ率で繰り越しをしましても、金額がふえるという事でございまして、しかも、そのうち大宗を占めますのは実は地方団体でございまして、地方団体は出納整理期間にいろんな財政処理をするという経過がございませう。大体四月―五月にほとんどの資金が出るのでございませう。したがって、四十七年度から八年度へ繰り越しが予想されます地方団体は、おそらく八千億ぐらいになるんじゃないかと思ひます。それと同じように、前年度から四十七年度に繰り越されたものの六、七割は地方団体に對する融資でございまして、そのほかの機関もございませうが、地方団体はそういう財政処理と

いう原則があり、しかも、他の財投機関はどうしても年度後半に借入れをし、しかも事業の執行の終わらないものにつぎましては、明年度に繰り越しをして借りる、こういうことでございませう。この点は、第三条による無制限繰り越しというものは適當でないというおしかりをいただいておりますのでございませう。これは財政投融資の性格と申しますか、財政投融資対象機関の性格から見て、これはいわば本質的な問題を含む問題ではないかというふうに考えておるのでございませう。

○戸田菊雄君 局長の答弁あったんですけれども、どうも私納得いきかねるんですが、それはいいです。しかし、そういうことですから、いろいろな不祥事態というふうなものも考えられるような問題が出てくると思ひます。で、YSの関係についてちょっと伺ひたいんですが、YSの量産体制に入つたのはこれは何年からですか。内容をちょっと説明してください。

○説明員(加島耕之助君) YSの生産依頼を日本航空機製造との間でやっておりますが、三十四年に日本航空機製造がございまして、三十四年から開発に着手いたしました。三十七年に初飛行いたしました。型式証明をとりまして、三十九年に初号機を納入いたしております。それから量産に入つて今日に至っております。

○戸田菊雄君 そのYSの開発構想についてどういふ経過があったんですか。

○説明員(加島耕之助君) 三十年代の初めから日本に航空機産業を振興しなげなうなというふうな声が、内外に、役所あるいは業界から、ほうはいとして起こりまして、三十二年に輸送機設計協会という財団法人が誕生いたしました。財団法人でどういふ飛行機をつくつたらいいのかわからないことを検討いたしました。その検討の結果、当時、世界の市場を含めまして、DC3という商業機が飛んでおりましたが、その代替期に当たつておりまして、その代替機としてかなりの量の民間

航空機の需要があるだろうということで、その辺に焦点を合わせまして設計研究をいたしたわけでございませう。その設計研究の結果百四、五十機の需要が想定されるという結論に至りまして、三十四年に、先ほど申し上げました日本航空機製造が政府出資の会社として誕生いたして、開発にタッチしたわけでございませう。

○戸田菊雄君 その役所関係と業者関係というのは、具体的にひとつ説明してください。

○説明員(加島耕之助君) ただいま先生のお尋ねの役所関係と業界という話でございませう。当時、通産省、それから国内のエアラインを監督しておられます運輸省等の専門家の方にもお入りをしていただいて検討をしたと私存じておりますが、国内のエアラインが、当時、DC3あるいはDC4等の小型機を使って運用をいたしておりました。この代替期に來ておつたのがその当時の状況でございませう。

○戸田菊雄君 通産省と運輸省の具体的な担当課長が局長を言つてくだされ。業界も言つてくだされ。

○説明員(加島耕之助君) 通産省の担当課は、当時から現在の重工業局に航空機武器課というのがございまして、ここが担当いたしておりました。それから運輸省につきましては航空局がございまして、航空局でエアラインの關係の業務をやっておられると思ひますが、そこで監督をしておられる方々の御意見なども拝聴して、民間等も含めまして、総力をあげてそれに取り組むということでスタートをしたように承知いたしております。

○戸田菊雄君 これ一度衆議院の予算分科会で横路議員が問題にされました。内容の重複する点は、私、申し上げませんが、それから、その他いろいろ資料一ぱいありますが、きょうは時間がありませんから、いづれ詳しいことはまた別に聞いてまいりますが、ただ問題になるのは、私は、この資料によりますと、この発足当時から、御存じのように「日航製に對する財政資金(昭和三十六年度―四十七年度)」、これは通産省からちやうだ

いた資料ですけれども、この出資金が産投会計で四十二億出ていますね。それから、補助金は一般会計から五十九億、小計百一億でしよう。それに政府保証社債が百四十九億、政府保証借入金で四百六十九億、輸銀融資で三百三十七億、小計九百五十五億で、開銀融資が四十五億。こういうことで、もつぱら政府資金をもつて会社の運営というのをやられてきたわけですね。いま言われまうように、百八十機当分の量産としていきましよう。こういうことですから、専門家に聞きましたら、百八十機ではどうしたってこれは黒字体制に持つていくような、採算のとれるようなそういう生産状況じゃない、やつぱり三百機まで持つていかなければだめだというのが、私が聞いた専門家の話なんです。それにもかかわらず、日本航空機製造として損益計算書ないし貸借対照表、あるいは日本航空機製造株式会社のYS11量産資金計画及び実績、こういうことになつておりますが、この借入金等を見ますと、一貫して赤字体制でしよう。全部この借入金でやつていくわけですからね。だから、こういう内容があらかじめわかつておつて量産が百八十機までしかいけなうという―三百機あたりまでいかなければ採算がとれないという。それで、今日までこれを継続して、結局は、YSに今度いこうというんでしよう。こういう無計画な内容に、いま言ったように財投から多くの金が出ていくというふうなことは、私は、ほとんどどういふ一休解釈をとつたらいのかというところになるのですね。これはひとつ理財局長、こういう点が出てくるんだと思ひます。よ。だから、もう少しやはり私は、年度計画として財投の融資方式をとる場合については、厳格にやつていかないと、これは結局あれですよ。中身を先ほど聞きましたけれども、国内需要が七十数機、国外の市場に売りさばいたものは七十四機、それから、各省、役所で買ったやつが三十何機あるんですよ。そして会社経営は赤字だ。財投でもつて資金を持つていく。今度飛行機を買うのに、同じように融資してやつていくんですよ。だ

から、何ということはない、政府が会社経営をやつて、そして買うときも当該会社に全部融資をしてやつて、そしてこれをやっているとすからね。こういう財政の融資なり、実態というもののついて一体どういう考えを持つのか。大蔵省は一体、それに対して指導監督、そういうものをびちつとやらないのかどうか。業界の各会社名も全部わかるわけですからね。きょうは時間ありませんから、その中身には入りませんけれども、そういう一つの財政融資運営をやっているんです。これは国民の零細な貯金ですからね。前から何回もずつとやつてこられましたよ。こういうでたらめと思われるような融資状況があつていいのかどうか。大蔵省は一体どういうふうに考えますか。

○政府委員(橋口收君) いま先生からお話ございました中の計数の問題は、あとでちよつと資金課長から補足させていただきますと思いますが、これは、最後にちよつとおっしゃいました、国民の零細な貯蓄が投入されているというの、これは先生御承知だと思ひますが、郵便貯金とか、あるいは資金運用部資金というものは一切使つておりませんので、郵便貯金者に迷惑をかけるというふうなことはございません。これは先生よく御承知であらうかと思ひます。

それから産投会計からの出資は、御承知のように四十二億でございますが、そのうち四十億は、例のMSA協定と申しますが、昭和二十九年にできました日本とアメリカとの経済援助協定に基づいて贈与された経済援助資金を融資をいたしたものが回収になりました、その再投資として、経済援助資金特別会計から日航製に対して出資をいたしたものでございまして、これは財政投融資計画とは関係のないものでございまして、その後産投会計から二億出資をいたしておりますことと、それから、経済援助資金特別会計は四十二年度末で廃止されました産投会計に承継されておりますので、現在は産投会計から四十二億出資になつていゝる、こういうことでございまして。

大蔵省の監督について御指摘がございましたが、これは端的に申しまして、日航製が赤字であるということが判明いたしましたのは、これは通産省にたいへん悪いんでございまして、比較的最近のこととございまして、端的に申しますと、通産省から大蔵省への連絡は、赤字はない、収支とんとんであるということを言つておられたのが四十五年ごろの実情でございまして、監督大臣としての通産相からは、そういう御連絡を受けておりまして、そのころから少し様子がおかしいんじゃないかということが、問題として両省間で討議され、その後日航製の再建問題につきましては、主として主計局が中心になりまして、最初の航空機製造の援助のほか、いわば最終処理と申しますか、そういうことにつきまして、いまおおよその見当がつき、四十八年度予算でもある種の経費を計上して国会の御審査を得るところでございまして、産投会計から出資をいたしておりますだけに、最終的に日航製がこういう状態になつたということは、たいへん申しわけないことであると思ひますが、ただ、国だけが責任を分担するといふ体制はとるべきではないといふことを大蔵省はかねがね主張いたしておりました、国も民間もあげて日航製のYS11の開発に伴う損といふものは公平に分担すべきである、こういうことを大蔵省としては主張いたしておりますので、おおよそそういう方向に向かつて進んでいるというふうに考へております。

○戸田菊雄君 確かに、局長が厳密に言う意味合いにおいては、運用部資金の金は入っていないです。郵便貯金とか、簡易保険とか、そういうものは入つていませんけれども、産投なり、あるいは政府保証社債なり政府保証借入金なり、これらはやつぱりすべて国のお金ですからね。そういうものが特定の航空機製造会社に対して、一面では多分の赤字会社でありながら、融資をしつつ、購入するときに不明朗じやないでしようか、そういう融資のしかたというものは、それはどういう考へ

を持ちましようね。不明朗じやないですか。これはこまかい数字はいま言いませんよ、言いませんけれども。

○政府委員(橋口收君) これはだいたい昔のことになりますので、いろいろ申し上げるのは恐縮でございまして、たしか航空機工業振興法という法律がございまして、その法律に基づいて日航製というものが成立をし、同時に、経済援助資金特別会計の法令によりまして、日航製に対する出資ということがあげられておるのであります、いわば當時としては政府全体として日航製を援助し、YS11の開発を軌道に乗せるということを使命としてやつたのでございまして、今日の時点になつて考えますと、いろいろ反省すべきことは多々あるのでございまして、ただ、その当時は、政府全体として日航製というものを核として日本に航空機工業を育てよう、こういういわば善意に出たものでございまして、その間あるいはその後の経過においていろいろ不十分点、あるいは販売の面、生産の面、管理体制の面について不十分の点のあつたことは、これは事実でございまして、そういう点につきましては、大蔵省全体として、今後こういうことが二度、三度繰り返されることであつてはならないというふうに考へておるのでございまして、いまお話をいたしましたように、政府保証で民間から資金を調達いたしておりますから、本来であれば、政府保証の実効を要請されどもしかたのないような経営状態であるのでございまして、そういう形ではなくて、やはり官民協力して最終的には処理をする。こういうことで、まあ、将来における戒めとしてこういうことが二度あつてはならないというふうに考へておるのでございまして。

○戸田菊雄君 まあ、了承するのですがね。一応会計検査院でも、いま局長が答弁したような内容の監査事項の報告があります。ただ問題は、やつぱり今後YSXの開発にいくというのですから、きょうはそこまで入るわけにいきませんから、ひとつ構想なり、今後の見通し、そういうものに対しての融資体制、その資料をこまかくひとつ提示をしてください。

それから、当面三百六十億に近い欠損未処理があるわけですから、そういうものの処理方式を一体どうするのか。これは通産省がやつぱり担当省でしようから、その資料はあとでひとつ提示をしてください。

○説明員(加島耕之助君) ただいま先生から御要請のございました資料を整えまして後刻御提出いたしたいと思ひます。

○戸田菊雄君 それからもう一つ、理財局長に質問しておきたいのですけれども、弾力条項、百分の五十ですね。これは衆議院でもだいたい問題になつていろいろやつていゝるようでありまして、私はこまかいことは言いません。ただ、現行百分の三十を百分の五十にふやした……。いまはなかつたのですか。百分の五十ということで設定したのですね。百分の五十。それでいいんですね。

○政府委員(橋口收君) はい。

○戸田菊雄君 そうしますと、いまの繰越金等の問題と含めてちよつと試算をしてみたいですけれども、百分の五十といふことになりまして五兆六千億、それに対して二兆八千億見当金額にして大体出る勘定ですが、これは理解が違つてしまふうか。それから簡保の場合は約三千七百億くらい、郵便貯金の場合は二兆八千億、このくらいの弾力条項から金額が生まれてくるのだと思ひますが、その金額についてはそういう理解でいいですか。

○政府委員(橋口收君) これは、何と申しましようか、まあ局限的な計算をいたしますといふ先生がおっしゃいましたように資金運用部資金は四十八年度五兆六千億でございまして、全部五割弾力がかぶつたという場合には二兆八千億ということになります。それから簡保資金もおっしゃるとおり三千七百億くらいということになるのでございまして、ただ、全体につきまして五割を弾力を発動して処理をするといふことは、これは現実問題としては考へておらないのでございまして、そ

これは原資の面から申しまして二兆八千億を直ちに捻出するという事は困難でございます。それからまた、二兆八千億をかりに追加いたしましたも、それこそいま先生から御指摘がございまして、ほとんど全部が繰り越しになるのでございまして、これも年度内に消化をするという事は困難でございます。全体について五割まで、各機関ごとの五割を全部同時に発動する、あるいは年度内に発動するという事は、これは考えておられないのでございまして、むしろ、各機関につきましても必要な限度において弾力を発動する場合にも、その最高の限度が五割という事でございまして、これは現在、政府保証債につきましても昭和四十六年から五割の弾力をちょうだいいたしておられますし、それから政府関係金融公庫につきましても借入金につきましても、これは昭和三十三年から五割の弾力をちょうだいいたしておるのでございまして、そういう他の例等から見まして五割ということに設定をしたのでございまして、いま申し上げました政府保証債、あるいは各種金融公庫の借り入れ金の弾力につきましても全体の五割を発動したという例はございせんし、むしろ個々の機関で申しますと、たとえば、商工中金等につきましては従来五割以上に弾力を発動した例もございまして、機関ごとに実績等から見て差等をつけるのが一番望ましい方法でございまして、実際問題としてそこまで問題を煮詰めるという事も困難でございまして、かりに中小企業対策等につきましても五割以上必要とするというような経済状態が招来いたしました場合には、これは補正措置をお願いすると、そういう覚悟でございまして、いまの局限的な計算としての二兆八千億というようなことを念頭において五割にしたものではございせんことを御理解いただきたいと思うのでございまして。

【理事土屋義彦君退席、委員長着席】
それからもう一つは、こういう弾力条項で予想される——どういふものが具体的にそういう事態というものが発生するのかわからない。だいたい一般会計予算の三〇％近い、第二の予算といわれるくらい膨大な七兆円近い金を実際組んでいるわけですからね。それがなおかつ年度途中でもってそういう弾力条項を発効させるような事態というものは一体想定されるかどうか。かりにいま局長等が考えられているような、そういう事実行為というものが前述あるというならば、そういう問題についてひとつ具体的に示していただきたいと思うのであります。

○政府委員(橋口收君) お尋ねの第一点の弾力条項を発動いたしました場合には、これは当然資金運用審議会の議を経て措置をいたします。理財局だけで措置をするという事は法律上もできないことになっておりますので、これは全部資金運用審議会の御承認を得て措置をするということになります。

それから、弾力対象事業と申しますか、これは従来の例で申し上げますと、大体補正予算のある場合には年に三回ぐらい、ない場合には年末中小金融対策による追加等、それから、年度末の技術的な補正と、二回が通例でございまして、補正がある場合には三回と、四十六年度は景気対策という事もございまして前後七回の追加をいたしておりますが、四十七年度も補正と合わせて年末対策を入れて三回でございまして、今日まで追加をいたしておるのでございまして、まあ通例考えられますのは、年末の中小金融対策、それから、補正がございまして、補助の裏としての起債、当面そういうものが考えられるのでございまして、過去四十六年、七年ごろの実績で申しますと、年度途中に、たとえば、上下水道の事業が非常に進む、そういう場合に、補助のつかない部分の起債に対して政府資金を融資するというような場合がございまして、そのほか住宅関係、道路関係等が過去の例でございまして、四十八年度はもちろん先のこと

でございまして申し上げにくいのでございますが、相当大規模になっておりますので、格別の事情の変化、中小金融対策等を除きましては、その大きな弾力の発動という事はなく済むのではないかと、いふふうに考えております。

○戸田菊雄君 関税関係、時間がありせんけれども若干質問しておきたいのですが、まず、昨年も関税定率を改正をして、これは国民生活に關与する関係輸入品、きょう資料持ってきておりませんけれども、私の記憶ではおおむね百十億減税、物価に効果波及面というものは〇・三という寄与率ですがね。これは五十億そこそこです。だから、それから推定すれば、もちろん品目によりましてけれども、その半分ぐらい、常識的に考えて、こういうふうに考えるわけですから、それから、何ぼ関税局長ががんばったって、物価波及効果というものはゼロですね、むしろ上がったのです。たとえば、そば一ぱい食べたって、あの中身見たら日本製品は水となまねぐらいです。ね。あとはみんな向こうから来ているわけですから、そばがいはほとんど三〇％ぐらい上がっているでしょう。これはこの前もいろいろ問題になったんですけれども、だから、そういう波及効果が一応数字的には出るのだけれども、実際の問題としてそれがさっぱり効果があらわされずに逆の方向にむしろいっている。この原因は一体どこにあると思いませんか。

○政府委員(大蔵公雄君) まず、戸田先生の御質問のうちの第一点でございまして、御承知のように、昨年の十一月に一律二〇％引き下げをやりましたときには、その対象となりました品目が、大体関税の、消費者物価指数の全体の総数に對します、一万分比で申しますと、その対象になりましたのが、一万分の三千十四が対象になって、そのわけがございまして、さらに、引き続いて今回御審議をお願いいたしております対象品目に關しますと、消費者物価指数の一万分比で申しますと四百六が対象になっているわけがございまして、昨年の十一月と今回の合わせまして、私どもの理論的な計算値でございまして、これは関税を引き下げますとそれが直ちに輸入物価の引き下げに對応をする、全部が波及するといふ計算でございまして、その半分が、大体私どもの計算をいたしますのは、その半分が、要するに消費者物価に影響をするという計算をいたしまして、合計をいたしまして、昨年度の本年度に對します消費者物価指数の下落率が〇・二六、それから本年度の、四十八年度の効果をいたしまして〇・一八と、こういうふうな計算をいたしております。

さらに、関税をせつかく引き下げて、これはもう消費者物価に響かないではないかと、これはもう私もまさしく非常に残念に思っている事柄でございまして、せつかく関税を引き下げ——ある程度国内産業にもがまんをしてもいいまして、関税を引き下げ、いわゆる国際分業の観点から国民生活に關連物資の引き下げをやりました、それが末端価格に響きませんと、せつかく引き下げた効果がゼロになつてしまふということを私も痛感を感じたとしておるわけがございまして、この点に關しましては、担当の経済企画庁あるいは通産省あたりにも、しつぱしつぱ私も、物価担当官會議等におきまして、その関税を引き下げたあとの個々の品目に關します追跡調査というものを少し本腰を入れてやつてもらふことを要請をしておりますし、経済企画庁のほうでも、最近相当真剣になつて勉強をしておりますと考えております。

○戸田菊雄君 これは何も関税局長自身の責任を追及しているんじゃないかと、政府全体、国全体の努力するところはしらなくちやないかぬのですから。まあ、何といつても、私は国内の流通体制がやつぱりいらないと思ふんですね。総代理店制を含めて、やつぱりその辺から抜本的な追跡調査をやつて、どこに一体隘路があるのか、これをやらなければ、幾ら関税減税をやつてみても私はもう焼け石に水だろと思う。ことに、いま国内のこういう経済状況の中で、もう商品投機までど

んどん発展しているといういまのような状況の中
 で、私は、数字的にあらわれてきた物価波及効果
 なんていうものとはとても期待できない。だから、
 そういうことだけに、そういう面を通じて、ひと
 つ全体的な対策ですね、これはもう総理に陣頭に
 立ててもらわなくちゃいけないわけで、すけれど
 も、そういうことでひとつ要望しておきたいと思
 うんです。

それからもう一つは、特殊関税制度、これはいままで発動したときないでしょう。だから、関税定率の引き上げその他の操作によつていま十分やつていけるような状況なんですがね。この制度は私は無意味じゃないかと思うんですけれども、残しておくような、何というんですかね、期待するものがあるんですか。その点一点、ひとつ聞かしておいってください。

それから、時間ありませんから終わりますけれども、理財局長にもう一点だけ。この財政投融资計画の日本輸出入銀行——まあすべてそうだと私は言いません、それは運用がありますからわかかる部分もありますが、四十八年度、資金運用部資金として四千八百五十五億、こういうことになっているんですね。いまやっぱり外貨準備高が二百億ドルを突破するんじゃないかというような状況までできておって、何とかこのドル蓄積のやつを取りくずしていかなければいけない、今後の貿易関係では、何とかドルのふえないような対策をとっていかなければいけない、こういうことだと思っておりますね。あとで大蔵大臣が参りますから通貨関係は、そのときにしますけれども、そういう事態の中で、このくらい融資をやるわけですね。日本開発銀行は三千八百五十七億ですか。これ、妥当な数字かどうかということに疑問を持つんですがね。もう少しそういう部分は自前方式に変えていったらどうなのかということなんですがね。各輸出業者の自前方式に持っていて、やっぱり政府が各般の諸情勢でもって介入しなければいけないというのなら、そのときにコントロールをしていくと、こういうことで行政指導その他を強めてい

やつていくということが大事じゃないかと思うんですけど、この辺の見解はどういうふうに
体考えられておりますか。

○政府委員(大蔵公雄君)　まず第一点の問題は、関税局関係の御質問であらうと思うんで私お答えいたしますけれども、御承知のように、今日までは日本の関税水準がかなり高い水準にあったわけでございますけれども、かつ、いろいろな品目に

関しました。要するに輸入の自由化の進捗度かはかの国に比べて少ない面があったわけでございますが、今日、日本はかなりの程度輸入の自由化の進捗が進んでおりますし、さらに、関税水準も、西欧諸国に比べまして、遜色がない程度にまで全体として引き下がっているわけでございまして、世界の開放体制に乗ります日本の立場といたしましては、今後といえどもこの方向をさらに推進をしないでならないと。推進をするに面におきまして、外国からの輸入が急増するといふような場合、あるいは場合によりましては、国内産業に対する衝撃が非常に強いというような場合には、緊急関税というものをかけまして、いわゆる関税障壁を一時的に高くいたしまして、外国からの急激なショックを緩和をするということを考えてはならない。要するに、自由化を進め、さらに関税水準を引き下げる半面におきまして、それに要する衝撃が非常に強い場合には、それに対する対応策をも準備をしておく必要があるということとで、むしろ、今日までの関税水準が高かったときよりは、これから開放体制に進むに際しましては、逆の、特殊関税、緊急関税というものの制度が弾力的に発動される用意をいたしておきたいことは、これは一つの非常に有力な手段であると私も考えておるわけでございます。

○政府委員(橋口收君) 輸出入銀行につきましての御注意でございますが、確かに、おっしゃいますように、経済の復興、産業の開発、貿易の振興という時代から大きく時代環境が変わってまいってきておりますので、輸出入銀行の運営自体に（つ

きましても、お話がございましたような観点から改善、強化をはかる必要があるというふうに考えております。また、現実にもそういう状態にやや近づきつつあるのでございまして、計数的に申し上げますと、昭和四十五年度は、輸出入銀行の資金計画のうちで、輸出の占める割合が七七%でございましたが、四十八年度の計画では五四%というところで半分かちよつとになってきております。

それに対しまして、輸入投資というのが四十五年度は一五%でございましたのが、四十八年度は三二%というふうに変わつてきております。それから、借款が八%であつたものが一四%というふうに入投資のほうに大きく重点が移つてきておるのでございまして、船舶等も四十七年度は二千七百億でございましたのが、四十八年度は千九百九十億というふうに、むしろ、絶対額でも下がつてきておると、こういうことでございまして、輸銀の内容、実態につきましても、やはり、時代の變遷とともに変化があらわれてきておるのでございします。こういう傾向はますます推進する必要があると思われまして、また、船舶等につきましましては、すでに過去において契約の成立したものが、資金化すると申しますか、資金需要になつて出てまいるものがございしますので、これを直ちに切るといふことは困難でございします。そういう面で、全体としてはかなりまだ大きな資金を必要としたとしておりますが、全体として内容も變つてまいつてきておりますし、また、今後ともそういう方角に一そう強く推進しなければならぬというふうに考えておるのでございまして、かつては船舶プラントといふものが日本の國際収支をささえる大きな柱であつたのでございますが、御指摘がございましたように、様子も變わつてきておりますから、従来以上に強化して輸銀を育成するという必要はかなり薄れてきているのじゃないかというふうに考えておるのでございます。

○栗林卓司君 関税の問題を中心に若干お伺いいたします。

最初にお伺いしたいのは、今回、関税定率法の一部改正ということで御提案でございますけれども、それも含めて、片方では国際通貨制度の現状、それから今後の、はつきりはわかりませんけれども、想定される見通し、そういうたものをつくりつくるめて関税問題を考えていかれるのか、たいへんばくとした質問のようですね、けれども、いわばものごとの裏と表といいますが、たいへん密接な関係にあると思いますので、関税問題に取り組んでいく基本的な考え方ということをひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(大蔵公雄君) 確かに非常に先生の御質問、今後の私どもが関税に取り組んでいく面におきまして基本的な問題であろうかと思っておりますけれども、まず、日本の立場といたしましては、要するに日本が今日まで自由貿易、いわゆる自由貿易に關して一番利益を得ておりましたのは日本であつたかと思ひます。したがひまして、國際ラウンド、新國際ラウンドに対して臨みますに際しても、要するに、世界的に全般的に世界の自由貿易が拡大をされる方向に新國際ラウンドが進むということが日本にとって国益になる、日本の利益になると、こういう考え方が、まず基本にあると思ひます。それから、世界の現実といたしましては、御承知のように拡大E.C.の差足に伴ひまして、E.C.はE.C.としてある意味においては、いわゆる經濟のブロック化と申しますか、そういう方向に進む、可能性としては可能性があると考へておりますし、さらに新聞紙上等に最近あらわれておりますように、近くアメリカの議會に提出されるであろうところのアメリカのいわゆる新通商法案と申しますものは、ある意味におきまして、これは米國の国内対策もあらうかと思ひますけれども、かなり保護主義的な色彩のものになる可能性を秘めていると思ひます。したがひまして、しかしながら、アメリカが現在考へておりますところの新通商法案の内容と申しますものは、やはり新國際ラウンドに対して臨むその政府の権限をもらいたいということ、議會に提出をされ

るものと考えているわけでございます。こう
いったようなことで、新国際ラウンドに關しまし
てアメリカといたしましては、かなり積極的な姿
勢で臨むというふうに私も考えているわけでござ
いまして、むしろそのEC、拡大ECというもの
の頭の中においてアメリカは考えている面があ
ると思います。したがって、基本的な態度と
いたしましては、私もアメリカに対してはもち
ろかなり言いつは持つておるわけでございま
すけれども、むしろアメリカとある程度歩調を共に
いたしまして、新国際ラウンドを推進することに
よって、世界がさらに自由貿易の拡大の方向に進
むものであれば、その線に乗って私は、日本とし
てはこれに対処するのが基本的に国益に合致を
するのではないかと、かような基本的な考え方を
持つておるわけでございます。

○栗林卓司君 新国際ラウンドに臨む姿勢は同感
に思います。ただ、そこにいく前に少し問題点を
整理しながら伺いをしてみたいと思うのですけ
れども、現在は国際通貨は概してフロートしてい
る。将来の方向はわかりませんが、一応固
定平価への復帰というところはうたいながら、レ
ート調整可能なという意味ではフレキシブルな為替
レートに指向しているように思います。そうな
った場合に、従来は国内産業保護ということでは
はそれなりに役割りを果たしてきた。今後はどう
かというところ、おそらくこういう流れになるんじ
やないか。関税というガードによって国内産業を
守る。結果として輸入抑制という姿が出る。これが
日本のように黒字要因になりますと、それは関税
に問題が提起されるのではなくて、じかに為替
レートが変わってくる。実質的に関税引き下げの
効果が生まれてしまう。こういう流れに、まず、
くることを想定しておかなければいけないと思
うのですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(大蔵公権君) 先生が御指摘になりま
すように、私も関税の引き下げの経済的効果
と申しますものと、それから、円レートの切り上
げと申しますか、あるいはドルの切り下げと申し

まするか、要するに為替レートの変動、かりに日
本が円レートの切り上げの方向にそのフロートが
働くとするならば、やはり関税引き下げの経済効
果と同じ効果があると思えます。したがって、ま
ず、私も今後の、要するに関税率の問題を考え
ます場合に、フロートしている円レートというも
のを度外視をして、国内産業に対する影響を考え
ませんといかないという問題は確かにあるわけで
ございまして、今後私はフロートして、特にフ
ロートをいたしておきます間は、関税率の今後の
経過に關しましては、かなり慎重に国内産業に対
する効果というものを考えながら、これを考えて
いかなくてはならないというふうに考えるわけで
ございまして。

○栗林卓司君 問題は、その慎重ということの中
身だと思ふんです。やっぱり従来とは局面がが
らつと変わってしまった印象がするんですけれど
も、そこで、関税のほうはわりあいそう変えな
いのでかりにやつたとしても、さき申し上げたよ
うな結果になって、為替レートの変更ということ
で、実質関税引き下げ効果が出てしまう。これが
同じことなのかというところ、違ふと思ひます。違
う点をかりに二つあげますと、一律的にさく。もう
一つは、そのことによって円が実勢以上に高く評
価される。これはイコールにならない。これを
じゃあどうさばいていいたらいんだらうかとい
う疑問が残りますけれども、この点はいかがで
すか。

○政府委員(大蔵公権君) たしか私ただいまレ
ートの問題と関税の引き下げとは同じ経済効果であ
ると申しましたけれども、一方は一律的であり、
関税の引き下げの方向は個別の企業の問題であ
ると思ひます。したがって、私も、私も今後関
税の引き下げの方向で検討をいたします場合に、
個別の企業ごとに関税対象品目が約二千数百ある
わけでございますけれども、個々の品目に関しま
して、やはりその関税の引き下げの及ぼしますこ
ろの影響というものをやはり慎重に考えながら、
関税の引き下げを考えていかなくてはならない。

この点が一番いままでよりもより重要になつてい
くと思ひます。

ただし、今日まで、御指摘のように、関税とい
うものを設けることによりまして国内産業を保護
している。すなわち、今日までの関税のあり方
は、主として生産者の立場に立つた関税というこ
とが言えたのではないと思ひますが、これから
の関税のあり方と申しますのは、昨年の十二月に
関税率審議会におきまして私も答申をいたした
わけでございますが、その中にも含まれており
ますように、やはり生産者の立場というものを無
視するといふわけにはまいりませんけれども、む
しろ消費者の立場というところからする関税とい
うことも、ある程度考えていかなくてはならないと
きがきていのではないかと、かように考えてお
ります。

○栗林卓司君 ことばじりでお伺いするようです
けれども、消費者のための関税というのは、具
体的に数字で表現しますとゼロということでは
ございまして、今回のような円レートの調整が
ございまして、簡単に言うところのことなんだと、そう理解し
てよろしいですか。

○政府委員(大蔵公権君) おっしゃるとおり、消
費者の立場からすれば、関税は最終的にはゼロに
なることが望ましい、こういうことであらうと思
ひます。

○栗林卓司君 そこで伺いたいのは、それは
言っても生産者の立場を無視はできない。とは
いながら、何%あったら国内産業を守るといふ効
果が今日の国際通貨制度の中で期待できるのか。
現在の暫定税率を含めて拝見しますと、一〇%前
後あるいは未滿というものが非常に多いわけ
です。問題は、一〇%という関税率が国内産業をガード
する役割りを持つていられるかどうか。お伺いする
理由を幾つか申し上げますと、国際的なインフレ
のスピードというものは、六ないし七ぐらいかも
かりませんが、一年でそれだけ物価水準が動く
というところは、一〇%というものは、ガードになるよ
うでならない。ほかの変化の影響をもろに受けて

しまつて、通貨調整で決着が迫られるということ
になると思ひます。そうすると、一〇%というの
は、従来の歴史的な経過をよみながら、国内産
業保護だと言つてやつてきたんですけれども、事
ここに至ると、一〇%とゼロとどうなるかと、及
ぼす効果はほとんど違ひがなくなつてくるんじや
ないか。いわんや、五%ということになりますと、
どの程度の意味があるんだらうかという気がす
るんですけれども、実際生産者、国内産業に對して
保護的な役割りを果たしている水準として、五
とか一〇%という関税率が働いてくるんだらう
かという点はいかがでしょうか。

○政府委員(大蔵公権君) まさしくその問題は私
もあると思ひます。しかしながら、今日まで長い
歴史の過程を通して、いわゆる国内産業の保
護ということは一〇%であるとか、さらには二〇
%であるとかいう関税率が設定をされてい
るわけでございます。これはきわめて相対的なもので
ございまして、今回のような円レートの調整が
ございまして、かりにこれは一五%、今日ま
ではドルに對して円レートが切り上がったとい
うことであれば、関税率一律に二〇%引き下
げよりは、はるかに国内産業に及ぼしますところの
経済効果というものは大きいわけでございます。
したがって、そういうところを五%なり一〇
%の関税をかけておいても意味がないではないか
という御指摘かと思ひますが、さらに意味がない
からといって、この円レートの調整があつたあと
追い打ちをかけるように関税の引き下げを行な
いますと、それだけ国内産業に對する一時の衝激が
非常に大きいと、こういうことに相なる面がある
わけでございます。こういう意味におきま
して、私も、円がフロートしている最中には、
関税の個々の品目の引き下げに關して、いままで
より以上に慎重な国内産業への配慮を必要とする
と申し上げましたのはその意味でございまして、
いわゆる二重効果ということにもなる面が現実問
題としては出てまいらぬと思ひます。したがって
して、その意味におきまして、関税が持つておりま

するところの国内産業の防衛、そういう機能は依然として私はあると考えておるわけでございいます。

○栗林卓司君 円レートが大きく動いている中で、五%にしても一〇%にしても、上積みはきくから慎重に対処せざるを得ない、これはおっしゃる通りだと思ふんです。ただ、その五%とか一〇%とかいふものがある程度長い期間をとらえてみた場合に、はたして国内産業保護としてきいていくガードの高さなんだろうかということはひとつ考える必要があるんだと思います。局面ががらりと変わったというのは、従来はおしなべての関税障壁で守つてくるといふかまはは各国とも通貨変動が来るというところ、アメリカの通商法案がその方向をみざしているように、また先ほど緊急関税ということでお触れになったように、セーフガードというものを例外的にどうやってつくっていくかというのが、どうもこれらの関税政策の中心になりそうな気がするんです。ひとつそういうことを前提に置きながら、じゃ今日二重にきくから慎重にするかというところがほんとうに慎重な対処かどうかをやっぱり一ぺん考えてみたという気をするのは、いまの円レートがフロートしたというのをどう政府は説明してきたかといふと、円の実勢を慎重に見定めたいんだ、片方の関税というのは、新国際ラウンドを迎えて、おっしゃったように、日本もまたあるイニシアチブを発揮していかなくやならぬということ、下がるということ、いまの瞬間では、なるほど二重にきくとは言いがた、実勢以上の円の切り上げに追い込まれることは極力避けたいというところから考えると、実は関税を五%、一〇%持つていたほうがいいのかどうかというところは、あらためて今日の課題として考える必要があるんじゃないかと、そう思いますけれども、いかがですか。

○政府委員(山本敏三郎君) 私は、関税局長からはなかなかむずかしい問題だと思ふんですが、確かに、円レートと結びつけての問題になつてくる点で、実は関税政策というのはあらためて考えていかなくやいかぬ。日本経済の持つ輸出競争力というものが、過重に評価されてしまつたというような形はとるべきではない。しかし一面、はたしてどういう事態が出てくるかわかりませんから、緊急関税制度のようなものは、制度としては残しておかなければいけない、そういうふうに考えまして、その点では先生と同じように考える次第でございます。

○栗林卓司君 緊急関税制度はもうそれでけつこうなんです。ただ問題は、従来は三なり五なり一〇なりというものを、全部についてつけるのをあたりまえとして関税へは取り組んでまいりました。いま申し上げているのは、ゼロをあたりまえにしてセーフガードを例外にする、こういう関税の仕組みに変えていかざるを得ないんじゃないか。やっぱり気分づかいにはほしいんだというも、国際通貨の変動を考えた結果もとのもくあみで、しかも、それは円の実勢に違つた数字が出てくるということと一律にきく、一律にきくということとは個別産業対策が打てないということ、いま関税ゼロというふうに大ざっぱな話に聞かせるかもしれませんが、その意味で、いま次官がおっしゃった話につけて加えて確認したいのはこの部分なんです。だから、緊急関税、セーフガードが必要なんだというぐあいになつてくるんじゃないかと思ひますが。

○政府委員(山本敏三郎君) 関税の法案を御審議願つておる局長としては、非常に答えにくいと思ひますが、田中総理が、非常に大胆な発言をしたというところも、先生と同じように、これからの関税制度というものは円レートがどう動くかというところと結びつけて、いままでとは違つた発想で考えなければならぬ段階に來たということを経理は意味したと思ふわけですが、局長の立場では、法案をかかえておる際ですから、なかなか先ほしたことを申し上げられない、こういうことを御理

解いただきたいと思ふんです。先生と同じようなことを総理が発言しておつたということをお考えいただきたいと思ふんです。

○政府委員(大蔵公雄君) ただいまの栗林先生の御質問でございますけれども、私も長期的には、やはり最終的には少なくとも製品関税に關しましてゼロにして、世界の自由貿易の拡大という方向に向かつて日本がリーダーシップをとるといふ姿勢は非常に重要な問題であらうと思ひます。新国際ラウンドに臨みまするに際しまして、これは直ちに製品関税をゼロにするということはあるいはできないかもしれません。しかしながら、日本の現在置かれておる立場から考えますと、ゼロにするのがいいのか、あるいは輸出入とて名目的な三%なら三%、五%なら五%というものを一律に掛けるのがいいのか、こういう問題はあるいは残つておるかももしれませんけれども、いずれにいたしまして、相当低いところの名目的な関税率を残しておいて、そのかわりに例外的にセーフガードの意味におきまして、ある品目、業種によりましては非常に高率の関税をかけて関税障壁を設けるといふことは一つの考え方であるかと思ひます。ただし、その場合に、どの産業を関税障壁を設けて防衛し、この産業は自由にしておいておくのか、ある程度こういう産業別に對する保護の度合いにもきめて強く関連をしてくる問題でございますので、かなり現実問題としてはずかしい問題かと思ひますけれども、長期的な観点から申しまして、だんだん製品関税というものをゼロの方向に持つていくという努力は日本の国益に合致するものであると、かように私も考える次第でございます。

○栗林卓司君 どの産業をガードの対象にするかは、おっしゃる通りに、総論賛成、各論反対の国ではむずかしい。これは続けてお伺ひしますけれども、いままでの御説明であらうなわかつた気がしますが、確認しますと、新国際ラウンドに對して日本として臨む姿勢というのは、自由貿易で一番利益を受けている国は資源がない日本だ、それを考えますと、従来以上にその中でイニシアチブを発揮していかなければいけない。しかも、国際ラウンドが議論されるステージというものはフロートしている、そうすると、そこでゼロと言ふかどうかは別にして、それを有力な将来の想定として頭に置きながら、今後の関税政策は政府として新国際ラウンドを含めて取り組んでいきます、こう理解してよろしいですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 少なくとも関税率の問題に關しましては、先生のおっしゃるのとおり、姿勢で新国際ラウンドに臨むのが一番日本の国益に合致するのではないかと、もちろんこの新国際ラウンドが始まりますまでの間に、関係者と日本の臨む姿勢というものは十分に協議をいたしたいと思ひておりますけれども、個人的には私、先生の意見と同意見でございます。

○栗林卓司君 そこで、各論のほうに何うんですけれども、通産、農林、おいでになつておると思ひます。まず通産省にお伺ひしたいのは、関税がゼロになるかどうかは別にして、そちらの方向に日本としては歩いていかなければいけないということ、想定した産業政策を現在検討し、実施していかなければ、検討過程があつたら、あわせてお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(寺田憲一君) ただいまの質問にお答えいたします。通産省といたしましては、昨年の秋に関税の一律二〇%引き下げということを実施いたしました。これは新国際ラウンドに臨みますところのわがほうの積極的な姿勢を内外に表明するというのが、その意味でございしたわけでございしますが、さらに長期的には、先生が御指摘されましたように、わが国の産業を関税によつて保護するという従来の方針から、国際的に太刀打ちできるような形の産業構造に持つていくという方向を通産省としては考えなければならぬということでご

ざいます。したがって、ただいま先生の御質問に対しては、そのとおりであるというお答えをさせていただきます。

○栗林卓司君 そのとおりだということは、そのとおりなんですけれども、問題はそういうコンセンサスをどうやってつくっていくのか、御担当のお仕事の範囲から離れていたら離れていたというお答えでもけっこうですけれども、問題は、私が理解する限りでは、そういう選別をする審議会もないはずだと思ふ。そういう中で、どうやってコンセンサスを求めながら、しかも、選んでいくのか。日本の産業構造の一番いけないといわれるのは、あらゆるものが全部そろっている。一つの例を申し上げますと、スコットランドの特産品であるウイスキーでさえ、日本では国産で、しかも、うまいものができる、こういう仕組みになっているわけです。その中で、どれを捨ててどれをガードしていくのか、これはよほどのコンセンサスが裏づけにないといけない仕事である。そのための環境づくりも含めて、どういうぐあいに取り組んでいかれるのですか。そのとおりだとお答えでしたから、お伺いするんですけれども。

○説明員(寺田憲一君) ただいまの問題は、通産省全体として考えなければならぬ問題でございます。通産省の関税課長といたしまして、その問題にお答えすることはむずかしいと存じます。ただ、もしもそういう問題を通産省として取り組まなければならぬという場合には、たぶん産業構造審議会という場がございますので、この場で取り組んでいくことになるのではないかと思います。ただ、これは私の所管外のことでございますので、そうだとお答えは申し上げかねるわけでございます。

○栗林卓司君 あとであらためてまたお伺いしますけれども、いま通産省に申し上げた同じ質問を農林省にお伺いいたします。

○説明員(吉岡裕君) 先ほどお話しのごいした五％ないし一〇％というのは、保護水準としては非常に問題にならないようなものではないかと

いう点につきましては、私も農林水産物を所管しております者として、相当なやはり意味があるというふうに考えざるを得ないと思ひます。と申しますのは、現状のような非常に国際価格変動の激しい時期、あるいは通貨レート自体が非常に変動しております時期をとってみますと、なるほど五％ないし一〇％というものはわずかなもののように考えられますが、これが通貨レートも安定をし、かつ国際市場というものの安定をした正常な状態を考へてみますと、やはりこの五％ないし一〇％というものは、国内の産業にとりましては、相当の意味を持つ数字であるというふうには、私も考へております。したがって、農産物につきましても五％ないし一〇％をゼロの方向に持っていくのが当然にいいんだというふうには私どもは考へておらないのでございます。と申しますのは、農産物の場合には、関税のほかに、国際商品協定のようなものもございしますし、国内には価格安定制度というふうなものをいろいろ仕組んでございまして、こういうものと、関税というものは、非常に深いかわり合いを持っておるわけでございます。したがって、国際的にも農産物の関税というものは、工業製品とは違った扱い方がされておりました。この前のケネディラウンドにおきまして、工業製品につきましては一律五〇％カットということがございしましたが、農産物につきましては、ポジリストと申しまして、やれるものについて相互に交渉し合うという方式をとっております。それから、特惠制度におきましても、農産物については同じようなポジリストの方式をとっており、先回の、したがって、一律二〇％カットの際にも、加工食品については同じような考へ方をとりましたが、一次産品である農水産物につきましては、個別にできるものからなるべくそこは生産性を高めていくことが望ましくございしますので、できるものについて下げていく、こういう方式をとったわけでございます。したがって、次期国際ラウンドにおきましても、物のそれぞれの性格に応じて、国際的な

交渉を通じて、できるものについて下げていくと、調整をしていくということについては、単に、日本のみならず、欧米先進国を含めまして、大体コンセンサスができておるといふ現状でございますので、私もといたしましては、そういう線に沿って次期ラウンドその他関税問題には対処していきたい、そういうふうにお思っておりますわけでございます。

○栗林卓司君 農産物についてポジティブリストの対象になる、したがって、セーフガードといった場合に、まず有力な候補になる産業分野であることはおっしゃるとおりだと思います。ただその前に、通貨問題が今日のような混乱した状況がなくなつて、やがて安定した五％ないし一〇％というのには有力な保護障壁になつていくんだと、いまお答えでございしたけれども、どういふ根拠で今日の国際通貨が、やがてあなたが想像されている内容で、昔の安定度に復帰すると判断されただんですか。

○説明員(吉岡裕君) これは私がお答えするのが適当かどうか存じませんが、私どもの承知しております範囲では、日本はいずれは固定レートというものを目標として、国際通貨の調整に臨んでいかれるものであらうというふうに理解をして申し上げたわけでございます。あるいはこれは、大蔵省その他通貨当局からお答えいただくのが適当かと思ひますが、私は一応そういうふうに理解したわけでございます。

○栗林卓司君 私が伺ひした理由は、この種の問題は、将来の情勢判断ですから、やっぱり省庁の違いを離れて一つのそろった見方がなければいけないういふこと、希望的な観測からすると、日本もまた固定レートに復帰して、昔のような安定した商売をしてみたいと思ひますし、みんな気持ちには変わらないと思ひますけれども、ただそういうと、裏づけるような動きもなければ、資料もない、少なくともわれわれが見る出版物で理解する限りでは、今日はそういう方向にいつていそうもないし、それが改善される見通し

が非常に暗い、これは見方の問題ですから、ここで議論はいたしません。ただ、かりの前提をつけて伺ひます。もしかりに、通貨レートというのが、今後不安定なものであるとすると、五％ないし一〇％というのはおっしゃったガードとしての役割を果たさなくなるかもしれない。そのときに、農産物についてはこれはガードするんだということとを言うためには、言えるようなたまたまをまわりにつくる必要がある、その意味で、ある部分は、ゼロか、びぼう的なパーセントになるかは別にして、そこまで踏み切っておく必要がある、仮定の前提を置いた質問ですけれどもそれはお考えになりませんか。

○説明員(吉岡裕君) たとえば、変動相場制のもとにおきましても、極端に非常なフレナが動くというところではなくて、二百六十五円とか、そういう一つの水準を持ちながら日々フロートしていく、こういうのが実態であらうと思ひます。そうしますと、この前も、たとえば、ドルが一割切り下げられたということが、非常に通貨面あるいは貿易面で意味をもちましたように、フロート制のもとにおきましても、農産物貿易などを考えた場合に、一割というものはやはり相当な意味を持つたろうというところは私は申し上げたつもりでございます。そこで、しかしながら、そういう保護水準あるいは国内の価格水準と結びつきました農産物の関税制度というものを、いつまでもそのままのいいというふうに考へておるわけではございませんで、できるだけ消費者利益も考へれば、生産性を高めていく、究極的にはなるべく関税を下げていくということが国民経済上も望ましいことは当然でございます。したがって、農業関係におきましても、単に保護障壁をめぐらしておるということではなくて、構造改善その他の事業を通じて、生産性を高める努力をしておるわけでございます。そういうものと見合ひながら、関税についても適正な水準に持つていくように年々努力をいたす、こういうことで進んでまいりたいと思ひます。

○栗林卓司君 五%、一〇%ではなくて、一五%以上の品目をかりに拾ってみますと、圧倒的に農産物が多いわけです。例を申し上げますと、たとえば、粉乳は二五から三五%くらい、ミルク、クリームは二五%、バター、チーズは三五%、あえてあげるに及ばせんけれどもそれと並んでおります。で、農産物であるから当然のことですけれども、国民生活に対する影響度というものはより直接的にきいてくる。したがって、いまお答えのような、だんだんと下げていきたいんだと。そのだんだんと下げていきたいんだというのは、ある程度計画を持って、五年なら五年、三年なら三年という計画を持って提示していただけるものなんでしょうか。なぜかという、努力したいというのとは簡単なんですけれども、あと三年、五年でやっていくんだというとは急速に具体性が出てくる。やっぱりものごとというのは、目標を一本きめてそこに向かって努力するということがなければいけないと思うんですけれども、いま一五%以上として乳製品なりフルーツなり茶なり云々とたくさんございますけれども、こうしたものは、ある年次計画を組んで下げていきます、そうしたものは近い将来お示しいただけるんじゃないでしょうか。

○説明員(吉岡裕君) ただいま御質問のございました日本の農産物の関税水準でございますが、これは現在大体平均税率に直しまして一五・六%くらいになっております。ただ、この中には、特別の理由のございます砂糖、バナナといったような高関税のものが含まれております、この砂糖、バナナを除きますと、五・九%という関税水準になります。これは国際的に見ましてもいわけばおかしくない、恥ずかしい水準でございまして、たとえば米、これは非常な農産物の輸出国でございまして、関税は、農産物については五・一%、英国が七%、ノルウェー等が三・四%、これは低うございまして、ECをとりますと、これは、御承知のように課徴金制度を関税のほかに合わせて取っております、この課徴金の分を関税に直し

ますと二五%という異常に高い税率になっております。したがって、私どもとしては、現在の日本の農産物の関税水準は、幾つかの例外を除けばそう恥ずかしいものではない。特に穀物とかいう主要な農産物についてはほとんど関税はゼロ、しかも、輸入制限はない、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、先ほどお話のございました幾つか高い関税のものについて、関税が唯一の保護手段になっておる場合と、輸入制限等と結びつけて関税が設定されておるといふふうなものとございます。そこで、輸入制限等とくっついております場合は、関税を下げてもいい、直接にそれが消費者のメリットにならないというところもありまして、そういう輸入制限とあわせて関税というものを考えていかなければならない。それから、関税だけが保護水準になっておりますようなものにつきましても、たとえば、先生がおっしゃるように、一つの計画をつくって、そこへ何年か待つていくという計画がつけられれば一番いいと思うのでございまして、御承知のように、国内では一方いろいろインフレが進行しておる。また、国際的には農産物と申しますものは非常に価格変動の激しい産品でございまして、そういうものを前提にいたしまして、何年か先に関税水準をゼロにしたいとか、あるいはここまでは下げるといふことを年次計画という姿でつくり上げることは非常に大変な産品であるといふことで、やはり毎年毎年でできるだけ下げるという方向で努力をしていくというより、目下のところ方法はないのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○栗林卓司君 深くさらに突っ込んでお伺いするつもりはありせんけれども、これは農林省のほうか、関税局かわかりせんけれども、国際交渉をする場合に、取引材料として使われるものというものはあるんですか。この中で農産物というものは、そういう危険性、可能性というものは今後あまりないんですか、その点いかがですか。というのは、外国に比べて全体の水準はまあまああつたところ

ろにいつているんだ、あとは国内の価格支持政策も含めていろいろの組み合わせがあるのでそう簡単にいかないのだ、今後はそういう国内の配慮だけをやつていっても、日本全体とすると大きく国益をそこなうことはない、そう理解していいのか。そうではない、あるものについてはたいへんなバーゲニングパワーを持った税率なんだという部分があるのか、その辺はいかがですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 農産物の関税につきましては、今日まで私も各国とバイラテラル、あるいは多角的な交渉の場におきまして、日本の農産物の関税が非常に高過ぎるということで、各国から不満を持たれたことはございせん。ただ、今回御審議をお願いいたしておりますが、バナナの関税等は、要するに世界的な水準から比べましても非常に高い、いわゆる六〇%という季節関税がかつておるわけでございます、今回の改正案で五%ずつ二年間にわたつて一〇%引き下げるというお願いをしておりますけれども、これに關しては、日本としては幾ら何でも高過ぎるのではないかとこのようにお話を私どものところにまいます、外国からの大使館員等から文句を言われることはございまして、むしろ自由化の問題に關しましては言われまされども、関税水準をそれ自体に關しましては、バーゲニングパワーを持つとか、あるいは高過ぎるというふうな不満はあまりないよう感じております。

○栗林卓司君 これは農林省にお願ひしたいのですけれども、農業の場合は、情勢変化に対する対応が非常にむずかしい、時間がかかるという面があるようです。いまのお答えで、国際交渉の結果、ある日突然にという可能性があるものはないかということから、まず安心したわけですが、それども、そうはいっても、通貨変動でまともな大波を食らうことはあるわけでございます。その意味で、むずかしい問題はたくさんあるということを見たと対策を今後ともぜひ御検討いただきたいと思

います。時間がありませんから次の点に移りますけれども、特惠関税とシーリングワックの問題について、その中に、電子計算機の部分品及び付属品というものが入っております。これは特惠関税として取り上げられてくる理由というのは、これは私の理解が間違つていたらその点直していただければいいのですけれども、この種の電子機器については、市場で流通するわけではないんです。したがって、需要先は大体きまつておる、幾ら買つかというところは、その生産計画でございまして、それを一つ一つおけるのは特惠受益国であるかもしれない、物事の性格がちよつと違つてくるような気がする。そこで含めて、この特惠関税の対象に入られて無税扱いをするんですか、その点はいかがでしょう。

○政府委員(大蔵公雄君) 御承知のとおり、基本的に特惠関税の特恵税率の適用に關しましては、いわゆる鉱工業産品に關しましては、原則として特惠税率はゼロ、特殊なものに關しては一般税率の二分の一にとどめておるものがございます。農産物に關しましては原則として要するに特惠の対象といたさないわけでございますけれども、要するにいわゆるポジリストによつて特惠の対象にいたしておるわけでございます、いまの御指摘の電算機の部分品と申しますものは、いわゆる原則ゼロの範疇に入るものでございまして、そういった意味において特惠の対象になっておると、こういうことであらうかと思ひます。

○栗林卓司君 原則ゼロ、これは今回の改正案でゼロになったわけですね。ですから、従来ですと、電子計算機の部分品及び付属品は七・五%の税がついておる。これは特惠としてついている。それが今無税になる。たまたま無税といふのは国内市場に対して擾乱要因を持つわけではなく、ごく制限された取引である。普通理解している特惠というものは少しは許されているんじゃないか。勘ぐるようで恐縮ですが、これも、これ

シーリングワクの拡大というようなことをつなげて考えますと、何か電機産業のための一つのチャネルをつくつたのだと読めないわけでもない。その点でお伺いしている。

○政府委員(大蔵公雄君) 実はそういう意味ではございませんで、この電算機の部分品に關しましては、今日までいわゆるセンシティブ品目という事で二分の一にとどめていた品目の中に数えていたわけでございますが、現実問題として後進国、要するに特恵受益国から日本に対して、特に電算機の部分品が輸入をされる——韓国から若干実はあるわけでございますけれども、こういうものは、日本の国内産業に対して別に何らの影響はないといふことからいたしまして、センシティブ品目の二分の一にとどめておく必要がない、こういう判断から、これをゼロにいたしましたわけでございます。現実問題といたしましては、非常にわずかなケースでは韓国からの輸入がございまして、これはいわゆる特恵の天井ワクの拡大というような問題とは全く無関係で、現実はその天井にとても達しない量の輸入しかないわけでございます。

○栗林卓司君 くだいようですけれども、従来は七・五%だったわけですね。それを今度無税にしたのは、いろいろ調べてみましてどうもまずいから直すのですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 一番最初に申し上げましたように、電工業品に關しましては原則がゼロでございます。いわゆるセンシティブ品目のみ二分の一にとどめる、それから二分の一が七・五%に相当するものでございまして、今日の段階に至りましては、その電算機の部分品といふものは、特恵の適用の中から考えまして、原則に戻しまして一向に日本の国内産業に対する影響はない、かような判断から、原則に立ち戻りまして、電工業品は原則ゼロという原則ののちとて今回改正をお願いをいたしておる、こういう次第でございます。

○栗林卓司君 わかりました。将来その方向で電工業品の五〇%引き下げ品物がさらに下がつていくんだし、たてまえはあくまでもゼロなんで、いわばその整理の一環だと、こう理解しておけばよろしいですか。——わかりました。

○政府委員(大蔵公雄君) 現在二分の一、五十七品目昭和四十七年度まではあったわけでございますが、今回六品目、原則に立ち戻りまして、四十八年度は五十一品目に、いわゆるセンシティブ品目になったわけでございます。

○栗林卓司君 最後に一点だけお伺いします。関税を下げておちつとも物価に響かないじやないか。これは、先ほど局長からもたいへん残念だといふお答えでございました。そこで、こういう調査検討をしたことがございまして伺いたいのでありますけれども、実際に末端の小売り価格に変化を期待する場合に、関税の引き下げ幅、これが実際は問題になってこないのだ。なぜこんなことをお伺いするかといいまして、末端の商店で、正札を出す場合、必ずしも積み上げてきたコスト計算だけを出すわけではなくて、値段の見ええというやつがあるわけですね。九十九円じやどうも書きづらから百円なんだと。そこになおかつ五円下がったと言わせるためには、関税の下げ幅というものはある幅があるじやないか、これまでは原材料の輸入の場合には、一%でも直接きいたわけですが、コストに入ってくるわけですから、今度は流通過程を経て、末端の商店のところで出す場合に、一%、二%だと、かりに、たとえば、百円のものから従来一〇%の税率で百十円になっていた。一%下げて百九円と書くかといふと、まず書かないと思うのです。その意味で、従来は原料輸入がどちらかといへば、主の関税政策でしたけれども、これは完成品輸入が多くなつて、しかも、末端の消費価格までストレートでかかってくる、そういうものと、下げ幅というものは、ある程度ジャンプする必要がある、その面で御検討されたことがありますかを伺いたいと思ひます。

○政府委員(大蔵公雄君) 非常に貴重な御意見でございます。率直に申し上げまして、今日までいわゆる関税の引き下げ幅のジャンプによって、

要するに、小売り商の心理に影響する問題であらうかと思ひますが、それと、そういう意味の検討をいたしたことはございません。しかし、非常に貴重な御意見でございますので、私もこれから少し勉強させていただきたいと思ひます。

○栗林卓司君 いま申し上げたことは、日本でもあまり研究がないのだそうなんです。そう言つても、消費者心理とか、小売り商の心理といふことを考えないと、結果が生まれてこないわけですから、新しい分野だと思ひますけれども、しかるべく御検討をぜひお願いしたいと思ひます。

以上で終わります。

○多田省吾君 関税率法等の一部を改正する法律案につきまして若干質問いたします。

提案理由の説明によりますと、「最近における内外の経済情勢の推移に対応し、対外経済関係の調整、国民生活の安定に資する等の見地から、」とこのようにおっしゃつておられるわけでございますけれども、この内容、これは従来の方針の一環としてやるということなのか、あるいは日米貿易不均衡の解決も考へておられるのか、またどのくらい効果を考へておられるのか。あるいは「国民生活の安定」、これは当然物価対策等もおっしゃつておられるのだと思ひますけれども、大体その効果をどの程度考へておられるのか。また「対外経済関係の調整」、これは非常に大きな問題でございまして、が、根本的にこれをどのように考へておられますか。

○政府委員(大蔵公雄君) 今回御提案をしております関税の改正案は、昨年の秋にいわゆる第三次の円対策の一環といたしまして関税の一律二〇%引き下げをいたしたわけでございますが、それに加へまして、特恵関税制度の改善等を行なつて、開発途上国との間の経済取引を拡大すると、これが一つの柱となっております。それがいわゆる提案理由の中にありますところの「対外経済関係の調整」ということに符合をいたすわけでございます。また、他方物価問題といたしましては、物価の安定等国民福祉の向上の要請にこたへますために、

生活関連物資の品目に關しまして、関税の引き下げをはかつていただきたい、かような提案をいたしておられるわけでございます。こういったような措置全体といたしまして、やはり日米貿易の不均衡というものを對しまして、これだけで解決するといふ問題ではもちろんございませんけれども、私どもの感じでは、前回の十一月の関税の一律二〇%引き下げと、今回お願いいたしておりますところの関税の引き下げと、この二つを合わせまして、貿易に關しましては、輸入効果といたしまして、約三億ドルの輸入増大効果があると、かように考へておられるわけでございます。

○多田省吾君 質問が方々に飛びますけれども、ただいま開発途上国との関係で特恵関税の提案をしたというお話でございまして、この特恵関税供与によつて発展途上国産品と競合するといふことが非常に大きな問題になってきます。特に中小企業においては、合板だとかいろいろの問題がありましますけれども、局長はこの程度の改善によつて、わが国の関連中小企業等に対する影響はどの程度に考へておられますか。

○政府委員(大蔵公雄君) 特恵関税のワクの拡大、あるいは関税率の引き下げをいたしますについては、事前に通産省なり関係の省と十分に話し合ひをいたしまして、今回提案をいたしておりますところの特恵関税の改正に伴ひまして、日本の中小企業に對しましては影響がないと、かような品目についてのみ特恵の税率の引き下げ等を御提案いたしておられるわけでございます。

○多田省吾君 今回の改正によつて、関税率の引き下げ等による減税額が五十三億円であると、このように見込んでおられますけれども、積算の根拠ですね、それをまずお伺いしたい。

○政府委員(大蔵公雄君) 今回の提案をいたしておりますところの関税改正によりまする減税見込み額は、御指摘のように五十三億円と私も試算をいたしておりますが、これは、関税率の引き下げあるいは関税制度の改正につきまして、個々にいわゆる昭和四十八年度の輸入見込み額、あるい

は関税率の引き下げの幅等を勘案をいたして算定をいたしておるわけでございまして、今年度の関税収入全体は五千六百二十四億円でございまして、このうち水産物もございまして、五十三億円でございまして、これがなかりせば五十三億円でございまして、上積みされたであろうということでございますが、その内訳をいたしまして、四十八年度の減収内訳は、特惠関税制度の改正に伴いますものが八億円で、それから、生活関連物資等の関税引き下げに伴います減収額が十八億円で、それから、通関の簡素化に伴いますものが二十億円で、制度改正に伴いますものが七億円で、合計五十三億円で、私も計算をいたしておるわけでございまして、

○多田省吾君 この法案を立案した段階においては、今回の国際通貨の変動ということも想定してなかったと思ひますけれども、このフロート制から固定相場制に向かうのは秋以降ではないかという観測も出ておりますけれども、そういうことは問題外としまして、このただいまおっしゃったような関税収入の見積もりというものが、こういう変動相場移行によって当然変更が予想されると思ひますけれども、これは考へておられるのですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のように、確かに私も御提案をいたしておりますところの法案を作成する段階におきましては、今日の相場の変動は予想いたしておらなかったわけでございまして、変動相場制のもとにおきますところのレートの水準であるとか、変動相場制の期間であるとか、あるいは国内経済に及ぼす影響、特に関税の場合には、レート変更に伴ひまして輸入が増大するという面もあるわけでございまして、それに伴ひて関税収入の増加になる要因もあると、こういうような面にも不確定な要因が多いわけでございまして、現在の段階におきまして、年度間を通じての輸入に及ぼしますところの影響、したがって、関税の税収見積もり、こういうようなものを的確に把握することは非常に困難でございますので、現在これを變更するという考へは持っておりません。

○多田省吾君 先ほどもお話が出たようにございまして、わが国の非関税障壁といわれる残存輸入制限三十三品目のうち、二十四品目は農産物。そのうち水産物もあつて残存したわけでございまして、アメリカが最も強く要求しているのがオレンジ、果汁、牛肉、この三品目だと思ひますけれども、これは予算委員会等においても総理等もいろいろ答へられておるようでございまして、農林当局は、これをどう考へておられるのか、まず農林省からお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(吉岡裕君) ただいまお話のございました三品目は、現在米から他の成長作物に転換をしようと思ひますわが国農業にとりまして、非常に重要な基幹的な産品でございまして、その三品目等について、自由化を行なうということはきわめて困難であるというふうに考へております。

○多田省吾君 大蔵当局にお尋ねしたいのですが、この二十四品目の農産物の残存輸入制限を全部自由化したとしても、巷間、五億ドルほどの改善しかできない、対アメリカは一億ドル程度である、このようにもいわれておるわけでございまして、けれども、その辺どうなのか。

それから、いま農林省が非常に消極的なことをおっしゃっている。われわれもこれは早急にやるべきじゃないと、このように考へておるわけでございまして、大蔵当局の御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(大蔵公雄君) 今日まで、御指摘のように、現在残っておりますところの残存輸入制限品目二十四品目、特にその中の二十品目が農産物でございまして、四品目が水産物でございまして、今日まで残っておりますのは、それはそれなりに理由があつて残つたわけでございまして、したがって、これを自由化するかどうかということは、非常に高度の政治的な判断を必要とするものであらうと私も考へておるわけでございまして、事務当局といたしまして、これに對し

てとやかく申し上げる立場にはございせんが、やはり主管官庁であるところの農林省が、国内産業に対する影響というものを主として判断をすべきものであらうかと思ひますが、大蔵省の立場として考へます場合に、やはり現在の日本の置かれておりますところの国際情勢、国際経済の中における日本の立場を考へますときに、できるだけやはり日本の姿勢としてたゞまを正すという意味におきましては、やはり自由化の方向に進むべきであらうかと思ひます。したがって、もし何らかの財政手段あるいはその他の方法によりまして国内産業への効果が、波及が非常に少なくなくて済むという手段がとり得ます場合には、やはり自由化の方向で基本的には検討をする必要があると、かように考へておるわけでございまして、個々の具体的な品目を、何をいつ自由化するということの判断は、やはり農林省が中心になつて判断をすべきものであると、かように考へておるわけでございまして。

○多田省吾君 外務省や大蔵省はなるべく自由化した、こういうふうに考へておるわけですが、それと政府あるいは与党首脳としては、アメリカから特に強く自由化を求められておるオレンジを目玉としまして、これにトマト、ケチャップあるいはトマトソース等を含む合計五品目程度を自由化するような意向で、早ければ四月中にも実施したいというふうな考へもあるようでございまして。そしてこれに対する生産者救済措置として、八百億円から一千億円程度の財政資金を投入して万全の対策をとるといふようなことも報道されておりますけれども、これは非常に、この程度でも私もはむずかしい問題じゃないかと思ひますが、農林当局としては、政府のこういう考へ、こういう生産者の救済措置がとられれば自由化もやむを得ない、こういうお考えに立つておられるのかどうですか。

○説明員(吉岡裕君) ただいま先生のお話のありましたようなことが、直接論議されておられるのかどうか、私も事務当局は承知いたしておりますが、先ほども申し上げましたように、この農産物の自由化の問題は、単に財政上たゞ金を配れば済むというものではございせんが、やはり長期にわたつて生産性を高めながら、国際競争力をつけていく、そういう過程でいろいろ考へるべき問題であらうというふうに考へております。したがって、このような対策の問題は、長期的な観点から慎重に検討をしなければならぬ問題であらうというふうに考へております。

○多田省吾君 ここでは幾ら議論してもそういうお答えしか返つてこないと思ひますが、まあ食糧全体のことでは若干国際部長の御見解を承つておきたいんですが、最近、国際的に非常に農産物が不作でございまして、ソ連等も非常にアメリカから小麦輸入をしております。また、北半球が年々非常に温度が下がつておるといふようなことで、ここ数年間不作が続くんじやないかというやうなこともいわれております。ですから、わが国のいわゆる農業問題に対する考へ方も、もう一回再考しなければならぬ段階にきていると思ひます。一方、ヨーロッパ諸国、特にフランス等においても、農産物を相当日本以上に保護しているわけですが、これは独立国として農産物は、工業との国際分業の立場で安い農産物を輸入していけばいいというやうな考へは私は絶対納得できないわけですが。そういう観点から、わが国の需給率、総合的な需給率が年々下がつておる。ここ数年間の需給率の減少はどの程度になつておるのか、まずその点をお伺いします。

○説明員(吉岡裕君) 需給率を総合需給率という姿で見ますと、昭和三十五年八九という需給率でございまして、これが四十年八八、四十五年八七、まあこれ一番最近時点まで正確にわかつておりますものでございまして、七五、こういうふうな下がつてきておるやうです。

○多田省吾君 そうしますと、四十八年度あたりにおいてはもう七〇%前後に下がつてきておるやうな、このように受け取られるわけでございまして。まあ、この問題は一応おきまして、日米間の貿易収支の不均衡というものが、工業製品の急激

ておりましたので、これは現実問題といたしまして、なぜ発覚をいたしたかと申しますと、税関の行なっておりますところの事後調査で、そういう行為を行なったという証拠を見つけてまして、それによってイモづる式にだんだんと多数の商社も同じようなことをやっていると見て、発覚をいたしたわけで、新聞紙上等にも出ておりますけれども、ある商社の担当者が、これは関税の制度が悪いのであるというように言っておたわけでございますが、これは悪いことをしようと思えば、いかなる制度のもとにおいても、私は、悪いことは、脱税しようという人間はあると思うわけでございまして、制度論に問題をすりかえて、顧みて他を言うのは、非常にけしからぬ態度であらうと考えておるわけでございます。と申しますのは、この豚肉関税の制度と申しますものは、豚肉が高いときには免税をして、比較的安い値段で消費者の手に渡るように考えられておるわけでございますし、また海外の価格が安い場合には、差額関税を徴収することによりまして、国内の養豚業者を保護をする、この両面、裏表の作用をなす制度でございまして、考えようによりましては、この制度が的確に運用されれば、非常にいい制度ではないかというふうに感ずるわけでございます。したがって、その脱税をした者が、関税制度それ自体が悪いのであるというようになことを申すのは、非常にけしからぬわけでございますが、御指摘のように、今後といえどもインボイス価格を改ざんをする、あらかじめ、輸入をする者と輸出をする者がしめし合せて改ざんをするような場合には、非常にこれは見つけにくいわけでございますが、今回の経験もございまして、で、私もいたしましては、今後海外における市況その他に因りまして、十分にひとつ調査をするように努力をいたしまして、こういうような事件がまた起こらないように、やはり事後調査あるいは中間のときの審査を厳重にすると、かような態度で対処していくのが一番効果があるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○多田省吾君 まあ私も、局長のおっしゃるように、当然、法がある限りは、それをモラル的にも、法律的にも順守すべきことは当然でございます。今回は、やはり国内の消費者とか、あるいは国内の生産者等も、こういう制度がいたずらに輸入業者だけを太らせたとか非常に悲憤慷慨しているわけでございます。大きなショックを受けたんじゃないかと思ふんです。しかし、そういう脱税されやすいような仕組みをそのまま野放しにするよりも、少しでもそれを、そういう脱税されないように改善することもまたひとつ考えなくちゃいけない。こういう観点から質問したわけでございますが、このたびの業者ぐるみの脱税事件は、丸紅とかあるいは三菱商事とか、大手商社を含めて国内商社十五社あるいは海外輸出業者の代理店七社、あわせて二十二社に達している、このように報道されております。その金額も、四十六年にこの制度が適用されてから、本年三月まで判明したものでだけでも三億円をこすといわれておりますけれども、大体その内容はどうなっているのか、ひとつここで簡明にお答え願いたいと思ふんです。今回の輸入豚肉の脱税につきましては、一つには、スライド関税の脱税。二つには、関税の脱税で得た所得の不正申告による所得税の脱税。三つには、国内の豚肉加工業者も、大手商社の架空申告の事実を知って不当な利益を得ております。こういう各種の不正手段による所得税、法人税の脱税も考えられますけれども、こういう業者の輸入総量あるいは不正所得に対して、国税庁——いらっしゃるかどうか、どの程度その実態を把握しておられますか。この二点をお尋ねしたい。

○政府委員(大蔵公雄君) まず、第一点でございますが、現在、これ、調査をいたしておりますのは東京、横浜、神戸、大阪の四つの税関において調査をしておりますわけでございます。相対今回の場合、私もいたしましては、本格的に、徹底的にこの調査を遂行するというところで、実はある商社に因りましては、トラック三台分ぐらいの書類を押収をいたしまして、現在鋭意調査を続行中なわけでございます。したがって、現在、新聞等いろいろな予測の金額が出てきておりますけれども、私も何でも一体、全体の金額がどの程度になるかという数字はまだ把握をできていない段階でございまして、この事件に因りましては、私もできるだけ早く徹底的な調査をして結論を出したいと、かように考えておるわけでございます。

○説明員(磯辺律男君) こういった豚肉の輸入に因りまして法人税の脱税の問題につきましては、私も新聞紙上等でそういったことで関税を脱税しているというふうな情報を得ましたので、特に豚肉の輸入量の多い大手業者等に対しての調査を行なうたわけでございます。この場合一般的に申しますと、輸入業者が真実の輸入価格より高い価格で輸入をしたといったような場合でございまして、その真実の価格と、その高くつけ足した輸入価格の差額というのは、当然に架空原価を計上いたしますので、その限りにおきましては、法人税の脱税につながるというところになるわけでございます。ただ、いままでも私も調査いたしましたのが、大手輸入業者約十二社、それから近く調査を予定しておりますのが十一社程度でございますけれども、いままでも私の知り得た範囲内におきましては、大部分の輸入業者は架空に計上しました架空原価に相当する金額を、別途また雑益あるいは雑収入で計上しておるというふうなことになるわけでございまして、その総合の収支じりにおきましては、これはほとんどなくなっておるというところでございます。いままでの知り得た範囲内においては、これが大きな法人税の脱税ということにつながるケースはまれではないかと見ております。

○多田省吾君 そうしますと、ますます計画的な脱税ということになってしましますけれども、その点はどうですか。

○説明員(磯辺律男君) 雑益に計上いたしますのは、一応支払ひまして、海外の輸出業者のほうからバックされまして、それを計上したわけでございます。したがって、当然こういった経理が行なわれておることは、日本の輸入業者と、それから、海外の輸出業者との間のあらかじめ通謀した取引であるとわれわれは考えておるわけでありまして、一般的に申しまして、こういった海外取引にからみまします不正経理というのが最近遺憾ながら非常にふえてまいりました。私もとしては、こういったものは一つの典型的な不正計算の事例でございまして、今後、法人税の調査等にあたりましては、十分に着眼点の一つとして、こういった問題についての調査を綿密にやっていく考えでございます。

○多田省吾君 そうしますと、これは完全に海外の業者と国内の輸入業者との間の計画的な脱税ということになります。今回も摘発したわけでございますけれども、その摘発をますます強めていく、ないしは脱税されないように仕組みをもっと改善する必要もあるかと存じますけれども、これはどうお考えですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のように、差額関税いわゆるスライド関税制度と申しますものが実施をされております場合に、海外の業者と結託をいたしまして、あらかじめ脱税をする目的をもつてそのインボイスを改ざんをするというふうな行為をやられた場合には、これは非常に確かに見つけることがむずかしい問題であらうかと思ひます。その点で、こういった差額関税と申します制度それ自身の持つ脱税誘発意欲と申しますか、誘発の要因というものがございまして、先ほども申し上げましたように、何と申しませんが、一番大切なのは、いわゆる納税思想の確立、納税のモラルの問題が基本的な問題でございまして、今回のような事件を契機といたしまして、業界側も相当強くこれは反省をいたさざるは見えないわけでございます。と申しますのは、その事件摘発以後、豚肉に因りまして関税収入が急激に増大をしておりますというふうな現象も見えておるわけでございまして、こういったようなことで、徹

底的にこういう事件を追及することによって、やはりモラルの向上にも役立つと、かように考えておられるわけですが、制度そのものの持ちますメリットとデメリットがあるわけではございません、国内の養豚業者の保護と、国内の消費者の立場と、こういうようなものに対して、二面のあるわけ持つ効果というものも考えなくてはなりませんので、十分にそのあたりも踏まえましてひとつ研究をさせていただきたいと、かように考えているわけでございます。

○多田省吾君 これは大きな問題ですから、大臣にお伺いすべきでございますが、その機会がございませんで、局長に若干お尋ねしたいんですけれども、まあ三月二十六日のワシントンにおける愛知・シエールツ会談なんかでは、報道されているところによりますと、アメリカは当面の通貨危機よりも、むしろ対日貿易の赤字が最大の悩みである、こういう観点から、六月の日米経済合同委員会の話し合いを待つ余裕もないというふうな姿勢で、強硬にセーフガードあるいは輸入課徴金等対日通商上の強硬措置をとってくる。当然オレンジあるいは電算機、IC等の自由化を強く求めてくるんじゃないかと、このように思います。ですから、ただ単に円切りを求めるだけじゃなくて、あくまでもそういう輸入課徴金というふうな強硬手段も、あるいは自由化を強く求める手段もあわせてもうやってくることは目に見えていることでございまして、まあわが国に二百億ドル近頃の外貨が増大しているわけでございます。そういう観点から、私は、まあいたずらにアメリカに対する報復措置とかそういうことだけを考えるんじゃないかと、まあ、先ほども申しましたように、農産物の輸入自由化をしたところで、対アメリカの不均衡は正はたつた一億ドルと、こういう現状でございまして、もつとほかの方法を考えなくちゃいけない。まあ、これは私の意見じゃありませんけれども、中には、アメリカに対して、日本が多国籍企業をアメリカの中につくればいいじゃないかと

か、アメリカの土地を買えばいいじゃないかという極端な議論さえ起こっておりますし、あるいは円切りが幾ら二〇〇程度になろうとも、輸出を極端に減らさなければ、同じ量の輸出では二〇〇のドルがかえって増加して入ってくるだけですから、二〇〇の輸出減になっても、入ってくるドルはほとんどでございまして。もうこれは減らないんだから。

それからもう一つは、わが国が発展途上国に対するやはり政府援助というものをひとつ強めななくちゃいけない、あるいは資源問題等、あるいは公害問題等で問題になっております志布志湾とか、あるいはむつ小川原地区にしろうとしていくところの石油コンビナートなんかは、東南アジア等に公害をなくしてつくるようにしたいじゃないかというふうな大きな議論も数多くあるわけでございます。また、国際分業といつても、いままでのような、日本が農産物を輸入して、工業産物を輸出するというようなそういう国際分業のあり方は、私は絶対いけないと思います。そうじゃなくて、やはり国際協調というのは、もつと幅広く発展途上国を含めて、やはり日本が生きていく道、また日本が発展途上国に対して相当援助をする、自主的な援助をするという考えにも立たなくちゃいけないし、こういった観点から、政務次官でもけつこうですが、一体、対米貿易あるいはこれからの国際協調に関して、どういう考えを持っておられるのか、あらあらひとつお答えをお願いしたい。

○政府委員(山本敬三郎君) 御質問が非常に多岐にわたっておりますけれども、一つは、やっぱり世界経済の中における日本の持つ地位ということについて、自覚は考えなければいけない、昨日も申しましたけれども、一年間に八十億ドルも、九十億ドルも、二年も続けて輸出超過になるといふことは、相手方から言いますと、世界経済の攪乱要因になっていくという考え方もとられるわけでありまして。ことに対米貿易の問題でありますけれども、これも理論的にはつきり輸出を多少抑えてい

くか、輸入をややしていか、どっちかの手を何らかの手段方法を講じてやっつけていかなければ、これを縮小することはできないという段階になっておりますから、問題は非常に深刻な問題になってくるわけでありまして。だからといって、直ちに農産物にしろを寄せていいかといふと、それは日本の農業のほうに非常に対応が困難な状況でありますから、直ちにしろを寄せていいということにはならぬとは思いますが、しかし、農業のほうでも、やはり農業のほうに保護されることは、他の中小企業やその他のほうへと円切り上げという形ではね返ってくるという考え方をとつていただくことは、私はプロットした時代に一番いいまわかりやすいことであるから、農業関係の方にも御理解いただきたいというふうに考える点であります。

それからもう一つは、発展途上国との問題は、対米関係だけではない、今後ますます重大になっていくのではないかと。たとえば、ベトナム特需がなくなつただけ、相手方の国際収支は苦しくなつてくるのは当然でありますから、そういう意味で、やっぱり日本の国際社会における地位というものを考えていかなければならぬ。それから、ただに農産物や中小企業の問題だけではなく、やっぱり輸出増が一つの大きな問題でありますから、通産省にはいろいろ御意見があらましようけれども、何らかの形でやっぱり輸出をもチェックしていくような方法もとらなければならぬような事態、深刻な事態に実は臨んでいるのではなからうか。そういうことをやっていきたいと思います、自由貿易のメリットを一番受けてきた日本であり、そういう世界がブロック化したり、国際貿易が縮小したりいたしますと、資源のない日本がバイタルな運命に入っていく、こういう事情にありまうから、そういう広い意味での利益といふことを考えて、一つ一つの問題に対処していかなければならぬだろう、こう考えています。

本農業に対しても御理解いただきたいというふうなことで、一番わかりやすいからということ、自由化をはかるということとは、ちよつとこれは問題じゃないかというように思いますね。だから、いろいろいろいろおっしゃいましたけれども、やはり根本は、日本の産業構造にあると思うのです。やはり生産第一主義、あるいは利益第一主義、これにおちいつたから福祉がおろそかになつて、どうしてもちよつと日本の産業構造がある一面において強過ぎた部分が出てまいりました。私は何もローマ・クラブが言っているように、成長率ゼロなんということは申すつもりはありませんけれども、資源問題ともあわせて考えた場合、これは大きな問題になると思うのです。この前も予算委員会等では、いまの石油輸入二億キロリットルから一九八〇年ですか、七・五億キロリットル、こういった田中総理の日本列島改造論にあるような姿は当然とれないわけですから。こういった資源問題から考えましても、私はいまのようないき方ではわが国がいくなら、しわ寄せが全部農業とか中小企業にかかつて、いつまでたっても改革はできないのじゃないか、このように思います。それをわかりやすいから、もう農業には、農業者には目をつぶつていただいて、自由化をはからなければならぬという論法、それをやつたとしても、対アメリカはたつた一億ドルではありませんか。根本的に私は、こういった問題に対して、政府の考えには同調できないわけですから。まあ、これはまた大臣にもお尋ねしなければならぬ問題でございましてから本論のほうに入ります。本年の初頭に、国際経済の激動の中にあつて、輸入の拡大あるいは物価抑制政策の上から、また対米貿易の不均衡は正という立場から、関税率を機動的に上下に変動できるような行政の権限として与えるべきであるというふうな強い意見が財界あるいは与党の一部にあらましたけれども、現在においては当時の時点とも状況は大きく変わっております。こういう考えはないと思ひますが、関税当局は基本的にこういった考えに対してどういう御見

解を持っていますのか。また、現行法で十分やっているかと考えているのかどうかです。

○政府委員(山本敏三郎君) 先ほど申しましたのは、私は、基本的な問題では先生のおっしゃるとおりです。しかも、初めて日本の財界で産業計画懇談会が、資源及び公害という点で、日本の成長の方向には非常に限界がある、大きな転換をしなければならぬ。私は財界から、これだけの意見が出たということは非常にめずらしいことであり、私たちは非常に評価しなければならぬと思います。ですから、基本的には尾崎教授が言いますように、闘争的な経済構造を乳牛的な産業構造に変えていけば、私はそのとおりだと思えます。ただ、当面の日本の不均衡をどうするかという問題については、農業を私は犠牲にせよという意味ではありませんが、農業は農業にせよという意味ではありませんが、自分たちのほうが保護してもらえ、そのためにはどこかへはしわがいくというようなことも考えて、早く新しい事態に適応するような努力をしていただきたい、こういうことを実は申し上げたわけでありました。

○政府委員(大蔵公雄君) ただいまの関税率の変更権限を行政に与えるという問題でございまして、現在でも行政に与えておきまして、緊急関税の発動その他行政に権限が与えられている面もあるわけではございません。ただいま先生が御指摘になりましたのは、おそらく関税の一律引き下げであるとか、いわゆる引き下げ権限というものを行政に与えるという面でございますが、この問題に関しては、物価対策、その他の面におきまして、ある程度研究に値する課題ではあるかと考えてはおりますけれども、やはり憲法上の租税法主義の問題であるとか、あるいは国会の審議権の問題とも深く関連する問題であると私も考えておりますので、この点にしましては慎重に考えたいと、かように考えておるわけでございます。

○多田省吾君 その問題と関連しまして、関税率法の第六条には「復関税」、第七条「報復関税」

税」、第八条には「相殺関税」、第九条及び九条の二には「不当廉売関税」及び「緊急関税」等、国民経済上緊急な必要が生じた場合、その必要に応じて政令によって税率等を変更できるという政令委任の制度が設けられておりますけれども、対外関係の状況に応じて行政の権限において税率変更ができることになっておりますが、これは具体的にどのようなときに発動するのかお伺いしたい。

○政府委員(大蔵公雄君) 御質問の、わが国が持つておりますところの特殊関税制度を大別をいたしますと、二つの範疇に分けることができるかと思えます。

まずその一つは、復関税ないしは報復関税でございますが、この復関税、報復関税と申します制度は、わが国の輸出品等に対して不利益な取り扱ひをする国の生産物に対して課税しますところのいわゆる割り増し関税、こういうものでございまして、すなわち報復関税は、わが国の生産物に対して関税上の最惠国待遇の便益を与えない国の生産物に対して課税されておるものでございまして、報復関税は、わが国の輸出品等に対して、第三国の輸出品からいって不利な取り扱ひを差別的に行なっている国の生産物に対して課せられることができることになっておるわけでございます。

それから、相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税、この三つの特別関税は、いずれも国内産業に対する損害を一つの発動の要件としたしておる割り増し関税の制度でございまして、これらの制度の発動に際しましては、国内産業の損害要件のほかに、次のような要件を満たすことが必要になっておるわけでございますが、まず相殺関税につきましては、生産国または輸出国で直接または間接に補助金を相手国から受けていること、相手国の不当廉売の事実が現実問題としてあること、不当廉売と申しますのは、輸出国の国内向けの価格よりも安い価格で販売をしていることとござい

ます。それから、第三番目の緊急関税につきましては、外国におきます価格の低落、その他の原因によりまして輸入が急激に増加をして、国内産業が損害をこうむると、こういうようにそれぞれ発動の要件が異なっておりますわけでございます。

以上の特殊関税制度を、今日まで確かに発動された例はないわけでございますけれども、全般的に輸入の自由化が進展し、さらには関税の引き下げが行なわれると、こういうような場合に、海外におきますところの価格の低落、その他の原因によりまして、国内産業が不測の損害をこうむると、こういうような事態が生じることも将来において予想されますので、私どももいたしましては、関税率審議会の中にも特殊関税部会というものを昨年の十一月に設けていただきまして、これに対して弾力的に対応し得るような体制を整えてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○多田省吾君 ちょっとアルミについて一点お伺いしておきますが、アルミ精錬業界では、通貨調整で非常に追い込まれて、一昨年のドル・ショック当時の四十六年十一月から、半年間に前年度同期より輸入が四〇％ふえたと、今回のフロート及び予想される円再切り上げ等がもし行なわれるとすると、相当の輸入増が推定されるということ、アルミ精錬業界でこれ以上の輸出増による業界の悪化を防ぐために、緊急関税発動あるいは特惠供与適用の停止、こういったことを要請しているようにございまして、どう考えておられるのか。

この特惠供与については、アルミの場合は、発展途上国に対しては四・五％で、供与ワタが年間六万一千トンでは、特惠を停止しても輸入抑制をさほど期待できないと、このように思っていますけれども、第二点としてこの点をどう考えておられますか。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) お答えいたします。ただいま先生が御指摘になりましたように、最近におきましてアルミニウムの輸入が漸次増大し

つつあるのでございます。その原因は、大きく分けて二つございまして、一つは、ここ二、三年の世界のアルミの需給というものがアンバランスになりまして、非常な供給過剰で国際価格が低落してきたというところが原因の第一でございます。第二には、一昨年の暮れに円の高切り上げがございまして、その影響によりまして、さらに、国内の価格に対する影響が大きくなってきたということでございます。

で、どのような影響があったかということをも具体的に申し上げますと、従来平均販売価格でおよそ二万円当たり二十万円で売っておりましたものを、二万円下げるというふうな状態が発生してしまいました。で、一方輸入の方は、四十六年の輸入量に対して、四十七年は五〇％ぐらいいく増加したというふうな現象になってきたわけでございます。その結果といたしまして、国内の生産の操業率は八五％にまで下がっておりまして、またそれによるコストの上昇ということが非常に大きな痛手になってまいりました。ドルが一〇％切り下げられる月になりました、最近の通貨調整ということによりまして、理論的に申し上げますと、この影響によりまして、さらに、輸入価格は、もう二万円安くなるというところでございます。一番新しく出ております二月の通関統計によりますと、一番安いものでトン当たりCIFジャパンで十二万三千円というふうな価格がすでに表示されておりますが、こういうふうな価格に対抗いたしまして、国内の価格をどこまで下げられるかということが最大の課題でございますが、コストは、先ほど申し上げましたように、操業率が下がることによりまして、逆に上がりぎみであるということを考えますと、このような輸入価格の低落にはもはや追従できないであろうということが予想されます。したがって、これに基づきまして、輸入量が急激に増大するのではないかと、これが予想されております。このようにことが事実これから起きるかどうかが、その辺のところはまだわからないわけ

ありますが、どうも私どもの予想といたしましては、輸入の急激な増加が起るであろう、これによりまして、国内のアルミ生産者が受けます打撃は相当に大きい、経営が困難になるのではないかと、そういうふうな思っております。

石油コンビナートなんかも、どんどん公害をなくした上で向こうにつくるのを援助するとか、こういったことも資源問題の上からも考えなければならぬことじゃないかと、このように思っていますけれども、どうお考えですか。

○多田省吾君 まあ、大蔵大臣の、この特別国会の冒頭の財政演説の中にも、なるほど政務次官おっしゃる通りに、基本的には、輸出優先の経済構造を改めることが最も肝要である、このようにおっしゃっておりますが、これは当然です。だけれども、これはいままでも輸出優先の経済構造を改めなかつたところから、いろいろなひずみが生じていると思えます。ですから、いま申しましたように、非鉄金属とか、農業とか、あるいは中小企業とか、弱い部門が大きなおろしを受けて、いまたいへんなわけですね。これはもうだれしも総論としては関税の引き下げを推進する、あるいは輸入を増大する。まあ、大綱的には反対する人は少ない。しかし、各論になりますと、いろいろな影響が出てくるわけですね。こういう産業構造にしてしまったこと自体に対しても、これは問題が生じているわけですね。ところが、政務次官は、先ほど政府の方々はみんなこのように考えているんだというところをおっしゃいましたけれども、だけれども、私は、報道だけですから直接は聞いておりませんが、小坂経企庁長官があいまい産業計画懇談会の意見というものは、お年寄りのお遊びだと、こういうような意見を吐いたというように、ことが新聞に出ておりましたけれども、そういう考え方がもしありとすれば、これは大きな問題である、このように思っています。ですから私は、いま現在でできることといえば、やはり外貨減らしのためには、いろいろなたいへんな問題もありましょうけれども、発展途上国に対する政府援助をもっとやると、いまの〇・二％なんというんじやなくて、やはり一％近くまで政府援助をふやすとか、これは緊急にできるわけじゃありませんか。だから、公害等も考えれば、そういう発展途上国に、もう日本においてはとうていできないと思われ

石炭コンビナートなんかも、どんどん公害をなくした上で向こうにつくるのを援助するとか、こういったことも資源問題の上からも考えなければならぬことじゃないかと、このように思っていますけれども、どうお考えですか。

○政府委員(山本敬三郎君) 私は、産業計画懇談会のことを言いましたので、そういうことばがお出になったかと思えますけれども、私は、やはり日本の経済はオールラウンド・プレーヤーであつてはいけないのではなからうか、いままでもあまりにもオールラウンド・プレーヤーであり過ぎた点があるのではないかと、一つと、それから、おまへはそう言うけれども、事実は政府の責任ではないかとおっしゃいますが、私の記憶では、昭和四十三年ごろから、日本の輸出構造は明らかに変わつてきた、これは世論がそう認めておつたにもかかわらず、当時政府ではまだ黒字は定着しない、こういうことを重ねてきたために、対応が非常におくれてきたということ、その点は政府の責任なしと思ひます。しかし、産業構造を改変するということは、言うはやすく、行なうは非常にむずかしい問題だという点もまた御理解いただきたいと思ひます。

それから、またついでに伺いますが、前回のケネディラウンドの場合と比べてこの新しい国際ラウンドの、何といひますか、討議のおもな中心点で、これはどんなところに置かれてい

○政府委員(大蔵公雄君) 新国際ラウンドは、昨年の十一月に第二十八回のガット総会におきまして、まあ本年中に交渉を開始する、七三年中に、日本でも申しませう昭和四十八年中に交渉を開始するというのが確認をされまして、交渉準備委員会というものができ上がつたわけでございますが、その交渉準備委員会の作業をいかに進めていくべきかということで、過去におきましてすでに二回会合が持たれましたけれども、この七月にその最終的な交渉準備委員会におきまして、これは七月に相当長い期間、約二十日間ぐらひジュネーブにおいて交渉準備委員会が持たれるわけでございますが、その場におきまして、新しい国際ラウンドで、交渉の内容を、議題を一体何にするかと、こういうことが七月の交渉準備委員会における議題になりました、ここで一応各国のその交渉の議題に關しますところのコンセンサスが得られました後におきまして、九月に日本において行なわれる予定になっておりますけれども、ガットの大臣会議が日本で行なわれまして、その大臣会議におきまして、準備委員会におきましてつくられましたところの交渉内容というものが認められまして、そこにおいて新しい国際ラウンドが九月以降において発足すると、かような段階になっておるわけでございます、現在、したがいまして、そのまだ内容それ自体がはっきり、いかなるものか内容とするかということの議題それ自体が最終的に固まつておりませんものですが、このケネディラウンドとは一体どういふ差があるかという点に關する御質問でございますが、これは今後の交渉の結果によりますので、はつきり特色を明らかにできませんけれども、昨年の十一月のガットの総会におきまして工業品並びに農産品を対象として関税と、非関税障壁と両方を議

それから、またついでに伺いますが、前回のケネディラウンドの場合と比べてこの新しい国際ラウンドの、何といひますか、討議のおもな中心点で、これはどんなところに置かれてい

○政府委員(大蔵公雄君) 新国際ラウンドは、昨年の十一月に第二十八回のガット総会におきまして、まあ本年中に交渉を開始する、七三年中に、日本でも申しませう昭和四十八年中に交渉を開始するというのが確認をされまして、交渉準備委員会というものができ上がつたわけでございますが、その交渉準備委員会の作業をいかに進めていくべきかということで、過去におきましてすでに二回会合が持たれましたけれども、この七月にその最終的な交渉準備委員会におきまして、これは七月に相当長い期間、約二十日間ぐらひジュネーブにおいて交渉準備委員会が持たれるわけでございますが、その場におきまして、新しい国際ラウンドで、交渉の内容を、議題を一体何にするかと、こういうことが七月の交渉準備委員会における議題になりました、ここで一応各国のその交渉の議題に關しますところのコンセンサスが得られました後におきまして、九月に日本において行なわれる予定になっておりますけれども、ガットの大臣会議が日本で行なわれまして、その大臣会議におきまして、準備委員会におきましてつくられましたところの交渉内容というものが認められまして、そこにおいて新しい国際ラウンドが九月以降において発足すると、かような段階になっておるわけでございます、現在、したがいまして、そのまだ内容それ自体がはっきり、いかなるものか内容とするかということの議題それ自体が最終的に固まつておりませんものですが、このケネディラウンドとは一体どういふ差があるかという点に關する御質問でございますが、これは今後の交渉の結果によりますので、はつきり特色を明らかにできませんけれども、昨年の十一月のガットの総会におきまして工業品並びに農産品を対象として関税と、非関税障壁と両方を議

題といたしますこと、それから、開発途上国問題に対する解決策を考慮すること、それから、多角的なセーフガードシステムを再検討すること、この三つは議題にしようではないかと、こういうこととで一応の合意——合意まではまいりませんけれども、一応そこまで話が進んでおるわけでございます。

○渡辺武君 このケネディラウンドは、名前の示すとおり、アメリカが主唱国ですね、今度の新国際ラウンドは、ジャバララウンドと当時も騒がれたように、日本も提唱者の一人になつてゐるわけですね。しかし、やはりこの問題についてアメリカがどういふ方針を持つのかということが相当決定的な影響を与えるんじゃないかという気がしますが、この間の三月二十二日でございますけれども、この間の三月二十二日でございますけれども、アメリカ大統領が国際経済報告をやつておりました、その中に、この新国際ラウンドに触れているんじゃないかと思はれるような点がありま

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のように、この三月に、アメリカのCIEP報告、すなわち国際経済政策委員会の報告がアメリカの議会に対してなされまして、これは近くアメリカの国会に提出されるであろうところの新しいアメリカの通商法案の内容をおよそ暗示をしていられるように私も受け取つております。したがって、アメリカが、一体いかなる通商拡大法案を提出いたしますかというところは、最終的には決定をいたしておらないわけでございますけれども、CIEPの報告の概要を御説明をいたしますことによつて、私どもの感じを申し上げますと、まず、関税に關しましては、関税の無制限の引き上げの権限と、引き下げの権限、両方関税に關しましては大統領に授權をすることを望んでおるようでございます。ただし、この場合、諸外国から完全に互恵的な譲許を得ることを前提とした大統領の引き上げ権限と、引き下げ権限、こういうものでござい

それから、またついでに伺いますが、前回のケネディラウンドの場合と比べてこの新しい国際ラウンドの、何といひますか、討議のおもな中心点で、これはどんなところに置かれてい

それから次には、行政が非関税障壁を軽減す

るための交渉を行なうことの権限を要請いたして
おるわけでございます。その非関税障壁の内容と
いたしましては、工業規格であるとか、関税評価
であるとか、あるいは関税分類であるとか、表示
の要件であるとか、行政手続、こういったような
ものを含むものでございます。

さらに、輸入制限の権限の問題でございます
が、これに對しましては、セーフガード、いわゆる
セーフガードの発動要件で、その主たる、この
報告によりますと、今日までのアメリカの通商
拡大法案が持つておりましたところのセーフガー
ドの発動要件と一番違つております点は、国内の
輸入の増大が、国内産業並びにそのアメリカの勞
働者に対する重要な損害またはその輸入がその主
たる原因であるという、重大な損害を与えるブラ
イマリーコースであるというところを、今度の新し
い報告書の中では非常な特色といたしておるわけ
でございます。先般の通商拡大法案の中ではブラ
イマリーコースではなくて、メジャーコース、
要するに非常に大きな原因であるということが必
要であつたのが、これは単独かつ最大と申しま
すか、ブライマリーコースでも、これが前よりは若
干この点が容易に発動が弾力的にできる、こうい
うような権限を大統領は要請をすることになるの
じゃないか、こういうふうに予想をされるわけで
ございます。

さらに、第四番目の問題といたしましては、国
際収支を理由といたしますところの、輸入制限の
全般的な増減の権限を大統領に付与してもらいた
い、こういうようなことが、主たる先般のCIE
Pの報告の内容であろうか、かように私も解釈
をいたしておるのでございます。

○渡辺武君 関税の問題について、特に農産物を
重視するというような趣旨の記事が新聞に出てお
ります。

それからまた、いまのこのセーフガードの発動
の条件ですね、その中でも、市場混乱を何か測定
する客観的な基準といえますか、そういうふうな
ものを設定して、非常にやりやすくするのだとい

うような記事も出ておりますが、その点はどうで
すか。

○政府委員(大蔵公雄君) 新聞紙上に確かに農産
物のこと、私も記事として読みましたけれども、
私どもが読みました限りにおきましては、CIE
Pの報告書の中には、農産物を特定をして、それ
に触れておる点は見当たりませんでした。これは
推測の記事ではないかと私は推測をいたして
おりますが、ただアメリカが非常に、御承知のよ
うに農産物に關しましては比較的優位の立場にあ
るわけでございまして、特にECの農産物に對す
る取り扱いに關して非常な関心を持つてゐること
は事実でございますけれども、このCIEPの報
告の中には、特に農産物を取り上げまして、あれ
した条項はないように私もは考へております。

それから、この市場擾乱の条項はCIEPの報
告書の中には確かにございましてけれども、その
市場擾乱というところの判定と申しますものが、今
日まで市場擾乱を受けたという、要するに産業の
側からの立証が非常にきびしい立証を必要といた
したわけでございまして、このCIEPの内容を
私どももよく読んでみますと、まだどういふこと
を一体考へてゐるのかかわかりませんけれども、
市場擾乱の判定に關しまして、いままでは要
するに弾力的と申しますか、市場擾乱をもた
らしているといふことの判定の弾力化といふこと
を考へてゐるようには感じますが、これはアメリカ
当局の意圖もまだ私も直接聞いてゐるわけでは
ございませぬし、新聞紙上で読んだ限りでござ
いますから、いまのところは確たるお話はいたし
かねます。

○渡辺武君 そうしますと、いままでは程度
ガットの総会などで議論されてきたんですけれど
も、次のラウンドの議題の中にもな項目、これをア
メリカが、次の新通商法案の中にやはり同じよう
に盛り込んでいこうという動きを示しているとい
ふこともわかりますが、特にこのアメリカが、い
ま御説明を伺いますという、かなり日本などの
立場から見えますと、きびしい措置をとらうと

いうような動きをとるんじゃないかならうかという点
が、非常に懸念されるわけです。

それで、まあそういう立場に立つて幾つかの点
を具体的に伺いたいのですが、非関税障壁です
ね、これがガット総会でもかなり強調されてゐる
ようですね、それからまた、アメリカの大統領の
報告の中でも非常に強調されてゐるようですね、
でも、一体この非関税障壁といふのは、どうい
うものなのか、特に、日本に關連したおもなもの
というのはどんなものが考えられるか、その辺どう
でしょう。

○政府委員(大蔵公雄君) 今度の、おそらくその
ガットの新しいラウンドにおきましては、非関税
障壁の問題と申しますものが議題の対象にならう
かというところは予想されるわけでございまして、
実は、各国がガットに對しまして、まあ事前の段
階におきまして、これが相手国の非関税障壁であ
るといふその申し入れをしてゐるわけでございま
すが、何か私も聞いておりましたところによ
ると、まあ世界じゅうを合せて約八百種類ぐら
いのもの、この非関税障壁といふものを、各国
がそれぞれ申し入れてゐるそうでございます。わ
が国が持つておりましたところの非関税障壁である
といふ、まあ外国から指摘をされておりました
ところの非関税障壁と申しますもののおもなものを
申し上げますと、残存輸入制限、あるいは輸入承
認を必要とするといふこと、あるいは輸入担保金
制度、さらに輸入の標準決済方式、あるいは政府
調達、国家貿易と、まあいろいろなこゝろの補
助金であるとか、そういったいろいろなもの、
外国から見ました場合に、これが非関税障壁であ
るといふようなことを申し入れられてゐるよう
に私ども聞いております。

○渡辺武君 そうしますと、これはかなり大きな
問題だといふ感じがしますですね。前のケネディ
ラウンドのときには、主として工業製品の関税引
き下げということが中心テーマだったと思ひます
が、特に、アメリカが農産物の問題を非常に重視
してですね、これはまあ確かにECに對して非常

に大きな関心を持つてゐるということはおわかりま
すけれども、同時に、やはり日本にとつても、こ
の問題は軽視することのできない非常に重大な問
題だと思ふのです。特に、日本の残存輸入制限
品目、この中では農産物が最も大きいと、そうし
てまたこれを自由化した場合に大きな打撃がある
といふことは、農林大臣自身が認めていらつしや
るところですから、非常にこれは大きな問題だ
と思ふんです。その上に、いまの御説明によりま
す、国家貿易主義も、これが非関税障壁の中に入
る、こういうことになりまして、いまの農産物
で国家貿易の対象になつてゐるのは、これは小麦
でしよう。そのほかにはありますか。

○政府委員(大蔵公雄君) 現在日本の国家貿易は
十ございまして、また小麦、大麦、米、たばこ、
塩、そういうようなものが国家貿易になつてお
ります。

○渡辺武君 そういうことですから、これまでが
非関税障壁の対象になつて、これの軽減緩和とい
うことが、次の国際ラウンドのおもな議題になつ
てくるということになりますと、私は、日本の国
内産業を救おうという見地からしても、これは非
常に大きな問題じゃあるまいかという感じがする
わけですね。

それで、なほ少しいろいろ教へていただきたい
のですが、いまおっしゃつたガットの議題の中に
も出てゐるようですね、多角的セーフガードの条項
の再検討といふ問題ですね。これはアメリカでも
非常に強調してゐるようですね、これは一
体どういふことを意味してゐるのですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 一番最初のいまの国家
貿易が非関税障壁、確かに一応非関税障壁という
ことになつておりますけれども、ガットの場合に
おきましては、国家貿易といふものは非関税障壁
にはならないといふことに、一応のコンセンサス
ができておりますが、ガットで議論をされます場
合には、国家貿易はおそらくその対象にならな
い、かように私も考へておるわけでございま
す。

それから、多角的セーフガードの問題でござい
ますけれども、この問題は、やはり全体的な世界
貿易の輸入の自由化、あるいは世界貿易の拡大の
方向、関税の引き下げという方向に進む場合に、
国内的に、国内の産業が非常に損害をこうむるお
それがあるときに、現在御承知のように、ガットの
二十三条によりまして、現在でも要するにセー
フガードの――失礼いたしました、セーフガード
ですから、ガットの十九條によりまして、現在で
もセーフガードの規定があるわけでございませ
が、アメリカの立場といたしましては、このセー
フガードの発動というものを、いまよりもっと
容易に、その発動をし得るような国際的なコン
センサスを得るようにはすべきではないか、簡単に申
し上げれば、アメリカの主張いたしますところは
は、そういう点にあるわけでございまして、これ
がおそらく今度の多角的セーフガードの問題、い
かに国際的なコンセンサスを得るかという問題
は、これは今回の新国際ラウンドにおきますところ
の非常に大きな各国の議論の対象になるところ
であらう、かように考えておるわけでございま
す。

○渡辺武君 そのやりやすさということにな
りますと、アメリカが、日本からの輸入品に對し
て、これは市場を攪乱しているというふうな
いろいろの理屈をつけて、そうして緊急輸入制限を
やるという可能性が十分に、いままでよりもっと
大きくなるということじゃないかと思うんです
ね。で、これは私しろうとよくわからないんで
すけれども、いままでは、アメリカがセーフガー
ド条項を発動する場合は、どういうような条件で
発動したわけですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 現在までアメリカが発
動いたしましたところの緊急関税は、ガットの十
九條、ガットの十九條に適合した条件のもとに
おいて、緊急関税は発動していると私もは考
えております。

○渡辺武君 ガットの条件はどういう条件が必要
なのか。

○政府委員(大蔵公雄君) ガットの十九條により
ますと「締約国は、事情の予見されなかつた発展
の結果及び自国がこの協定に基いて負う義務」こ
れは関税譲許を含んでおるわけでございませう
けれども「その効果により、産品が、自国の領域内にお
ける同種の産品又は直接的競争産品の国内生産者
に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるよう
な増加した数量で、その自国内に輸入される
ときにはこれを発動し得ると、こういう条項にな
ておるわけでございまして、その「損害を防止し
又は救済するために必要な限度及び期間におい
て、その義務の全部若しくは一部を停止し、又は
その譲許を撤回し、若しくは修正することができ
る。」と、こういうふうな、十九條では条文にな
ておるわけでございませう。

○渡辺武君 それは確かにそうだと思うんですけ
れども、具体的に発動する場合、相手国との協議
が必要じゃないでしょうか。一応相手国が合意し
ないと、このセーフガード条項というのは発動で
きないと、こういうことになっているんじゃない
でしょうか。

○政府委員(大蔵公雄君) もちろん第一段の段階
としては協議をすることになっておりますけれど
も、なかなかこの協議と申しますものは、整わな
いことが多いわけでございまして、協議が整わな
かつた場合には、セーフガード条項の発動をする
わけでございませうが、その場合には、いかなる場
合におきましても、その代償といたしまして、ほ
かの産品の関税の低減であるとか代償を提供しな
くてはこれを発動できない。まあ今日までアメ
リカがセーフガード条項を発動いたしました場合
には、すべての場合において、その代償を提供し
てセーフガードを発動してきた、こういうのが実
態でございませう。

○渡辺武君 そこに私は、今回のアメリカの考え
の一つのポイントがありはしないかという感じが
するんです。とにかく輸入制限をしよう、しか
しながら、相手国との協議しなければならぬ、そ
うして相手国との協議が整わなかつた場合は、これ

はガット加盟国団の裁定を仰がなければいかぬ。
協議が整つた場合でも、相手国に対してやっぱ
り多少の譲歩をしないと、この条項は発動できな
い。かなりこれは制限がきびしいですね。そのき
びしい制限をゆるめて、そうしてセーフガード条
項の適用をやりやすくしよう、こういうような方
向がいまアメリカからぐつと出ています。

○政府委員(大蔵公雄君) 私どももまだアメリカ
の最終的な態度はわからないわけでございませ
うが、私どもがCIEP報告書その他を読みました
範囲内におきまして、アメリカが考えております
ところの多角的なセーフガード条項と申します
もの、いわゆる多国籍の協議というものは必要だ
とアメリカ自身も考えておるわけでございませ
う、おそらく今度の新国際ラウンドにおいて議論
になりますもの、いかなる監視機構をこれに對し
て設けるかということが非常に大きな問題になる
と思ひます。アメリカ自身が、ほかの国との協
議なくして勝手に発動し得るようなセーフガー
ド条項というものを考えているわけではない、か
ように私どもは考えているわけでございませう。

○渡辺武君 アメリカがガットの主唱国です
から、みずからガット条項を踏みにじっていくと、
形式的にもね、そういうやり方をとるか、それと
もまた、一応形式的には国際的な監視団のよう
なものをつくってやっていくという道をとるか、こ
れはいろんな道があり得る。しかし、いずれにし
ましても、アメリカが緊急輸入制限をやりやす
くするという方向で、ガットのセーフガード条項
を見直そうとしているという基本的な方向は私は変
わらないと思ふ。

日本は、もう合衆国のあの輸入禁止問題で、こ

の点については大きな痛手を受けた。これがさら
にやりやすくなるというふうな方向で出られたら
たいへんなことですよ。時間がないので、その点
深くも追及しないで次に移りますけれども、ひと
つその辺はよくお考えいただきたい。

それからもう一つ、先ほどおっしゃった、国際収
支を理由にした輸入制限というのを言ひ出して
おりますけれども、一体この国際収支を理由にし
た輸入制限というものを、アメリカのような大
国がやる権利があるかどうか。私はこれは非常に疑
問です。なぜかといへば、これはIMF協定でも
そうですけれども、為替制限をするのは、戦後、
つまり敗戦で非常に荒れ果ててしまった日本のよ
うな国が、これがいわば過渡的な措置として為替
制限をやることのできるんだということになつて
おつた。原則自由化ということとは動かなかつた。
ガットでも私は同じことだと思ふ。そのガットの
十二條の適用国、これは、だからアメリカ以外の
国であつたのが、いままさにアメリカが、国際収
支の赤字を理由にして、そうして輸入制限をしよ
うということ公然とやういふ出で出てきている。そ
ういうことが一体できるのかどうか。この点
どう思われますか。

○政府委員(大蔵公雄君) おっしゃるとおり、一
回十一條国になりました国が、ことにアメリカの
ような大國が、要するに十二條に違反をする
と申しますか、輸入制限を条件にして輸入制限が
できるような体制になるかどうかというの、こ
れは御指摘のように非常に大きな問題だらうと、
私どもも考えております。ただ、アメリカが、現
在の国際収支に關しまして、非常に敏感と申しま
するが、非常に重大な問題であるというふう
にアメリカ自身が自覚をしておることはもう御承知の
とおりでございまして、何か、メンツをかなぐり
捨てておるという面がは見えるわけでございま
す。

したがいまして、どういふことを新国際ラウ
ンドの場においてこの問題に關しましては持ち出
すか、私ども、ちょっと見当がつかねるわけでござ

ざいますけれども、要するに、私もといたしましては、アメリカに対して日本の立場から言うべきことは、そういう場におきましても、二国間においても多角的な場においても、言うべきことは十分に言いたい、かように考えておるわけでございます。

○渡辺武君 これは重大ですよ。アメリカ自身がガット条項を公然とじゅうりんする、いわばそう言っても差しつかえないですわ、これは。国際收支上の理由で輸入制限をやるんだというところはつきり言っているんですからね、あなたの先ほどの御説明のとおり。そんなばかなことは私は考えられないと思う。不当な措置ですよ、これは。

しかも、どうですか。国際收支上の理由で輸入課徴金を、しかも、差別的に課するということのようなことを、新聞で書いてあるわけですね。これは日本を目標にしたもんだということも盛んに書き立てられているわけですから、その上に、数量制限もやるのだということもいっているようですね。その点どうですか。

○政府委員(大蔵公雄君) どうも、その点の問題になりますと、私も直接の専門家ではないんですが、最近ワシントンから大蔵大臣お帰りになりました、大蔵大臣の、先方の首脳部と話をされました感覚としては、アメリカが日本に対して差別的な課徴金をかける、こういうようなことを具体的に考えているとは自分は思わない、こういう感じを受けた、こういうような話を大臣はしておられました、また私も私どものレベルで、先般エバリーが日本に参りましたし、これはまあときどき—アメリカの大使館の連中なんかの、いわゆる行政政府の感覚でございしますが、こういうたようなものも、アメリカとして、新しいガットの交渉に臨むために、大幅な権限を国会に要請をする必要がある、その内容に関してはいま検討中であるけれども、新聞等に出ているように、具体的にいますぐ日本に対して差別的な課徴金を行政政府としてかけることは絶対にやるべきではないと考えてい

る、というふうな話はいましておるわけでございまして、こういう点にしましては、新聞紙上等で受けますところの印象と、アメリカの行政政府が現実問題として考えておられますところは、若干違うようなのが実態ではないかと、かように考えるわけでございます。

○渡辺武君 それは、いろいろ政治上の考慮ということはあると思います。私は、いまおっしゃったようなところに種々の理由があるんじゃないかと、うとうふうに思いますけれども、その点とはにかくとしまして、しかし、これはガット条項上どうですか、国際收支上の理由で課徴金を課することができるといふことをいえますか。

○政府委員(大蔵公雄君) いわゆるガット税率が設定をされております品目につきまして、輸入課徴金をかけるというふうなことは、私どももの解釈ではガットの二条に反するといふふうに理解をいたしております。現在のガットの二条に反するとは解釈いたしております、輸入課徴金を一方的にかつ差別的に課するといふようなことは、これはガットの第一条に、そもその原則に反する、かように考えているわけでございます。

○渡辺武君 おとしのこの輸入課徴金問題が起ったときに、日本政府はガットに、これはガット条項違反だといふことを提訴したと思えますけれども、その結論はどうなりましたか。

○政府委員(大蔵公雄君) 確かにガットにおきまして、アメリカが課徴金を課した場合に、八月の十五日にアメリカは課徴金を発動したわけでございしますが、八月の二十四日、二十五日にガットの緊急理事会が開かれまして、このアメリカの輸入課徴金にしまして協議を行なった。討議をしてその結論が全く出ていない間に、課徴金が撤廃をされてしまったと、こういう現実がございまして、当時アメリカは非常に、これはもう非常事態であつて、要するに、ガット条項の上をいくものであるといふようなことで、アメリカは課徴金を発動したわけでございしますが、これに對しましては、日本ももちろんでございますが、

ヨーロッパ各国もけしからぬということで、ガットにおきましては議論が行なわれましたが、結論が出ない間に課徴金が撤廃をされてしまったと、こういう結果でございます。

○渡辺武君 もうちょっと—大体時間がないんでもう少し詳しく伺いたいんですけれども、この辺であれしますけれども、しかし、一方で貿易自由の原則だなど口で言つて、そして新しい国際ラウンドにも参加するといふ態度をとっているアメリカが、他方でもって自分の国だけは輸入制限をやる、しかも、いまのこのセーフガードの問題にしても、輸入課徴金の問題にしても、これはガット条項上からしても、非常におかしいと思わざるを得ないような措置を平気な顔をしてとらうとしている。これはもう国際的な経済政策における力の政策だといつて私は差しつかえないと思ふ。別のことで言えば、おれの言うことを聞かなければ輸入制限でやるぞ、こういう態度でしよう。乱暴きわまりない態度といつて差しつかえない。しかも、こういう国がどうせ討議の中心になるんだけれども、それを承知の上だと思ふ、日本政府は、なぜ、一体みずから新国際ラウンドなんといふものを提唱したんですか。その理由が私にはわからない。こんなことでアメリカの言うとおりになつていけば、これは、日本はたいへんな打撃を受ける。輸出入ともに大きな打撃を受ける。

いま私がほんの二、三点を質問しただけでその辺は明らかです。どうしてこんな国際ラウンドなんといふものを提唱したんですか。その点を伺いたい。

○政府委員(大蔵公雄君) 今日まで、日本の経済体質と申しますか、そういうものからいたしまして、要するに、世界の自由な貿易の拡大と申しますことは、日本の国益に合致をいたしたといふことは実態であらうかと思ひます。今後といえども、要するに、日本は今後さらに世界の貿易が自由拡大をするという方向に進むべきではないかと、進むことが日本の国益にも合致するものと考

えられるわけでございまして、ほんとうに、要するに新国際ラウンドが目ざすところのものは、日本の思ふような方向にまいりますならば、私は、これはやはり新国際ラウンドを提唱してもおかしくはないと思ひます。ただし、各国とも、いまの関税の問題もそうでございますが、やはり最終的には自国の利益といふことを主体にいたしましてそれぞれが議論をし、なおかつその中で、世界ができるだけのコンセンサスを、合意を得るような方向でやはりある程度妥協をしていくといふことも、これは世界貿易の伸展のためには必要な面もあるわけでございまして、各国が自分の主張だけをいたしております、これは、やはり世界は要するに貿易戦争という事態に相なるわけでございまして、私もといたしまして、先生御指摘のように、アメリカがCIEPの報告の中に盛られておりますようなことを、現実これを実行をいたすといふことになると、日本としても相当文句をアメリカに対して言うことがあるわけでございします。したがしまして、私も今後その新国際ラウンドの場、あるいは二国間のバイラテラルなその交渉の場、その他におきまして、日本の主張すべきところは十分に主張をし、わが国の国益という観点からの交渉を進めたいと、かように考えておるわけでございます。

○渡辺武君 あと二つだけ質問いたします。ついでにちょっと伺いたいのですが、何か新聞によりまして、通産大臣、日本の自由化の問題も、アメリカがこういう態度をとっているのじゃ考え直さなきゃならぬといふようなことを言ったそうですが、通産省としてはどういふことを考えていらつしやるか。

○説明員(寺田憲一君) 輸入課長がおりませんのでかわつて答えさせていただきますが、自由化の問題は、これは、むしろ長期的に世界の自由貿易を維持するために、一そう推進していかなければならぬ問題であらうと思つております。したがしまして、基本的に自由化を進めていくという方向につきましては、通産省は全くこの方向で進みたいと思つております。

ただ、いかなる時期に、いかなる品目について自由化するかという問題につきましては、そのときの情勢により、あるいは多少影響を受けるかもしれない。それは大臣おっしゃいましたように、アメリカの態度がどうであるから、自由化をどうするということにつきましては、これは大臣の真意をよく確かめてみなければならぬ問題である、こう考えます。

○渡辺武君 時間が来たので最後に一問だけにしますけれども、私は、この問題は、やはり大きな国際的なスケールで見ないと、事の本質はわからないという感じがするのです。

日本が新国際ラウンドを提唱した当時、これはECに開税障壁があつて、そうして日本の輸出についても特別な対日輸入制限をやられている。何とかこれを打破しなければならぬということを、盛んに宣伝されたわけですね。ところが、なぜ一体、日本がそれほどこのECの問題を取り上げるのか、これを考えざるを得ない。というのは、日本は対米貿易では非常に大きな黒字を出して、アメリカから盛んに攻撃を受けている。そこで、そのアメリカの攻撃をかわすためには、いま対米貿易に向けているこの輸出を、これをECのほうに振り向けざるを得ない。ここが、私は一つの眼目であると思う。つまり、対米貿易の黒字を減らすというその手段として、ヨーロッパ諸国への輸出の増強、そのためにはECの開税障壁の打破、そうしてそのためには新しい国際ラウンド、こういうことで、この日本が提唱者の一人になった、こういういきさつじゃないでしょうか。つまり、ケネディラウンドのときには、アメリカが主たる提唱者になった。しかし、今度の新国際ラウンドは、いわばアメリカの身がわりになって日本が提唱者になったというところに事の本質がありはしないか、こう思うのです。

御承知のように、アメリカは、いまだ問題で非常に深刻な事態に当面している。そのドル危機の最大の原因はどこにあるかといえ、これは一言で言えば、アメリカの海外に向けての軍事支

出、あるいはまた、かいらい政府などに対するアメリカ政府の経済援助、これがアメリカの国際収支赤字の最大の根本的な原因。しかしアメリカは、この点については触れようとしなくて、事をもっぱら貿易問題で解消して、そうして貿易黒字国の日本、これは何とかしろということ盛んに責めている。ドル危機を解消するために日本の負担で解消しよう、あるいは日本以外の国の負担で解消しよう、これがアメリカの基本戦略でしょう。まさに、日本政府の新国際ラウンドの提唱というものは、このアメリカの、いわば国際経済政策におけるニクソンドクトリンの線に沿っての行き方だといふふうに見ざるを得ない。そういうことであるがゆえに、日本の農業や中小企業に、非常に大きな打撃があると、もうすでにアメリカの提唱の中でその点のはっきり見えておるにもかかわらず、これはもう前からわかつておるはずですよ、そういうことになるというのは、それなのに、もかかわらず、新国際ラウンドの提唱者になる、こういうことでしょうか。こんなことで一体ほんとうの意味の利益を守れますか。大きな国際経済政策の一つとして、こういう重大な開税政策、この点については、私は政府の政策の根本的なやつぱり再検討を必要としている時期じゃないかといふふうに思いますが、その点どうですか。

○政府委員(山本敏三郎君) 先ほどから伺っておりますけれども、私はこまかいことは全く存じません。しかし、歴史的に見ましても、貿易自由の原則というのは、強者の論理であつて、かつてイギリスが言い、アメリカが言い、いまアメリカは経済的にはベトナム戦争もありましようし、アメリカの国内の経済の対応性の弱さもありましようし、いろいろありましようけれども、非常に苦しい立場に立つて、必ずしもガットをつくり、IMFを提唱したような、それにふさわしい態度に出ていないのは事実だと思ひます。しかし、一面からいいますと、アメリカの国際収支の非常な赤字の責任の一半は日本にあるといふのは、ヨーロッパ諸国も認めている事実だと。こういうふう

に考えていきますと、日本にとってはやっぱり貿易が自由であるということが、資源のない国でありますだけに、バイタルだといひますと、ヨーロッパのECのブロック主義というものも、なるべく早く出てこないように、そして世界が保護貿易主義に戻っていかないようにといふことを考えることは、日本が一番深刻な事情にある。そういう点から、当面の問題としては、世界の世論が認める程度に、日本も苦しい中でも努力をしていかなければ、そして、しかし、世界の貿易を保護主義にしたり、ブロック主義にしない、それを考えていくことは、私は日本の利益にかかわる問題だと、こういうふうにかえりますので、手続の問題等存じませんけれども、そう一方的にアメリカの言うとおりにばかりではないと。ことに愛知大臣がござる国際会議へ出ましても、アメリカに対してどしどしものを申している。しかし、そのものを申していること自体の裏づけがないんですから、どうしても裏づけをつくっていくためには、世界の第三国が評価するようなどころまで日本も努力をしていった上で、世界の自由貿易というものをある程度守っていくということが一番利益に沿うゆえんだと、こう考えます。

○委員(藤田正明君) 両案に対する本日の質疑はこの程度といたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時五十四分散会

昭和四十八年四月十一日印刷

昭和四十八年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局